

社団法人 日本介護福祉士会

新規委員会の活動始まる

(社)日本介護福祉士会は今年度、新たに各種委員会を設け、組織活動強化等の検討を行うこととしており、このほど各委員会が相次いで開催された。また、都道府県会長会議(写真)も開催された。

組織強化委員会

形式としては、昨年度の第一回委員会から引き続きの活動となるが、今年度第一回委員会が七月五日(金)に日本介護福祉士会事務局にて開催された。これまで、日本介護福祉士会の組織強化について、正副会長及び常任理事(ブロック長)を中心に、各支部長の協力とともに取り組んできた。今後は各ブロックで組織委員を選出し、ブロック長と協力して一層の組織強化を図ることを目的として組織委員会が

構成された。

各ブロックより選出された委員と正副会長及び常任理事で構成され、委員長には、上村富江委員(関東・甲信越)が選出された。

生涯研修制度検討委員会

現状において、資格取得後の介護福祉士自身のスキルアップについての明確な規範がない状況であり、さらなる介護福祉士の資質の向上と社会的評価を高めることを主目的として、生涯研修制度の構築を図ることとして、今年度より設置された。

住み慣れた地域でその人らしい暮らし

第4回ユニットケア全国セミナーを開催

八月三、四日の二日間、千葉県の幕張メッセにおいて「第四回ユニットケア全国セミナー」が開催され、三千名余が参加した。今回、堂本暁子千葉県知事を含め、岩手、宮城、栃木、三重、鳥取、高知の七県知事による「知事放談」では、地域に根ざした介護に向け、「ハードの整備」など、四項目を共同提案として国に要望した。

セミナーを開催するにあたり、開催地の千葉県では、昨年九月に実行委員会が、千葉県介護福祉士会も加わり行政、事業団、民間団体、各職能団体が組織された。このようなことは当セミナーでは初の試みで、開催までにユニットケアの現状の理解を深めるための勉強会を重ねた。今後の利用者主体のケアのあり方を、高齢

法書士・須賀淳治氏で検討していく委員会であり、次の役員選出方法に関する事項を決定するための組織であるため、従来の執行部からは独立した存在であるが、第一回目の委員会については、本委員会の趣旨を十分に理解し、円滑に検討が進められる一助とするため、正副会長が出席する形式で、七月二十八日(日)に日本介護福祉士会事務局にて開催され、委員長には本多正子委員(近畿)が選出された。

役員の選出方法(選挙制度)に関する役員選出規則については、従来の定款の中に明確には記されていない。そのため、まずは他団体より提供していただいた定款や選挙規程を元に本会独自の草案を検討していくことを第一の目標として、常任理事会で成案を決定した後、来年度(平成十五年)の総会の場に規程(案)を議案提出する予定である。

○構成Ⅱ委員/安田勇三、宮崎剛男、山内美智子、本田正子、三橋一久、松隈直美、オプザーバー/須賀淳治(司法書士)

これら以外にも昨年度より引き続きいる委員会「研修」「広報」「調査・研究」も含めて、報告すべき事項については随時掲載していく予定であり、日介の事業運営・委員会活動についてご意見やご要望がありましたら、日本介護福祉士会事務局までお願い致します。

また、生涯研修制度検討委員会並びに選挙制度検討委員会を開催するにあたり、資料を提供していただいた各団体及び担当者の皆様には、この場を借りてお礼を申し上げます。

社団法人設立記念祝賀会
長野県介護福祉士会
支部として初めて社団法人となった長野県介護福祉士会は、この設立を記念して記念祝賀会を開く。

▽日時 十一月二日(土) 九時五十分〜十三時 セルモ二
十四時〜十六時 祝賀会
▽場所 軽井沢プリンスホテル
▽問合せ 申し込み先 長野県介護福祉士会事務局 (TEL) 0266-223-6670

ドイツ視察団を募集
日本介護福祉士会では、学術研究活動における国際交流の一環として、本年はドイツの視察交流を行うこととなり、参加者の募集を始めた。(詳細Ⅲ3面)



第1回都道府県会長会議を開催

日本介護福祉士会と全国六ブロック、ブロック内での支部間の情報の共有化を図ることを目的として八月十一日、安田生命アカデミア(東京都府中市)において、第一回都道府県会長会議が開催された。

介護保険制度の動向と介護福祉士のあり方について、厚生労働省老健局長 課シバサールサービス専門官・矢部正治氏と同省社会・援護局福祉基盤課長補佐・中井孝之氏より講演をいただいた。

その後は、ブロック別に分かれての会議と全体討議の場となり、活発な意見交換が成された。

第二回目は、同じ場所で平成十五年一月十一日(土)〜十二日(日)に行われる予定。

「杜の都」「日本三景の松島」「蔵王」の緑・海・山の数々の見どころを備えた宮城県で、第九回全国研究大会が開催されます。多くの皆さんが、大会に参加され、宮城の地において、たくさんの方と交流し、学びを得たいと思いませんか。

青葉城恋唄の調べで、皆さんをお迎えします。
宮城県介護福祉士会会長 岡田 稔

第9回全国研究大会に参加を

第九回全国研究大会は、利用者が望むサービスを提供する立場から、他職種と連携を図り、自立支援を念頭におきながら、専門性を発揮した介護を行なう

ことや、専門職のあり方を探ることを目的としている。開催地の宮城県からもお誘いの呼びかけ(下段)が届き、北海道・東北ブロック

ク全体で取り組んでいるが、全国の各支部においても発表事例および参加者の動員についてご協力をお願いします。

(関連Ⅱ4面)

3日間のリーダー研修開催

介護福祉士の資格者が三十万人余りとなり、利用者本位の質の高いサービスを提供するために資格取得直後の初心者を対象とした初任者研修を開催する必要がある。その講師を養成することを目的としてリーダ研修が、六月十六日(日)～十八日(火)の三日間、愛知県の名古屋クラウンホテルにおいて、四十二名の参加者にて行われた。

初日には、厚生労働省社会・援護局福祉基礎課マンパワープラン係長試験係長・日野徹氏より「行政説明」として、介護福祉士を取り巻く現状と今後についての講義をいただき、身体障害者療養施設内湯療園在宅福祉部主任・戸来睦雄氏より「障害者施策」として障害者施策の現状と支援費制度について、富山県立

各地でブロック研修行われる

北海道・東北ブロック

福島県で170名が参加

六月二十一日(金)～二十二日(土)に福島県ニューホテルにおいて、北海道・東北ブロック研修会が開催された。

初日は、「介護保険のその後」と題して厚生労働省老健局長課長補佐・中村欣三氏から、「介護の倫理を考へる」と題してシンポジウム作家・向井孝子氏から、それぞれ講演をいただきメールを送られた。

二日目のシンポジウムで

「介護ってまさか、守られませんか」「介護」と題して、コーディネーターに福島県介護福祉士会、島根県福祉センターに所属するシンポジウムに博子をシンポジストに障害者小規模作業所施設「自由空間施設長・八代紀男氏」が老人を抱える家族の会福島県支部世話人・大内忠

関東・甲信越ブロック

ケアマネ研修に78名

七月十三日(土)～十四日(日)に安田生命アカデミアにおいて、関東・甲信越ブロック(山梨県)主催によるケアマネ研修センター研修会が七十八名の参加者のもと行われた。

東京都介護福祉士会活動中の会員講師三名を迎えて行われ、「ケアプランに



活動報告

七月十三日(土)～十四日(日)に安田生命アカデミアにおいて、関東・甲信越ブロック(山梨県)主催によるケアマネ研修センター研修会が七十八名の参加者のもと行われた。

東京都介護福祉士会活動中の会員講師三名を迎えて行われ、「ケアプランに

学短期大学教授・井原慶子氏より「介護福祉士としての基本的態度」について演習が行われ、ケアハウスアドナイン館生活相談員・鈴木敬二氏より「他職種との連携」として、事例検討による演習を含めた講義が行われ、新潟市高齢者福祉センター・主査・岡田史氏より「利用者の心を支えるために」として演習がそれぞれ行われた。

研修最終日には、上野社会福祉専門学校専任教員・柴田範子氏より「介護技術」について、旭川厚生専門学校介護福祉士科科長・神宝誠子氏より「教授法」について、初任者研修プログラムの組み方について講義及び演習が行われた。

受講者からは、「自分の中で硬く固まってしまうので自分を発見できた」「演習の時間をじっくり取り、特に介護技術については実際に時間を取ることができた」等の意見が寄せられた。

東海・北陸ブロック

定員上回る380名で盛況

七月二十日(土)～二十一日(日)に静岡県コンベンションセンター・グランシップにおいて東海・北陸ブロック研修会が開催された。

二日目は、分科会として「施設介護」として、聖隷クリストファー大学社会福祉学部助教授・山本誠氏と本会会長・田中雅子を助言者として「集団ケアとユニットケア」「障害者ケアプラン」

七月二十日(土)～二十一日(日)に静岡県コンベンションセンター・グランシップにおいて東海・北陸ブロック研修会が開催された。

二日目は、分科会として「施設介護」として、聖隷クリストファー大学社会福祉学部助教授・山本誠氏と本会会長・田中雅子を助言者として「集団ケアとユニットケア」「障害者ケアプラン」

中国・四国ブロック

300名超す参加者が交流

中国・四国ブロック研修会が六月二十一日(金)～二十二日(土)に、メインテーマ「今、求められるケア」と題し、島根県松江市「くまびきメッセ」国際会

書評

『高齢者の口腔ケア その人らしさを支える新しい支援のあり方』

監修 是枝祥子
著者 岡田弥生
発行 一橋出版
価格 千四百円十税

東京都介護福祉士会のは枝祥子会長が本を作った。杉並区高井戸保健センター歯科医師の岡田弥生さんとともに介護職が口腔ケアを実践するための実用的かつ理論的な本を著した。

歯だけでなく口腔全体は人間の生活にとってそれほど重要な役割を果たしていることだろうか。飲む、食べる、喋る、息をする、臭いをかぐ、表情を作る、愛情を表現するなどなど

歯だけでなく口腔全体は人間の生活にとってそれほど重要な役割を果たしていることだろうか。飲む、食べる、喋る、息をする、臭いをかぐ、表情を作る、愛情を表現するなどなど

本書は言う。口は健康の源泉です。口は幸福の源泉です。

(評者)厚生労働省社会・援護局総務課長 森山幹夫

本書は言う。口は健康の源泉です。口は幸福の源泉です。

(評者)厚生労働省社会・援護局総務課長 森山幹夫

本書は言う。口は健康の源泉です。口は幸福の源泉です。

(評者)厚生労働省社会・援護局総務課長 森山幹夫

バックナンバーのご案内(特集)

- 2002年1月 「その人らしき実現」のためのリハビリテーション
- 2002年2月 介護事故への対応とリスクマネジメント
- 2002年3月 介護苦情白書～今の利用者ニーズを探る
- 2002年4月 おいしく、安全に「食べる」
- 2002年5月 「福祉用具」の正しい知識と活用法
- 2002年6月 座談会「エンドオブライフへの支援」
- 2002年7月 「ケアプラン」のここをどうする?!
- 2002年8月 今すぐ使える訪問介護計画

※品切れの際はご容赦ください。

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。

「実践に役立つ」「実践を受けとめ、評価する」「楽しく仕事ができる」「元気に暮らせる」面を重点とした誌面構成。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円) ●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)

好評連載

- らくらく介護技術講座/最近のヒヤリハット事情/自立支援の福祉用具利用法一みて、ふれて、使ってみよう/介護パワーアップ! みんなで作ろうケアプラン/わかる わかる 痴呆症ケア/いわせて聞かせて家族のホンネ/知っておきたい老年心理PARTII/知っておきたい医学知識/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/全国リレーメッセージ ホツと笑顔の仲間たち

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●

社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区鷹が岡3-3-2 新鷹が岡ビル
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511
出版部 注文用 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス
http://www.fukushinohon.gr.jp

第15回介護福祉士国家試験 携帯電話等の持ち込みは無効の場合も

第十五回介護福祉士国家試験は既報の通り、筆記試験が平成十五年一月二十六日に、実技試験が同年三月二日に予定されている。合格者の発表は同年三月三十一日午後一時だが、晴れて

栄冠を手にするまでに幾つかの注意事項があるので、掲載する。

《受験申込書の受付(提出)期間》平成十四年八月十四日(水)から九月十三日(金) (消印有効)まで。受

験希望者は、あらかじめ受験の申込みに必要な書類「受験の手引き」を取り寄せる必要がある。

《受験における注意事項》

①受験資格 受験資格の対象となる実務経験について、受験資格の対象とならない職種(例えば、「生活指導員」「事務職」「栄養士」等)で、本来業務に従事しているにもかかわらず、介護業務に従事しているとして受験した場合は、試験は無効となり、合格は取り消される。

②携帯電話等の持ち込み 禁止について 不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話、PHS、ポケットベル等の通信機器の持ち込みは一切禁止となる。この受験条件に違反して携帯電話等の持ち込みが確認されたときは、当該受験が無効とする場合がある。特に、実技試験に置いては、受験前の場合に試験を認めず、受験後の場合は当該受験は無効となる。

試験の問い合わせは、(財)社会福祉振興・試験センター(試験案内専用電話03-3466-7755)まで。

出題基準等の冊子発行 (財)社会福祉振興・試験センターではこのほど、第十五回国家試験に適用される『国家試験出題基準・合格基準』(写真11右)を発行した。

過去の試験問題を収録したCD-ROM付きで、定価二千円。問い合わせ・注文は同センターまで。

●今後の中央研修等の予定

【全国一斉介護相談】
老人福祉法が昨年改正された。九月十五日の「老人の日」から二十一日までの一週間を「老人週間」として、これを定めました。

これを受けて、「みんなで築こう 活力ある長寿社会」を標榜して平成十四年度老人の日・老人週間キャンペーンが実施されます。

内閣府や厚生労働省などの十一の主催団体とNHKなどの三の協賛団体によって実施され、主催団体として参加する本会において、各支部による介護相談事業やフリーダイヤルによる電話相談を実施する予定です。

【介護支援専門員実務研修受講試験】
介護保険制度の要となる介護支援専門員の任務は重要であり、本年度の試験は全国統一で十月二十七日(日)十時から通知されおこなわれます。

本会では全国で受験を予定されている皆様のために、全国統一模擬試験を企画致し、

【介護支援専門員実務研修受講資格試験・模擬試験】
一般・二万円(模擬問題集の代金が含まれています)が、屋敷及テキスト(長寿社会開発センター刊)は(持参下さい)

【講習】
講師・テーマ・時間割についてはお問合せ下さい。

【世界アルツハイマーデー記念フォーラム】
日時 九月七日(土)十時～十六時

場所 社会福祉法人浴風会 高齢者痴呆介護研究会 研修東京センター(東京都杉並区)

講師 社会福祉法人浴風会 高齢者痴呆介護研究会 研究東京センター(東京都杉並区)

日時 九月二十九日(日)十三時～十五時半

場所 宮崎県福祉総合センター 人材研修館四階

講師 社会福祉法人まのりあ事務局長・前田薫氏

定員 二百名

参加費 会員・無料 一般・千円

申込締切 九月二十日(金)

問合せ・申し込み先 宮崎県福祉総合センター(TEL 0985-32-9740) 担当・稲葉

△支部のイベント(順不同)

【美技勉強会】
日時 八月二十四日(土)十時～十二時
場所 ふれあいの館白山三階会議室(岐阜市鶴田町三二七-四)

講師 岐阜県介護福祉士会副会長・馬淵清美
テーマ 「緊急時の対応」

静岡県介護福祉士会
【第五回介護支援専門員実務研修受講資格試験対策講座】
日時 九月二十一日(土)九時(受付)～二十三日(月・祝)十六時
場所 静岡駅ビル パルシェ七階会議室
定員 六十名
参加費 会員・一万円 (江東区住吉)

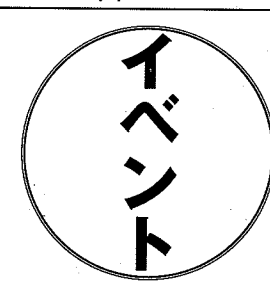
【研修会】
日時 九月十四日(土)十月十日(木)十一月二日(土)九時半(受付)～十六時
場所 ティアラ・うらやま(江東区住吉)

△日時 九月二十日(日)十時～十二時
△会場 東京ビックサイト

【海外研修報告会「デンマークの福祉を学ぶ」】
日時 九月二十九日(日)十三時～十五時半
場所 宮崎県福祉総合センター 人材研修館四階
講師 社会福祉法人まのりあ事務局長・前田薫氏
定員 二百名
参加費 会員・無料 一般・千円
申込締切 九月二十日(金)
問合せ・申し込み先 宮崎県福祉総合センター(TEL 0985-32-9740) 担当・稲葉

【国際福祉機器展 HCR 2002】
十六ヶ国六百十社に渡る世界の福祉機器の総合展示を行います。

日時 九月十日(火)～十二日(木)十時～十七時
場所 東京ビックサイト



△関連団体のイベント(順不同)

【世界アルツハイマーデー記念フォーラム】
日時 九月七日(土)十時～十六時
場所 社会福祉法人浴風会 高齢者痴呆介護研究会 研修東京センター(東京都杉並区)

【海外研修報告会「デンマークの福祉を学ぶ」】
日時 九月二十九日(日)十三時～十五時半
場所 宮崎県福祉総合センター 人材研修館四階
講師 社会福祉法人まのりあ事務局長・前田薫氏
定員 二百名
参加費 会員・無料 一般・千円
申込締切 九月二十日(金)
問合せ・申し込み先 宮崎県福祉総合センター(TEL 0985-32-9740) 担当・稲葉

【国際福祉機器展 HCR 2002】
十六ヶ国六百十社に渡る世界の福祉機器の総合展示を行います。

日時 九月十日(火)～十二日(木)十時～十七時
場所 東京ビックサイト

平成十四年度年会費振替のお知らせ(八・九月実施分)

本会では、平成十四年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を八月二十六日(月)及び九月二十六日(木)に実施させていただきます。ご案内申し上げます。

つきましては、前日までに口座にご入金をお願い申し上げます。

八・九月分の口座振替については、前日までに口座振替の振替不可となった方も含め、全ての振替実施支部において行います。なお、継続会員・新規会員・今年、養成施設を卒業された場合の新規会員などで金額が異なりますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問合せ下さい。

日本介護福祉士会ドイツ視察団 参加者募集

■目的・特色

1. ドイツの国家資格である「老人介護士」およびその団体との交流を主目的とし、現地の視察等を行ないます。
2. 現地にて事前オリエンテーションを実施します。
3. 市内観光より、視察に重点を置いた行程です。

■旅行日程
平成14年11月24日(日)～11月29日(金) 6日間

■コース(予定)
東京→ドイツ(ケルン・ディスブルクまたはベルリン 予定)→東京

■旅行代金(予定) (大人お一人様) 350,000円

■募集人員 20名(最少催行人員14名)

■募集締切日 平成14年10月15日(火)

※現在、詳しい旅行条件等を掲載した要綱を作成中ですので、参加を希望される方は、右記日本介護福祉士会事務局までお問合せください。

ケルン大聖堂 (イメージ)

■企画
社団法人 日本介護福祉士会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13
西勘虎ノ門ビル
電話：03-3507-0784 FAX：03-3507-8810

■旅行主催
名鉄観光サービス(株) 新霞が関支店

第9回全国研究大会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～利用者のQOLの向上を目指す介護福祉士の専門性の確立を～
2. 主催 社団法人 日本介護福祉士会
3. 期日 10月25日(金)～26日(土)
4. 参加人数 1,000名
5. 会場 仙台国際センター
〒980-0856 宮城県仙台市青葉区青葉山 電話022-265-2211
6. 日程
10月25日(金) 第1日目
11:00～13:00 受付(仙台国際センター2階 大ホール)
13:00～13:30 開会 主催者挨拶、来賓挨拶
13:40～15:10 基調講演「15年度から変わる障害者介護～障害者施策に係る支援費制度について～(仮)」
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 高原亮治氏(予定)
15:30～17:00 記念講演「介護における科学性と人間性の両立～目標指向的介護の実践～」
国立長寿医療研究センター老人ケア研究部部長 大川弥生氏
17:30～19:30 懇親会(ゲスト フォークシンガー さとう宗幸氏)
10月26日(土) 第2日目
9:00～12:00 分科会(仙台国際センター 2階・3階)
《第1分科会》医療的行為について～現状認識から解決を目指して～
助言者 ・平林勝政氏(国学院大学法学部教授)
・上村富江氏(全労済長野県支部在宅介護支援センター所長)
司会者 ・因 利恵(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
《第2分科会》痴呆性高齢者介護について～痴呆性高齢者介護の専門性を考える～
助言者 ・長嶋紀一氏(高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
・石井綾子氏(特別養護老人ホームあやめの里副施設長)
司会者 ・鈴木敬二(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
《第3分科会》障害者介護について～障害者介護と支援費制度について～
助言者 ・坂本洋一氏(予定)(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官)
・鬼束幸子氏(みやざき障害者生活支援センターにじ所長)
司会者 ・大橋佳子(社団法人日本介護福祉士会研修委員長)
《第4分科会》人材育成について～21世紀の介護を支える人材育成のあり方～
助言者 ・川井太加子氏(予定)(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課介護技術専門官)
・平 祥子氏(札幌国際大学短期大学部講師)
司会者 ・井原慶子(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
13:00～15:30 《身体拘束・抑制廃止に関するシンポジウム》
「利用者のQOLの向上を目指す専門性とは」
シンポジスト 長嶋紀一氏(高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
近藤敏夫氏(秋田県鷹巣町社会福祉協議会事務局長)
(調整中)(厚生労働省老健局計画課)
中澤初枝氏(特別養護老人ホーム尚古園寮母主任)
コーディネーター 岡田 史(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
15:30～15:50 「安心三重奏」説明 株式会社損害保険ジャパン
15:50～16:30 全体会
16:30～16:40 閉会
7. 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会(Tel 03-3507-0741)

●第9回全国研究大会発表事例を募集

今年で第9回を迎える全国研究大会を上記要綱で開催します。つきましては、4つの分科会の発表事例を会員より広く募集いたします。
日本介護福祉士会事務局に研究発表要旨登録票を請求ください。事務局より詳細をお送りしますので、必要事項を記入して、事例の概要をご返送ください。なお、事例発表者の決定については後日、ご本人宛に通知いたします。

●アンケートのお願い

前大会に引き続き、「医療的行為について」の分科会を予定しています。ぜひ、下記のアンケートにご協力ください。回答は、日本介護福祉士会事務局までFAXにて9月20日(金)までお願い致します。

医療的行為についてのアンケート

(該当するところに○をつけて下さい)

1. 基本属性
1) あなたの性別、年齢を教えてください。
男性 ・ 女性 年齢 歳
2) あなたの所在地(都道府県)を教えてください。
()
3) あなたの職域についてお答え下さい。
・特別養護老人ホーム ・訪問介護 ・老人保健施設
・デイサービスセンター ・デイケアセンター
・療養型病床群 ・病院 ・訪問入浴介護
・その他()
4) あなたの職場では医療職との役割分担が
・できている ・できていない
2. 医療的行為
1) 現在あなたは仕事として下記の表の行為を行っていますか。
・している ・していない
2) 行っていると答えた人におたずねします。
・介護職の仕事と理解して行っている
・医療的行為と思うが、やむを得ず行っている
・通常は行っていないが場合によっては行う
3) 行っている場合は、その判断は誰がしていますか。
・自分自身(介護職)
・上司(福祉職) ・上司(医療、看護職)
・医療、看護職等関係者
3. 現在行っている、または過去に行った行為について
1) 下表の行為を行った場合は、①日常的か②緊急時に○をつけてください。
2) 判断の欄には・介護職が独自に判断で出来ると認める行為に○、
・医療、看護職の判断が必要と認める行為に△、
・介護職は行えないと思える行為に× を記入して下さい。

行 為	①日常的	②緊急時	判 断	行 為	①日常的	②緊急時	判 断
呼吸器による吸痰				狭心症治療薬貼付			
経管栄養の準備				キズ等処置			
経管栄養の実施				褥瘡処置			
服薬管理				点 眼			
坐薬挿入				ストマ管理			
浣 腸				点滴針抜去			
摘 便				カテーテル管理			
インシュリン注射				在宅酸素吸入・管理			
シップ貼付				医納りハビリテーション			
軟膏等塗布							

その他の行為(具体的に)

4. 介護福祉士が医療的行為を行うことについて(自由記載)
あなたは介護福祉士が医療的行為を行うことについてどう思われますか。

FAX 03-3507-8810

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 **介護福祉**

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.52 10月15日号 平成14年(2002年)

社団法人 日本介護福祉士会

より良い介護保険制度の発展に資するために

社会保障審議会介護給付費分科会へ文書提出

平成十五年度の介護報酬見直しに向けて現在、厚生労働省「社会保障審議会介護給付費分科会」において審議が行われており、先の審議会で見直しの骨格が示された。本会においても介護保険制度(介護報酬)の見直しにかかる検討会を設置し、検討を重ねてきた。このほどその結果を標題の文書によりまとめ、社会保障審議会介護給付費分科会(第十四回)に提出することとした。

なお、同分科会は、今後は具体的な介護報酬単価改正へ議論の焦点が移ることとなる。(骨格については別紙)

「より良い介護保険制度の発展に資するために」の内容は以下のとおり。

●これからの介護報酬の設計そのものを含む介護保険制度のあり方について

介護保険制度施行後、私たち介護福祉士は、介護サービスの現場で、ホームヘルパー、施設の介護職員、サービス提供責任者、ケアマネジャーとして日々利用者にもっとも近い専門職として介護保険制度の一翼を担ってきた。

今般の介護報酬改定について、日本介護福祉士会では社会保障審議会介護給付費分科会において、常々介護報酬の見直しに単に収支の観点から行われたり、事業経営の視点からのみ議論されることに対し、介護サービスの質の維持と向上の観点に立った介護報酬の見直しが必要であることを提起してきた。

これからの介護報酬の設計そのものを含む介護保険制度のあり方について、介護を実践し介護業務に熟知している介護福祉士としてサービスの質を保証し、利用者本位のサービスを提議する観点に立ち、以下の提議を行う。

今後、介護保険法附則第二条に定められた施行後五年を経た見直しに予定されており、日本介護福祉士会は、引き続き介護報酬の設計そのものを含む介護保険制度の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護の現場を知り、利用者にもっとも近い専門職の立場から提議を行っていく。

平成十四年十一月八日

一、これからの介護保険制度の見直しの基本的なあり方

介護報酬の設定にあたって、介護サービスの現場の事情をつぶさに捉え、たぐい抜本的な見直しを行なうべきである。また、あるべき介護の理想を実現するような制度設計が図られるべきである。

時間を基準とした介護報酬の設定を改めるべきである。また、サービス提供にあたっての基準を時間内に求め、介護報酬の設定を時間内に求める考え方を改めるべきである。

介護労働を「イースン・ワーク」にしなければ、これからの日本の介護の質は低下する。介護労働が「イースン・ワーク」となるよう、適切な介護報酬額が確保されるべきである。

介護報酬を検討するにあたっては、サービスの質に

着目した試行プロジェクトを実施し、そのデータに基づきサービスの質とリンクした介護報酬のあり方を検討すべきである。

居室施設において、日常の生活場面で人間の尊厳が守られることを目的とした介護を実現するよう、必要な介護報酬の見直しを行なうべきである。

二、介護報酬の適切な水準について

【水準を考慮するにあたっての前提】

介護の工夫や専門性が評価される仕組みが望まれる。利用者の自立を図り、自立に向けた介護が実現するよう介護へのインセンティブが働く報酬上の工夫が求められる。

◎常勤ヘルパーが一定数、一定割合で配置されない訪問介護現場における介護サービスの質は保てない。これは身体介護、生活支援を問わない事である。常勤ヘルパーが雇用できる介護報酬の水準とすべきである。

◎介護保険制度導入後、非常勤ヘルパーや登録ヘルパー

の教育の充実強化、養成施設における専任教員に対する介護教員講習会の実施や国家試験の改善を行う等介護福祉士の一層の質の向上に向けた取り組みを行って来たところである。

社団法人日本介護福祉士会におかれましては、平成十二年に社団法人化されて以来、今年で三年目を迎えられる。その間、介護福祉士が質の高いサービス提供者となるための初任者研修、リーダー研修等様々な研修を実施されているとお聞きしています。今後も介護

が增加している。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

学術専門誌の論文募集

社団法人日本介護福祉士会編集の学術雑誌『実践介護福祉学(仮称)』が来春発行される。本誌は「介護」の専門性と科学性を追求し、実践と研究を結びつけ、「介護福祉学」を構築することを目的として作られるものです。介護福祉士自らの手によって、学術専門誌を作ることには意義があるため、内容的にも論文発表が最も重要となります。介護の質を高めるための雑誌になるかどうかは、

○創刊号掲載論文締め切り：十二月末

○投稿・問合せ先：(社)日本介護福祉士会事務局 〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-22-13 西勤虎ノ門ビル3階

TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長に 村木厚子氏が就任

厚生労働省は八月三十一日、人事異動を行い、社会・援護局福祉基盤課長には村木厚子氏、福祉基盤課福祉人材確保対策室長には

このたび、社会・援護局福祉基盤課長に就任いたしました村木厚子氏が、ご挨拶をされました。就任にあたりまして一言、挨拶をさせていただきます。

介護福祉士は昭和六十二年に国家資格として制度化

されて以来、順調に発展し、現在その数は三十万人を超えており、また介護福祉士を養成する大学、短期大学及び養成施設の数も年々増加している状況にあります。現在、急速な少子高齢化の進展や、経済社会構造

家族構造の変化が進む中で、我が国の社会福祉制度は、多様化する国民のニーズに対して、必要な福祉サービスを的確に提供し、国民全体の生活を支えていくことが求められます。

こうした状況の中、平成十二年四月から介護保険制度が始まり、同年六月には社会福祉法の施行、また平成十五年からの障害者福祉法について支費制度が実施される予定であるなど、福祉サービスも利用者を中心とした質の高いサービスが求められています。こ

の福祉サービスの提供の中心となるべきは、高い職業倫理をもち、専門的知識及び技術をもって、その人にふさわしい適切な介護を提供し、また、本人及びその介護者に対して介護に関する指導等を行う介護福祉士の方々であります。

福祉基盤課におきましては、社会福祉施設の充実や社会福祉事業に従事する福祉人材の確保等、福祉の基盤の充実・向上のための様々な施策を推進しておりますが、介護福祉士に関しては、介護福祉士養成施設

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

が加わっている。そのため、事業所における管理者の役割が重要となっている。

サービス提供責任者に課せられた業務は多く、訪問介護サービスにおける熟練度の低下に伴う管理業務に重要性が増大しているにもかかわらず、現行の介護報酬に管理部門の職員雇用にかかる経費が反映されていない。

したがって、これを含めた訪問介護サービス費に改めるべきである。

◎サービス水準を維持するための研修費を介護報酬に算定すべきである。

◎身体介護の介護報酬は下

活動報告

関東・甲信越ブロック研修会

八月三十一日(土)、栃木県那須温泉ホテルニュー

一岡部で五百十三人の参加者により関東・甲信越ブロック研修会が開催された。行政説明は「介護保険動向」と題して、厚生労働省

社会・援護局総務課長・森山幹夫氏から、基調講演で

九州ブロック研修会

九月六日(金)・七日

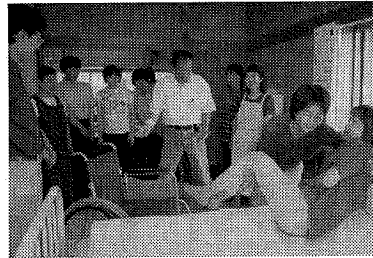
(土)に「介護の資質の向上と職場環境」をテーマに

九州ブロック研修会

九州ブロック研修会が開催

された。初日は、厚生労働省老健

体験介護の様子は、ラジ



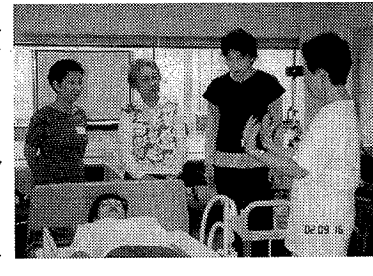
「おはあちゃんの原宿」



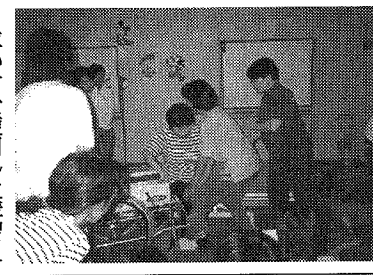
介護相談の実施を通じて



神戸クリスタルタワーに



車いすを使用した講習に



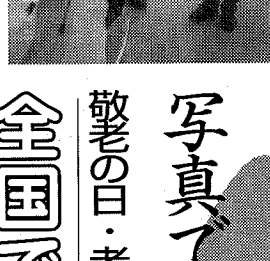
新潟県介護福祉士会

スポーツの中で高齢者擬



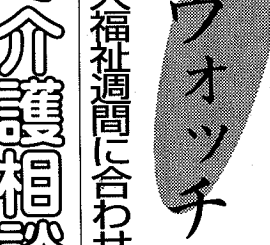
東京都介護福祉士会

「おはあちゃんの原宿」



福岡県介護福祉士会

介護相談の実施を通じて



兵庫県介護福祉士会

神戸クリスタルタワーに



和歌山県介護福祉士会

車いすを使用した講習に



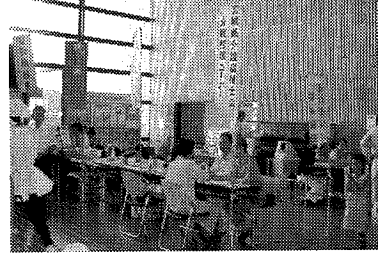
群馬県介護福祉士会

やまがた福祉・介護&健



山形県介護福祉士会

福祉のつどいの場で、介



宮城県介護福祉士会

瀬戸療養園とエデンの園



香川県介護福祉士会

県民ふれあい会館屋内イ



岐阜県介護福祉士会

多くの福祉用具の購入や



山梨県介護福祉士会

賞与に関する相談に対応



写真でウォッチ 敬老の日・老人福祉週間に合わせて 全国で介護相談実施



イトーヨーカドー・足利店の協力で介護相談を実施

介護報酬体系の見直しについて

平成十四年九月四日「厚生労働省・介護保険担当課長会議資料」より

○報酬体系の見直しの主な内容

- ①訪問介護
 - (現行) 3類型
 - 身体介護/家事援助/複合型
 - (改正案) 2類型
 - 身体介護/生活支援(家事援助の名称改め)
 - 複合型は廃止
- ②3級訪問介護員に係わる減算
 - (現行) 3級訪問介護員が身体介護(複合型を含む)を行う場合、通常報酬の95/100算定(5%の減算)
 - (改正案) 3級訪問介護員について、身体介護以外の訪問介護を行う場合も、一定率の減算の対象とする
- ③介護タクシー
 - (現行) 乗車・降車の介助行為の合計時間分について、身体介護の報酬を算定(身体介護30分の場合:210単位)
 - (改正案) 訪問介護の特別な類型として、乗車・降車の介助行為及び乗車前・降車後の移動等の介助を行った場合について、新たな報酬項目を算定(乗車・降車等介助1回につき00単位)
 - (2) 通所介護・通所リハビリテーション
 - ①通所サービス延長サービ
 - (現行) 所要時間8時間まで報酬設定、8時間以上は保険外サービス(利用者負担)
 - (改正案) 8時間を超えるサービスにつき、2時間延長までを限度として加算を創設
 - ②通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーションの評価
 - (現行) リハビリテーションについては、通所リハビリテーションの報酬のなかで包括的に評価
 - (改正案) 利用者に対する個別のリハビリテーションを行った場合は、別途加算として評価
 - (3) 居宅療養管理指導
 - (現行) 医師又は歯科医師が行う場合:月1回を限度
 - 薬剤師が行う場合:月2回を限度
 - 歯科衛生士等が行う場合:月4回を限度
 - (改正案) 医師又は歯科医師が行う場合:月2回を限度
 - 薬剤師が行う場合:月2回を限度
 - 歯科衛生士等が行う場合:月4回を限度
 - 歯科衛生士等が行う場合:月4回を限度(初回点数2と2回目以降点数は別区分)
 - (4) 居宅介護支援(ケアマネジャー)の報酬
 - (現行) 要介護度の3類型・要支援/要介護1・2/要介護3・4
 - (改正案) 1本化・要介護度によらず一律とする
 - (5) 退院・退所時の支援
 - (現行) 施設退所時に、施設が相談援助や療養上の指導を行うとともに、退所後、居宅介護支援事業所等へ必要な情報提供を行った場合、施設へ報酬加算
 - (改正案) 退所時の相談援助や療養上の指導に対する施設への報酬加算
 - これと別に、退所前から施設と居宅介護支援事業所とが連携・情報交換を行った場合に、施設へ報酬加算
 - (6) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)
 - (現行) 夜間の勤務について、1人

- 以上の償直体制
 - (改正案) 夜勤体制をとる場合の報酬加算(夜勤体制加算)を創設
 - (7) 新型特養(全室個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム)
 - 新型特養に支払われる報酬項目を新設(居住費を徴収する分、従来型の報酬より定額に設定)
 - ※従来型特養の報酬項目についても、当面存続
 - 新型特養の居住費について、低所得者(保険料第1・第2段階)への軽減措置を介護報酬により実施
- (現行)
 - ・建築費
 - ① 施設整備費補助
 - ② 介護報酬(法人負担分)
 - ・光熱水費等:介護報酬(改正案)
 - ・個室ユニット部分の建築費・光熱水費等:利用者負担(4~5万円)
 - ・低所得者への負担軽減(保険料段階)(介護報酬による補助)(利用者負担)
 - 第1段階:2万円~2.3万円
 - 第2段階:1万円~3.4万円

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。
「実践に役立つ」「実践を受けとめ、評価する」
「楽しく仕事ができる」「元気に暮らせる」面を
重点とした誌面構成。

ふれあいク

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円) ●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)
好評連載 らくらく介護技術講座/最近のヒヤリハット事情/自立支援の福祉用具利用法一みで、ふれて、使ってみよう/介護パワーアップ! みんなで作ろうケアプラン/わかる わかる 痴呆症ケア/いわせて聞かせて家族のホンネ/知っておきたい老年心理PARTII/知っておきたい医学知識/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/全国リレーメッセージ ホット笑顔の仲間たち

- 新刊・バックナンバーのご案内【特集】
- 2002年11月号 利用者に選ばれるショートステイ (10月21日発行予定)
 - 2002年5月号 “福祉用具”の正しい知識と活用法
 - 2002年6月号 座談会「エンドオブライフへの支援」
 - 2002年7月号 “ケアプラン”のここをどうする!?
 - 2002年8月号 今すぐ使える訪問介護計画
 - 2002年9月号 利用者に向き合ったサービスを考える ~より良い介護のコミュニケーション~
 - 2002年10月号 実習生の受け入れと高齢者ケア
- ※品切れの際はご容赦ください。

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス
http://www.fukushinohon.gr.jp

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●
社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新報が興ビル
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511
出版部 注文用 E-mail:zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

●定期購読申込受付中! ●FAX、郵送、E-mail いずれかで申込みください。
定期購読をお申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。
バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

●今後の中央研修等の予定

【介護福祉士国家試験対策】
「改訂版・2003 介護福祉士国家試験対策」
「改訂版・2003 介護福祉士国家試験対策」

△支部のイベント (順不同)

長野県介護福祉士会
【社団法人設立記念公開セミナー】
△日時 十一月二日(土)
九時五十分〜十二時五十分

鳥取県介護福祉士会
【現任研修】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

福岡県介護福祉士会
【九州支部研修会】
△日時 十月十九日(土)
△日 十月十九日(土)

長崎県介護福祉士会
【支援費制度と障害者(児)について】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

イベント
鳥取県介護福祉士会事務局
TEL 0857・5

【近畿ブロック研修会】
△日時 十一月十六日(土)
九時三十分〜十七時(受付九時)

【セレクトティクケア講習会】
△日時 十一月二日(土)
九時〜十六時

【北九州支部研修会】
△日時 十月十九日(土)
△日 十月十九日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

△関連団体のイベント (順不同)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

【介護福祉士会】
△日時 十一月二日(土)
△日 十一月二日(土)

介護予防シリーズパンフレット
介護予防に関するテキスト等調査研究委員会 監修
転倒・骨折を防ぐ 転ばぬ先の体づくり

介護予防実践ハンドブック
介護予防に関するテキスト等調査研究委員会 監修
「介護予防研修テキスト」をチャートや表で見やすくコンパクトにまとめた書。

MONTHLY 介護保険情報
現場感覚の企画と実務に生きる情報
本誌の企画の出発点は、現場の担当者の疑問や問題意識。

介護支援専門員現任研修会開催要綱

- 日時 12月17日(火)～18日(水)
- 場所 名古屋市中小企業振興会館(研修場所)
〒464-0856 名古屋市千種区吹上2-6-3 TEL:052-735-2111
サンハイツホテル名古屋(宿泊場所)
〒460-0003 名古屋市中区錦1-4-11 TEL:052-201-6011
- 内容
○第1日目 12月17日(火)
12:50～ 開講式・オリエンテーション
13:00～ 行政説明「来年度の制度見直しの考え方(仮)」 厚生労働省(予定)
14:10～ グループワーキング
「現状での課題を分析する」～制度の抱える問題を明らかにする～
長野大学社会福祉学部助教授 須加美明氏
日本介護福祉士会研修委員
15:50～ 事例検討により実証 長野大学社会福祉学部助教授 須加美明氏
18:30～ 夕食・懇談
○第2日目 12月18日(水)
9:00～ 「接遇について 講義Ⅰ」(調整中)
「接遇について 実技Ⅰ」(調整中)
13:00～ グループワーク 日本介護福祉士会 研修委員
15:00～ 閉講式
- 対象 ①現に、介護支援専門員の任に就いている会員及び一般
②今後、介護支援専門員の任に就く予定の会員及び一般
- 定員 40名程度
- 参加費 会員:10,000円、一般:20,000円(資料及び夕・昼食代含む)
宿泊費:8,000円(シングル) 7,000円(ツイン)(一泊朝食付き)
- 締切 11月22日(金)(厳守)
- 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL:03-3507-0784 FAX:03-3507-8810

管理者(運営者)セミナー開催要綱

- 日時 11月11日(月)～12日(火)
- 場所 大阪ガーデンパレス
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 TEL:06-6396-6211
- 内容
○第1日目 11月11日(月)
13:20～ 開講式・オリエンテーション
13:30～ 行政説明 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課課長補佐 中井孝之氏
15:10～ 「経営論」 ナーシングホーム智鳥施設長 濱田和則氏
16:50～ 「分科会・施設編」
特別養護老人ホーム洛東園施設長 木村晴恵氏
「分科会・在宅編」
日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵氏
18:30～ 交流会
○第2日目 11月12日(火)
9:20～ オリエンテーション
9:30～ 「リスクマネジメント論」弁護士 青木 佳史氏
11:00～ 「人事管理論」株式会社ワイズ研修企画
ビジネスコンサルティング事業部業務開発部部長
チーフインストラクター 鈴木正臣氏
13:30～ 「リーダーシップ論」 同上
15:30～ 閉講式
- 対象 ①現に施設(老人福祉施設、老人保健施設等)及び在宅(訪問介護事業所等)で管理者(運営者)として業務に携わっている人
②今後、管理者(運営者)になる予定の人
- 定員 100名
- 参加費 会員:11,000円、一般:25,000円(資料・昼食代含む)
交流会:7,000円 宿泊:8,000円(一泊朝食付き)
- 締切 11月1日(金)(厳守)
- 問合せ・申し込み先 社団法人日本介護福祉士会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL:03-3507-0784 FAX:03-3507-8810

岡山県介護福祉士会・日本介護福祉士会 共催研修会開催要綱

- テーマ 痴呆性高齢者ケアの専門性の確立
- 日時 12月7日(土) 9:50～17:15
- 場所 岡山衛生会館 三木記念ホール
- 内容
9:50～ 開会式
10:00～ 行政説明「岡山県の痴呆性高齢者介護の情勢について」
岡山県長寿社会対策課課長 藤沢賢志氏
10:40～ 基調講演 日本大学文理学部心理学教授
高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長 長嶋紀一氏
13:20～ シンポジウム「痴呆性高齢者ケアの専門性の確立」
シンポジスト
きのこ老人保健施設施設長 篠崎人理氏
特別養護老人ホーム帯広けいせい苑施設長 村上勝彦氏
特別養護老人ホームシルトピア木木 主任介護福祉士 高柴広子氏
コーディネーター
特別養護老人ホーム旭川敬老園施設長 森 繁樹氏
- 対象 (1)各県介護福祉士会会員
(2)会員以外の介護福祉士
(3)社会福祉施設及び医療保健施設関係者
(4)行政機関および社会福祉協議会等の関係機関職員
(5)介護福祉士養成校の教員および学生
(6)その他関係者
- 参加人数 600名
- 問合せ先 社団法人日本介護福祉士会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
TEL:03-3507-0784 FAX:03-3507-8810

書評

『福祉用具の安全活用 法「ひやりはっと」から学ぶ』著者 東島弘子(編者)
発行 中央法規出版株式会社 定価 二千元(税別)
福祉用具の第一人者である、ジャーナリストの東島弘子さんが四冊目の本を出した。東島さんは、奈良県介護福祉士会が福祉分野で最初の「ひやりはっと集」を出した時に、日本経済新聞にコラムを書いて広めてくれた人。
今回の書は、第一線で活躍する人たちが集まって、具体的事例に即し、福祉用具の使い方とそれに伴う危険を分かりやすく理解しやすく書いてある。ひやりはっとがなぜ起こるか、そこから何を学ぶか、用具別のチェックはどうするか、福祉現場のひやりはっとの実態はどんな用具に限らず

在宅やケア内容まで踏み込んで。人の活動と危険は切り離せない。危機の管理とは危機を起さないことである。この本でも紹介されているように、厚生労働省では医療分野の事故を契機に危機管理対策を強めてきた。福祉分野でも、全社協や介護福祉士会など関係者と力を合わせ、調査検討を行い、ノウハウの育成に努めている。この本ではその時の調査結果などがふんだんに取り入れられているので、理解に役立つであろう。
福祉で働く方々も、さらに輝き、ますます活躍するために危機管理手法の確立が重要である。この書がその第一歩であろう。(評者 四国厚生支局長 森山幹夫)

「第5回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」への協力をお願いします

二年に一回実施している「介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」が第五回目、通算十年目を迎えました。
本調査は本会会員を対象に行い、介護福祉士が就労している職域や研修への参加状況、個々の介護福祉士が取り組むべき課題などについて調査し、過去の調査データと比較することにより、介護福祉士を取り巻く状況の推移を検討できる資料として高く評価されています。
今回の調査では各支部から無作為に選ばれた会員のもとに送付されており、お手元に調査票が届けられます。介護福祉士の今の状況を正確に把握するためにも、記入後、速やかにご返送をお願い致します。

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

介護福祉士の専門性追求

北海道・東北地区で初の全国研究大会を開催

1000人が情報交換・交流



第9回日本介護福祉士会全国研究大会

社団法人日本介護福祉士会第九回全国研究大会が十月二十五日(金)、二十六日(土)の二日間、宮城県仙台国際センターにて開催された。テーマは「介護福祉士と自立支援利用者とのQOLの向上を目指す介護福祉士の専門性の確立を」。全国から約千人が参加して、来年度から開始される支援費制度など今後の介護福祉士の専門性の追求を討議の場となった。

研究大会の初日は、勇壮な和太鼓の演奏によるオープニングセレモニーからスタートした。開会式では主催者を代表する田中雅子会長が挨拶を述べた。

来賓挨拶では、河村博江厚生労働省社会・援護局長、浅野史郎宮城県知事、藤井黎仙台市長、社団法人介護福祉士養成施設協会東北ブロック長代理として石川晋東北文化学園専門学校長からメッセージを頂戴した。

また郡司巧厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、並木孝氏社団法人宮城県社会福祉協議会副会長にもご臨席いただいた。

続いて基調講演を「支援費制度の概要について」と題して郡司巧厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から、記念講演は大川弥生国立長寿医療研究センター老人ケア研究部部長より「介護における主権者を代表して挨拶する田中雅子会長」

「介護報酬見直しの考え方」まとまる

厚生労働省社会保障審議会給付費分科会

社会保障審議会介護給付費分科会(本会田中雅子会長が委員として参加)は、平成十三年十月から十七回にわたる審議を行い、十二月九日、「介護報酬見直しの考え方」をまとめ、発表された。(7面に全文)今後、厚生労働省は、これに基づいて来年度予算編成に臨み、年明け以降の介護給付費分科会には新たな介護給付費の単価が提示され、さらに議論が深められることとなる。

科学性と人間性の両立と目標指向的介護の実践」と題して行われ、介護福祉士に熱いエールを送られた。その後、場所を仙台国際ホテルに移して懇親会が開かれた。北は北海道から南は沖縄まで多数の参加者があり、それぞれの地区でこの歌や踊りが披露された。また今回は特別ゲストとして、フォークシンガーのさとう宗幸氏が登場し青葉城恋唄を熱唱。最後に詩の朗読をされ参加者は皆聞き入っていた。

今年はい立形式で行われ開催地の宮城県支部が準備した名札に相互の連絡先を記入し合い、盛んな交流が行われた。

二日目は四つの分科会に別れて各分野における専門性を研修し、午後からは身体拘束・抑圧防止に関するシンポジウムが行われた。

また本会会員特典である保険「安心三重奏」についての説明が、また全体会の場では各分科会からの報告が行われ、参加者の情報交換・確認の場となった。

最後に来賓、資格創設十五周年と共に第十回大会を開催する香川県介護福祉士会石橋真二会長より挨拶があった。

両日を通じて書籍コーナーや福祉機器の展示場所には多数の参加者が集まり最新の知識の追求に余念のない様子が伺えた。

- ◎全国研究大会特集◎
- 記念講演……………2面
- シンポジウム……………3～5面
- 分科会……………6面

支援費制度における指定居宅介護(ホームヘルプ)事業の指定について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 支援費制度施行準備室

1 支援費制度の概要

平成15年4月1日より、障害者福祉サービスの仕組みが、行政による「措置制度」から、利用者自身がサービスを選択し、契約によりサービスを利用する新たな仕組み「支援費制度」に移行することとなります。支援費制度においては、都道府県知事、指定都市市長、中核市長から指定を受けた事業者が、市町村から支給決定を受けた障害者と契約し、サービスを提供します。サービスを提供した際には、利用者又は扶養義務者から利用者負担額(所得に応じて決定)を受領することにも、市町村に支援費の請求を行い、支援費の支給を受けます。(代理受領方式)

2 居宅介護の指定基準の概要

(1)人員基準
○従業者(ヘルパー)数：常勤換算方法で、2.5人以上(基準第5条第1項)
○但し、介護保険の指定訪問介護事業者は、訪問介護に従事する訪問介護員等のほか、「主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者」を一人以上配置すること(※当該従業者の勤務時間数は問いません)

(2)身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法それぞれ事業所としての指定が必要となります。ただし、1の事業所で各法の指定をまとめて受ける場合の人員配置は、常勤換算方法で合わせて2.5人以上は差し支えありません。

(3)資格要件については、介護福祉士、1～3級のヘルパーであれば差し支えありません。移動の介護(ガイドヘルプ)については、別途研修の受講が必要となります。また、研修未受講者であっても、障害者の居宅介護(ホームヘルプ)に従事した経験を有する者については、都道府県知事・指定都市市長の判断によりヘルパーとして認められることがあります。(介護保険のヘルパーとして認められている場合は可。)

(4)サービス提供責任者：ヘルパーのうち事業の規模に応じて常勤一人以上(基準第9条第2項) 但し、介護保険の指定訪問介護事業者は、介護保険のサービス提供責任者のほか、上記の「主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者」のうち一人以上の者をサービス提供責任者とするものとされています。(非常勤可)

(5)管理者：常勤一人(基準第6条(兼務可)) (6)設備基準 事業の運営に必要な専用の区画、設備、備品等(介護保険並)を備える必要があり、国の基準(案)は下表のとおりです。(兼用可)

(7)運営基準 基本的に介護保険の運営基準に準じています。(基準第8条(兼務可)) (8)基準該当居宅介護事業者の基準 基準該当居宅介護事業者とは、法人格の有無に関わ

	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,110円	4,030円	5,870円	2,200円
家事援助		1,530円	2,230円	840円
移動介護	※1	※1	※1	※1
日常生活支援※2		2,630円	990円	

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いる。
 ※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援が対象となります。
 ※3 介護報酬の動向により変動することがあります。

また、利用者サービスを選択して利用できるようにするためには、多様な事業主体の参加が非常に重要であると考えており、皆様方が積極的に事業に取り組み、質の高いサービスが提供されることを期待しています。

5 最後に 障害のある方々が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅サービスの充実が必要不可欠です。国としても、障害者プランにより、その充実を図っているところです。(平成15年度からは、「新障害者プラン」がスタートする予定です。)

記念講演



国立長寿医療研究センター 老人ケア研究部長 大川 弥生氏

ないかと思っております。

介護の質による大きな差

介護の目的は、単にADLというものを手伝うというのではなく、よりよい人生、生活をいかに実現し、良い介護というものを悪く介護があります。

具体的には「自立を妨げる介護と自立を目指す介護」です。悪い介護とは単にマニナスを補うだけ、むしろ積極的に「マニナスを引き出す」という介護、これが良い介護です。これは残存能力を生かすというところだけではなく、むしろ潜在的な能力を引き出すというところ、残存能力と潜在能力というのはいま一つ別物です。皆さん方がやっていることは、皆さんがやっている一つの介護というの、人生の具体像に対して関与しているわけです。ただ受け身になっておられるだけでは、人生自体に対しても受け身になってしまっていることにもつながります。どうして介護をするのかという自己決定権の機会を奪っている。むしろ自己決定能力を伸ばすという視点が介護もやるべきです。

介護の科学性とは

私は介護学、介護福祉士とどうなるかを考えた場合に、介護のプログラム、介護の個々の技術についての科学性というのは重要ではないかと思っております。

私自身は十数年前に入浴に際して、かなり大きな疑問を持ちました。「できるADL」、すなわちADL訓練の徹底で自立度が向上するのではないかと仮説をつけたわけですが、ところが、実際に入浴訓練をやった、これは実際にやってみないと全然わからないなどというのを痛感しました。ではどうしようもないからというのかという技術開発をしたわけですが、

まず最初に、「できる」ということに関しては効果ははっきりと技術が開発できたのですが、それから「できる」という向上してきたら、介護はどうしたらいいのかわからない疑問がわいて、ここから私は介護に興味を持ちました。

「できる」に対する技術と「いかに」に対する技術、同じ入浴でもまったく違うような介護をしなければいけないというのがわかってきました。

今、本に書いてある具体的な介護のやり方で介護できる方は、一割程度しかいらっしゃらないと思います。うちがやっている介護のやり方とは、本に書いてない介護をやらなければいけないのが九割以上です。こういう状態ではどうやってやるか、具体的なやり方、そしてプログラムをいかに作っていくのかが重要です。

ただそれだけではないと思います。リハビリテーションは機能回復訓練だと思われがちですが、実は権利とか、資格とか、名誉を回復するということが、障害のために入居して生きることに人間らしく生きることに難しくなってきた方、この方たちが人間らしく生きる権利を回復するということが本来の目的です。命が中心になってきた医療に、生活・人生という視点を導入したのがリハビリテーション医学です。この生活という視点がADLです。

介護の専門性を考える時に重要な概念として、これを理解していただきたいと思っております。以前のICIDHからICFへの「機能障害」が「心身機能」に、「ディスアビリティ」が「活動」「社会的不利」が「参加」に変わりました。活動のなかに「できる活動」「している活動」の二つが明確に分かれました。

このICFという概念は当事者を含めた共通言語ですから、日々皆さん方がこの概念で利用者の方とコミュニケーションしたときに、それが求められていくことが重要になってくると思います。

皆さんが全介助をしたとしたら、活動性の機会を奪っているわけで、むしろ廃用症候群を進めているということになりません。介護は悪循環をいかに断ち切るのかという視点で介入していただきたい。悪循環を断ち切るためには、活動を向上させることがいかに基本です。「自立を目指す介護」はリハビリテーションの目的です。命が中心になってきた医療に、生活・人生という視点を導入したのがリハビリテーション医学です。この生活という視点がADLです。

介護における科学性と人間性の両立

目標指向的介護の実践

このADLを重視するといふこと、それからOOLの視点というところが、目標指向的介護のいちばん基本となる考えです。

リハビリテーションの技術は、生活を改善させる技術、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

このADLを重視するといふこと、それからOOLの視点というところが、目標指向的介護のいちばん基本となる考えです。リハビリテーションの技術は、生活を改善させる技術、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

「できる活動」は「している活動」を促すための活動です。リハビリテーションの目的は、生活を改善させること、すなわちADL訓練など活動向上訓練です。その活動向上がすべて大きな専門的な技術だということ、三つの視点から考えるべきです。一つはまず訓練評価時の能力である「できる活動」です。二つ目は「している活動」であり、介護のいちばんの専門分野です。もう一つは施設環境、この三つにきちんとしてADLに対する対応とどうものを分けて考えるというのが重要です。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

身体拘束・抑制廃止に関するシンポジウム

～利用者のQOLを目指す専門性とは～

石橋 介護保険制度が平成二一年にスタートし、介護現場のワーカーの立場、保険施設等が原則、身体拘束が禁止され、介護の現場では、人間の尊厳を伴った身体拘束・抑制廃止の取り組みが開始されております。

そこで、介護保険制度施行後三年目を迎えました。今、身体拘束をなくすこと、皆さんともに考えてまいりたいと思っております。



身体拘束禁止はサービス提供の基本

厚生労働省老健局計画課 課長 石井信芳氏 (趣旨)

私は厚生労働省で計画課長を務めており、介護保険の事業計画、老人保健福祉計画、この二つの計画を全市町村、それから全都道府県で作成していただく、そのお手伝いを担当するものが私の主な仕事であります。

今日、身体拘束についてお話しするわけですが、この二つの計画のなかでは、とくに介護保険事業計画のほうで触れたいと思っております。介護保険サービスの利用量を見込んで、その利用量に見合う供給を確保していくためには、どういったことを講じていくのか、これを盛り込むのが、この介護保険の事業計画です。

ホームヘルプ・サービスなら、何回・何時間利用があるだろうか。特養であれば、何人ご利用があるだろうか。これは量であり、また、量というのは質が伴って初めて意味があるわけです。質の伴わないサービス、これは利用者のニーズに添えることができないわけであり、また、在宅重視と、ホームヘルプ・サービスやデイ・サービスを増やしてしまっても、質が伴わなければ、これは利用量も増えないわけであり、質が伴って初めてサービスの量も増える。あるいは、お金のほうから別の表現をしますと、介護保険制度のサービスというのは、提供していたら事業者が介護報酬という形でお金が払われるわけですが、その財源というのは、半分以上が公費、税金であります。残りの半分が保険料です。

そういう貴重な財源をお支払いする、そういう介護報酬をお支払いするサービスの中心が問われる。仮に、質の伴わないサービスであれば、保険料を払うのは納得いかない、あるいはサービスを利用したときに、割負担があるが、これもどうも納得いかないというところで、せっかく介護保険制度を含意のもとにスタートしたが、その合意が危うくなってしまうのではないかと懸念されるわけです。

そういうことで、介護保険制度が十二年四月にスタートするに先立ち、厚生労働省では、サービスの質が伴わない量というのは意味がないのではないか、こういう考え方でサービスの質と量とのバランスを、いろいろな角度からレベルアップする施策を入れられることにならう。

例えは特養ホームで、ユニットケア、新形態と呼んでおられますけれども、この新しいタイプの個室、ユニットケアが提供できる特養を今後の標準サービスにしていくのではないかと、そういう方針でサービスの質のレベルアップという観点から出てきたものです。

また、グループホームも担当させていただいており、一三年度から全都道府県の定める基準に沿って自己評価をして下さい。これを運営基準上の義務づけという形でやっております。

また、十月からですね、どのいむゆる第三者評価、外部評価と呼んでいますけれども、グループホームは必ず第三者の客観的な目で評価を受ける下さい。その中で自分たちが提供しているサービスがこれでいいのかと考えるきっかけを持つていただくと、評価

基本的に見直すきっかけになる。出発点になる。そういうものが身体拘束の廃止というところにつながると思っております。

この二つから、身体拘束の廃止、これは基準省令に最低限守るべきルールとして書き込みました。ただ、そのルールを書いたから、現場ですべて守られているかというと、国のお手紙が、二つ意味がありまして、今、特養では、グループホームでは、いま言いたければ、この身体拘束の禁止というのは、そういうサービスの種類を問わず、それぞれのサービスは、ほ全部に通ずる大事な原則だと思っております。

それからもう一つは、サービスの質を上げていくというときに、この身体拘束をどうやって止めていくのか。身体拘束をしないでケアをするにはどうしたらいいかということを考えていくことが、すなわちその施設なり、あるいはヘルパーさんなり、それぞれの事業のサービス提供のあり方を

は作りたい。あるいは利用者の行動を管理したり、制限する行為がすべてこれに当たります。できることなら強制度の高い介入は避けたい、介入そのものを減らされれば、いい。鷹巣町が本条例を考えた意図もここにあります。

次に条例策定の方法についてですが、二通りの方法が考えられました。一つは、縛るな、閉じ込めるなという禁止手考を考えられるが、ぎり列挙して、やむをえない行使のための例外事項を添付する方法です。

もう一つは、〇〇の場合には縛ることができる、〇〇の場合には閉じ込めることができる、といった表現で、例外的に行われる心身への介入そのものにスポットを当てた方法です。

前者の方法では、絶対禁止とつたえないうことで問題があり、もし絶対禁止にしたとすると、権力行使に代わるよい介護方法が見つからない施設、見つける気のない施設は、何も心身への道を選ばざるを得なくなる。

しかし、本気で減らそうとするならば、この例外的介入こそが核心部分のほうであります。条文で、〇〇の条件のもとでのみ権力行使することができると表現して、この条件が守られているかどうかを厳しく吟味するほうが抑止力を発揮できるかと考え、当条例策定委員会は、最終的に後者の方法を選択しました。

その許される条件が、第3条から第6条の四つです。【4面に続く】

鷹巣町社会福祉協議会事務局長 近藤敏夫氏 (趣旨)

鷹巣町の福祉の取り組みは、平成三年の町長選で福祉を公約に初当選した今の岩川町長ですが、デマークに出かけ、福祉政策もさることながら、この政治、行政のあり様、真の民主主義の姿に深く感銘を受け、帰った翌年に住民参加のワーキンググループを作り、そこからの状況が大きく変わりはじめました。これからは、サービスの質の向上を考え、とりわけ痴呆性高齢者の人権や尊厳を守るための仕組みをつくるために、町は独自の条例の策定を検討しました。

条例の理念ですが、当鷹巣町と高齢者福祉分野に関する協力・協定を結んでいられるアンマークのオープンス

心身への介入行為を権力行使と定義

当然、当町でもそのための痴呆のケアについての研修にも協力していただき、痴呆のケアにだけた職員を招いて研修をしたり、こちらから職員を研修に行かせたりと、交流を深めております。

本条例では、心身への介入行為を一括して権力行使と定義づけ、利用者の自由意思や自己決定を否定した

- シンポジスト
- 石井信芳氏 (厚生労働省老健局計画課課長)
- 近藤敏夫氏 (鷹巣町社会福祉協議会事務局長)
- 中澤初枝氏 (特別養護老人ホーム尚古園寮母主任・山梨県介護福祉士会会長)
- 長嶋紀一氏 (高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
- コーディネーター
- 石橋真二 (社団法人日本介護福祉士会副会長)

なっていないわけであり、また、在宅重視と、ホームヘルプ・サービスやデイ・サービスを増やしてしまっても、質が伴わなければ、これは利用量も増えないわけであり、質が伴って初めてサービスの量も増える。あるいは、お金のほうから別の表現をしますと、介護保険制度のサービスというのは、提供していたら事業者が介護報酬という形でお金が払われるわけですが、その財源というのは、半分以上が公費、税金であります。残りの半分が保険料です。

そういう貴重な財源をお支払いする、そういう介護報酬をお支払いするサービスの中心が問われる。仮に、質の伴わないサービスであれば、保険料を払うのは納得いかない、あるいはサービスを利用したときに、割負担があるが、これもどうも納得いかないというところで、せっかく介護保険制度を含意のもとにスタートしたが、その合意が危うくなってしまうのではないかと懸念されるわけです。

そういうことで、介護保険制度が十二年四月にスタートするに先立ち、厚生労働省では、サービスの質が伴わない量というのは意味がないのではないか、こういう考え方でサービスの質と量とのバランスを、いろいろな角度からレベルアップする施策を入れられることにならう。

例えは特養ホームで、ユニットケア、新形態と呼んでおられますけれども、この新しいタイプの個室、ユニットケアが提供できる特養を今後の標準サービスにしていくのではないかと、そういう方針でサービスの質のレベルアップという観点から出てきたものです。

また、グループホームも担当させていただいており、一三年度から全都道府県の定める基準に沿って自己評価をして下さい。これを運営基準上の義務づけという形でやっております。

また、十月からですね、どのいむゆる第三者評価、外部評価と呼んでいますけれども、グループホームは必ず第三者の客観的な目で評価を受ける下さい。その中で自分たちが提供しているサービスがこれでいいのかと考えるきっかけを持つていただくと、評価

基本的に見直すきっかけになる。出発点になる。そういうものが身体拘束の廃止というところにつながると思っております。

この二つから、身体拘束の廃止、これは基準省令に最低限守るべきルールとして書き込みました。ただ、そのルールを書いたから、現場ですべて守られているかというと、国のお手紙が、二つ意味がありまして、今、特養では、グループホームでは、いま言いたければ、この身体拘束の禁止というのは、そういうサービスの種類を問わず、それぞれのサービスは、ほ全部に通ずる大事な原則だと思っております。

それからもう一つは、サービスの質を上げていくというときに、この身体拘束をどうやって止めていくのか。身体拘束をしないでケアをするにはどうしたらいいかということを考えていくことが、すなわちその施設なり、あるいはヘルパーさんなり、それぞれの事業のサービス提供のあり方を

は作りたい。あるいは利用者の行動を管理したり、制限する行為がすべてこれに当たります。できることなら強制度の高い介入は避けたい、介入そのものを減らされれば、いい。鷹巣町が本条例を考えた意図もここにあります。

次に条例策定の方法についてですが、二通りの方法が考えられました。一つは、縛るな、閉じ込めるなという禁止手考を考えられるが、ぎり列挙して、やむをえない行使のための例外事項を添付する方法です。

もう一つは、〇〇の場合には縛ることができる、〇〇の場合には閉じ込めることができる、といった表現で、例外的に行われる心身への介入そのものにスポットを当てた方法です。

前者の方法では、絶対禁止とつたえないうことで問題があり、もし絶対禁止にしたとすると、権力行使に代わるよい介護方法が見つからない施設、見つける気のない施設は、何も心身への道を選ばざるを得なくなる。

しかし、本気で減らそうとするならば、この例外的介入こそが核心部分のほうであります。条文で、〇〇の条件のもとでのみ権力行使することができると表現して、この条件が守られているかどうかを厳しく吟味するほうが抑止力を発揮できるかと考え、当条例策定委員会は、最終的に後者の方法を選択しました。

その許される条件が、第3条から第6条の四つです。【4面に続く】

【3面から】

記録、報告、公表、学習が一つの保護具の使用でこの条例の四本柱になっていく。町が用意した保護具で身体を固定するためのみ使用が許可されます。二つ目はアラーム等の使用です。全体の監視目的ではなく、個人に対して必要な場合のみ許されます。三つ目は緊急の保護具、緊急事態を想定し、自傷他害のみ許されます。四つ目は居室等への保護です。施設して閉じ込めるのではなく、これも自傷他害のみ許されます。以上の四点が一定の条件を満たした場合のみ、町長の許可によって許されるのです。重要なポイントとして

介護の工夫と記録・評価を大切に

記録、報告、公表、学習が意、非合意を正しく判断できないこと、しばしば起こるであろうと思われること。理解力が低下している人々については、本人の合意の意思表明をもって合意成立を決めてかかるのは安易であり、本当に合意が得られたかどうかの確認は、利用者本人に関するものも、利用者の情報、顔のしぐさ、表情、言葉遣い、過去の言動等に依存することになるでしょう。

最後に、四月施行から現在までの状況について、お話ししたいと思います。権力行使の対象施設は、介護保険施設、通所介護、通所

リハビリ、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、当施設では通所介護と痴呆対応型共同生活介護が対象となりました。可能な限り心身の介入を最小限にとどめる努力を心掛け、実践しております。

しかしながら、日々のケアの現場では予想もしない事態が起き、スタッフも試行錯誤の繰り返しですが、何よりもスタッフが悩ま

めた身体拘束の項目というのには二項目です。しかし山梨県では言葉の暴力による行動制限というの追加しました。痴呆の方に介護者、あるいは周りの方の心遣い言葉がある。それは、少なからず身体拘束になるというのを考え、それを含めた二項目の身体拘束一覧表というのを作ったのです。

「家族とのトラブルが少なくよかったです」ということですが、そのために、半年に一回のケアプランを立てるときに家族の意向を聞く。それからケアプランができたときに担当が話を

大勢の人数がいたほうが明らかなに身体拘束は防げるだろうとは思っています。

「身体拘束ゼロ作戦の持ちあつたこと、あるいは利用の意味」ですが、身体拘束者が言ったこと、それから解消し取り組むことは、ケア記録者が感じたこと、判断、ケアの向上に確かなプラン、それは分けてい

QOLの向上とリスクマネジメント

どういふ項目があるかという項目がいろいろあります。表情の変化がどうか。会話の様子はどうなっているか。立ち居振る舞いがあるか。立ち居振る舞いがあるか。立ち居振る舞いがあるか。立ち居振る舞いがあるか。

特別養護老人ホーム尚古園 寮母主任(山梨県介護福祉士会会長) 中澤初枝氏(趣意)

身体拘束という言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

うと思って動くから落ちると思つたのです。そういふ苦しい姿勢を安全ベルトという、安全という名のもとで縛っておくのは、これは拘束以外の何者でもないというのを、あらためてそのときに知ったわけです。そんな私が主任の施設で、尚古園の利用者は全部で八〇名なのですが、その中の二三名がなんと見事にベルトをしていました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

「身体拘束」といふ言葉は聞いたのは、平成二年の九月でした。山梨県は山梨県身体拘束解消推進会議というのを比較的早く立ち上げました。その第一回の会議に出て、身体拘束が今問題になっている。しかも、そこに書いてありますが、車いすの落ち防止のための固定ベルトが身体拘束といふことになり、私自身驚きました。

母会議に出して、車いすベルトも、四本柵をしている人も身体拘束になるという話を共有して、安易に日常化してはいたものだから、話し合つてすぐ外せたいというのを、残ったのが車いすの落ち防止のための固定ベルトが九名と、ベッド柵が六名でした。

そのとき感じたのは、座位保持ができていないと、車いすの落ち防止は無理だと思つたのです。平成二年四月から介護保険が導入され、素人のパートの職員が増えてしまったのです。

「利用者QOLの向上を目指す専門性」というのを「身体拘束がもたらす弊害」といふのは、これは「身体拘束ゼロ」の手引書というのを厚生省が出している、まず私たち自身が介護福祉士として身体拘束を

「5面へ続く」

【4面から】

リスク・マネージメントに
関しても、身体拘束に関し
ても、あるいはQOLに関
しても、案外、職員同士が
十分に情報交換していない
のではないかと疑いがある
のです。そのときに、ま
ず利用者あるいは家族等
とのコミュニケーションで
大事なことは、従来言わ
れておりましたインフォ
ム・コンセントです。

二番目は、日常的な情報
交換です。拘束しないで済
む、あるいは拘束しなかつ
た場合のリスクがどの程度
あるのかということにつ
いても、きちっと分析的な理
解をしておいていくこと
が必要だということです。

もう一つは、効果的なコ
ミュニケーションを確保す
るための工夫です。とくに
これは痴呆性高齢者の場合
にこれが該当すると思うの
です。

それから職員同士です。
実は、いつでもできてい
ても十分にできていない
ように思いますが、先ほどの
お話で、記録の問題とか、
あるいはその記録をどう共
有するかという問題もあ
り、これも工夫・検討の余
地があるのではないかと思
います。

それから「利用者の行動
の把握と見守りの体制づく
り」。これはおそらく在宅
の場合でも、施設サービス
の場合でも同じだと思いま
すね。そこは、どのような
行動の把握をするのか、ど
のような見守りの体制にす
るのかということですね。

介護のなかで、直接手は
出さないけれども、安全を
確保するようなサービスと
いうのは非常に大事だと思
う。とくに痴呆性高齢者を
対象にした場合には、十分
議論して、本来のあり方を
引き出すべきだと思いま
す。

また、事業所、あるいは
法人施設となっていますけ
れども、事業所の自主的な
マニュアルはあります。ま
ず、今関係している痴呆性
高齢者の含めた利用者の
方々を中心にして、自分た
ちの所のリスク・マネジメ
ント・マニュアルを、まず
作ってみようという事が大
事だと思えます。

痴呆性高齢者に限定して
言いますけれども、やはり
大事なことは、痴呆性高
齢者が、いわゆる行動障害
起す場合の大きな原因と
しては、知能の低下、認知
機能の低下、それが生活障
害となって現れてくるとい
う話をしました。

機能や何かが変わって
いるかということも、外側か
ら観察して、こういったも
のをチェックしておいた
らいいのではないかと
思っています。

また、ここで患者とい
う言葉を使いたくはない
けれども、痴呆性高齢者
に対して、有用感、頼りに
しているのだという有用感
を最大限に感じてもらえ
るような対応、これはおそ
ろ技術だと思えます。おた
て上手になるということ
です。

最後に「何についてア
セスメントを実施するか」と
いうことです。これはQOL
との関係、あるいは認知
機能や何かが変わって
いるかということも、外側か
ら観察して、こういったも
のをチェックしておいた
らいいのではないかと
思っています。

その場合、やはり大事
なのは、禁止ではなくて、
生活しやすいような場
面をつくります。

個別性を重視した介護を

石橋 シンポジストの皆様
にはそれぞれの立場から
身体拘束に向けて貴重な
提言をいただきました。

利用者にとって身体拘束
というのは、身体的にも精
神的にも弊害をもたらす
社会的にも問題になって
いるなか、私たち介護福祉
士が、人権尊重の立場から
専門職としてできる限りの
工夫し、利用者本意の介護
をすることによって、身体
拘束・抑制というのはなく
すことができないというこ
ろがわかってきます。

そのQOLを高め、一人ひとりの
人権を擁護し、個別
性を重視した介護を実現
するというのが非常に大切
なことであるというこ
とを痛感いたしました。

また本会におきまして
は、仮称ですけども、介
護福祉士の専門誌、『介護
福祉学』というものを来年
の春から発行しようと思
っております。これは、将来
がどうなるかわかりませ
んが、ぜひとも進めたい
と思っております。

ドイツへ初の視察団

社団法人日本介護福祉士会



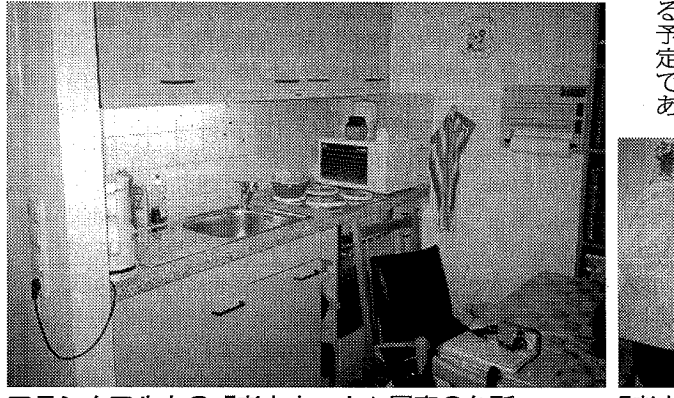
全員で記念写真=ケルンの「老人介護学校」にて



ケルンの「老人介護学校」の前で



フランクフルトの「老人ホーム」で説明を受ける



フランクフルトの「老人ホーム」居室の台所

十二月二十四日(日)か
ら二十九日(金)までの六
日間、講師として付き添
われた上智大学教授本三
郎氏、田中雅子会長を含め
総勢十八名が日本介護福祉
士会として初めてドイツへ
視察研修を行った。

ケルンの「老人介護学校」
では、ドイツにおける「老
人介護士のキャリアラム内
容、学生の募集から構成内
容、ケアに伴う学習状況等
の視察を行い、老人介護従
事者連盟への訪問では、職
能団体としてお互いの事業
内容等についての意見交換
を行い、これを機会に今後
も情報交換・意見交換等
を始めて、お互いに専門
職の社会的評価の向上を
目指し、交流を継続する意
志を確認することとなった。

また、ケルンにある公立
の施設「デルブレック老人
ホーム」、フランクフルト
にある私立の「リンドス
チューズベルゲルステイ
フト老人ホーム」をそれぞ
れ視察し、ドイツでは今年
一月一日に施行された「サ
ービスの質の保障法」の内
容や施設での介護長の役
割、介護補充法、公立と私
立施設の違い等
を実際に見て知
ることができ
た。

いずれもケア
付き住宅が併設
されており、生
活の継続性・個
別性を大事にして
いる施設の方針、
介護計画の内容、
介護スタンダード
等についても学
ぶことができた。
初めての海外視
察であったが、
大変成果の大き
いドイツ視察であ
った。詳細につ
いては報告書に
記載する予定であ
る。



「老人介護従事者連盟」を訪問



(上) フランクフルトの「リンドスチューズベルゲルステイフト老人ホーム」
(左) ケルンの「デルブレック老人ホーム」

第3分科会

「障害者介護について—障害者介護と支援費制度について」

助言 坂本洋一氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官)
鬼束幸子氏(みやぎ障害者生活支援センターにじ所長)
発表 岩藤寛子(岡山県介護福祉士会)
確田かね子(宮城県介護福祉士会)
武川亜樹(大阪府介護福祉士会)
吉澤久美子(福岡県介護福祉士会)
司会 大橋佳子(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
書記 成田徳子(東京都介護福祉士会)



身障療養施設での介護、在宅介護、精神障害者介護、福祉用具の活用という各分野からの報告を受け、ここ数年、とかく介護保険制度の理解と介護福祉士の役割を再認識する場となった。
各報告に対し、助言者より、アシスタントの目標の設定、目標達成までのプロセスを明らかにして評価することの大切さが強調され、課題分析の重要と利用者者の自己実現

支援費制度施行を間近にして

の高齢者介護に傾倒してしまいがちだった中、会場からも活発な意見を引き出すことができ、支援費制度の理解と介護福祉士の役割を再認識する場となった。
また、後半では、坂本洋一氏より、前日の基調講演「支援費制度の概要について」をさらに具体的に講義していただいた。
障害程度区分や支給量の決定などの複雑な内容に、現場に携わる介護福祉士として、これまでに以上に利用者サイドに立った制度活用の理解と手続きのすすめが重要な課題であり、平成十五年四月に向けて取り組みを参加者一同で学習する事ができた。

(文責 大橋)

第1分科会

「医療的行為について—現状認識から解決を目指して」

助言 平林勝政氏(国学院大学法学部教授)
上村富江氏(全労済長野県支部在宅介護支援センター所長)
発表 岩崎京子(東京都介護福祉士会)
増田登賜隆(宮城県介護福祉士会)
司会 因 利恵(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
書記 真流幹子(福岡県介護福祉士会)



「現状認識から解決を目指す」という二事例が報告された。
療養施設において、入所者本人が望むままにカテーテルを挿入していたが、それはICUにおける長さであり、危険行為であるといふことが分かった。医療資格のない私たちに命を預けざるを得ない利用者の現実を訴えられた。
もう一事例は、クモ膜下出血による要介護5の在宅生活者。経管栄養、常時の吸引が必要な利用者により、ヘルパーとして援助を行う。しかし、医療的行為にあたるので、書類に記載できず、業務を行った実績とならないため、サービス提供を辞退した。その結果、他に使えるサービスがなく、利用者や家族が窮地に立たされている。
この二事例を参考に会場から意見が相次いだ。「積極的に医療と連携し援助を実行している」「慎重に対応し、法の整備を待つべき」

議論が深まった医療的行為の取り扱い

と大きく分かれた。
本分科会の開催にあたり、千人にアンケートを行い、参考資料として提供した。七割の介護福祉士が医療行為と見做される業務を行っている実態が明らかになった。助言者である平林教授は「皆で渡れば怖くない」というのではダメ。「介護とは？」の原点に帰る」と強調された。
事故が起これば、行為を指示した事業主や医師等は民法上の、行為者である介護職は刑法上の責務が問われる。慎重に対応し、日本介護福祉士会の方針を早急に出すよう要望することを確認した。

(文責 因)

「痴呆性高齢者介護について」深求

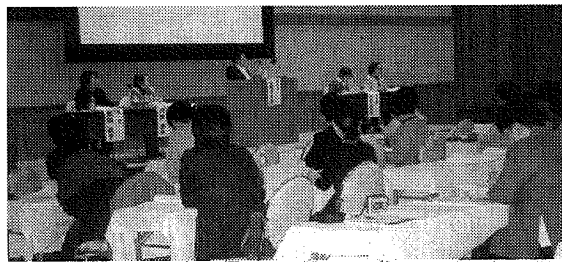
第一事例発表者は、勤務先である病院勤務の介護福祉士。日頃の介護業務の中で、「病棟レクレーション」として、活性化のための援助とは何かを検討・評価した結果と、着目すべき点について発表された。
第二発表者は、勤務先で、あるグループホームで、周辺症状が改善された事例を発表された。
第三発表者は、勤務先の特別養護老人ホームでのユニットケア実践の経過及び変化について発表された。
第四発表者は、勤務先の病院で、ストレスをテーマに、介護福祉士が行う痴呆性高齢者への専門的な介護について発表された。
第五発表者は、グループホームにおけるアセスメントの取り組みと課題について発表した。
二名の助言者からは、自らの研究実践や介護実践をもとに、今後ますます重要になってくる痴呆性高齢者介護について適切な助言を行ってほしいと、本分科会では、痴呆性高齢者に対する介護福祉士の専門性を深めていくよう再認識した場となり、盛況の内に閉会した。

(文責 鈴木)

分科会から

会の総力挙げて人材育成取り組む

第四分科会では、「人材育成」について、熱い議論が交わされた。
まず、我が息子の事故の際、意識(一)となった時から、母親の愛だけでなく、介護福祉士としてのケアを實踐し、見事に障害を克服しつつある姿から真の自立支援を自覚したとの報告があり、参加者の共感と感動を得た。助言者より、自立支援を明らかにした事例であり、今後も記録を継続してほしいと励まされた。
次に、組織の中で後輩・会員への研修指導を模索した事例として、理事の意識改革や、研修手帳の作成、五県で協力して系統的に研修を実施すること等により成果が現れている報告があった。助言者は努力を評価し、中央研修とのリンクや、他専門職との合同研修の魅



力についても語られた。
続いて、実習指導教員の立場から、実習先での医療行為、介護技術指導、実習生へのコミュニケーションの図り方など、今後の教育実習のあり方への問題提起があった。助言者より、職員との連携、利用者から学ぶ指導の重要性が強調された。
さらに、今年度二回にわたって実施した施設実習指導者と実習指導教員のための研修会について、事務局より報告があった。日本介護福祉士会が総力を挙げて人材育成に取り組むことの意義を確認した。

(文責 井原)

第4分科会

「人材育成について—21世紀の介護を支える人材育成のあり方」

助言 川井太加子氏(厚生労働省社会・援護局福祉基礎課介護技術福祉専門官)
平 祥子氏(札幌国際大学短期大学部講師)
発表 西井正美(京都府介護福祉士会)
鳥居紀子・藤本令子(山口県介護福祉士会)
山崎イチ子(京都府介護福祉士会)
社団法人日本介護福祉士会事務局
司会 井原慶子(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
書記 鶴田晶子(大阪府介護福祉士会)

第2分科会

「痴呆性高齢者介護について—痴呆性高齢者介護の専門性を考える」

助言 長嶋紀一氏(高齢者痴呆介護研究・研修仙台センター長)
石井綾子氏(特別養護老人ホームあやめの里副施設長)
発表 岩田時味(神奈川県介護福祉士会)
江角祥子(富山県介護福祉士会)
斎藤 香(大阪府介護福祉士会)
西村洋介(福岡県介護福祉士会)
三宅典子(岡山県介護福祉士会)
司会 鈴木敬二(社団法人日本介護福祉士会研修委員)
書記 木村百合子(静岡県介護福祉士会)

創刊=1995年7月

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。「実践に役立つ」「実践を受けとめ、評価する」「楽しく仕事ができる」「元気に暮らせる」面を重点とした誌面構成。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円) ●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)

好評連載

らくらく介護技術講座/最近のヒヤリハット事情/自立支援の福祉用具利用法一みて、ふれて、使ってみよう/介護パワーアップ!みんなで作ろうケアプラン/わかる わかる 痴呆症ケア/いわせて聞かせて家族のホンネ/知っておきたい老年心理PARTII/知っておきたい医学知識/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/全国リレーメッセージ ホット笑顔の仲間たち

新刊・バックナンバーのご案内【特集】

- 2003年1月号 新春座談会「家族の絆をつなく」(12月20日発行予定)
2002年7月号 「ケアプラン」のここをどうする!?
2002年8月号 今すぐ使える訪問介護計画
2002年9月号 利用者向き合ったサービスを考える〜より良い介護のコミュニケーション〜
2002年10月号 実習生の受け入れと高齢者ケア
2002年11月号 利用者には選ばれるショートステイ
2002年12月号 「身体拘束ゼロ」の取り組み

※品切れの際はご容赦ください。

『福祉の本 出版目録』ホームページアドレス http://www.fukushinohon.gr.jp

お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ
社団法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
注文用FAX:03(3581)4666 TEL:03(3581)9511
注文用E-mail:zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

定期購読申込受付中! ●FAX、郵送、E-mail いずれかでお申込みください。
定期購読をお申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。
バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

介護報酬見直しの考え方

平成十四年十二月九日 社会保障審議会介護給付費分科会

当分科会は、平成13年10月から今日まで17回にわたる今後のサービスあり方を含め、介護報酬の見直しについて議論してきた。介護保険制度施行後の2年半の実績を踏まえたサービスの見直しは、在宅サービスの利用者が増加する一方で、施設入所を希望する者が依然として多い傾向がみられるほか、在宅・施設サービスともに質の向上と効率化を図らなければならないことが挙げられる。この場合、介護サービスや保険料負担において、地域によって大きな格差があることも留意しなければならない。また、施行後初めてとなる今回の介護報酬の見直しにおいては、当初の設定が実態に即して合理的であったかどうかの検討を踏まえた見直しを行うことも必要である。平成15年度に予定される介護報酬の見直しにおいては、以上のような観点から、在宅重視の理念を踏まえ、在宅サービスの質の向上と効率化を図るべく、以下に掲げる考え方に沿って、各サービスの担うべき役割を念頭に置きつつ、報酬体系や単位について所要の措置を講ずるべきである。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

このため、在宅重視と自立支援の観点から、要介護状態になることや要介護度の上昇を予防し、要介護度の軽減を図るとともに、要介護状態になっても、できる限り自立した在宅生活を継続することができるよう支援する。また、いったん施設に入所した場合でも、在宅生活に近い形で生活し、将来的には、できる限り在宅に復帰できるように支援する。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かい満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

いて、個別的なリハビリテーション計画に基づくサービスを評価する。
(4) 居宅療養管理指導
きめ細かく個別的な指導管理の充実を図り、利用者の在宅生活における質の長期的な維持・向上を目的として、月当たり算定回数や単位数の再編を行う。
(5) 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)
痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)において、痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう、夜間のケアを含めたサービス内容についての入所者ごとのアセスメント等を行うとともに、夜間ケア加算を新設する。
(6) 特別養護老人ホーム
画一的な集団処遇ではなく、在宅での暮らしに近い日常生活を通じたケアを行う観点から、入所者の自立の生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた小規模生活対応型特別養護老人ホーム(仮称)で行われるユニットケアを評価する。これに伴い、居住費について自己負担を導き、低所得者対策も講じた上で、在宅との費用負担の均衡を図る。
また、特別養護老人ホームにおいて要介護度の高い者について報酬上も配慮する。
(7) 老人保健施設
入所者の介護度の改善と在宅復帰を進める観点から、老人保健施設において、日常生活動作等の維持・向上を重点とした個別的なリハビリテーション計画に基づくサービスを評価するとともに、老人保健施設が行う訪問リハビリテーションを評価する。
(8) 介護療養型医療施設
介護と医療の役割分担、他の介護保険施設との役割分担を踏まえ、長期にわたる療養の必要性が高く、要介護度の高い者の入院を評価する。また、個別的なリハビリテーション計画に基づくサービスを評価する。
経過措置に従い、療養病床を有する病院の看護職員6・1/1介護職員3・1の人員配置の評価を廃止する。
さらに、介護保険適用病床と医療保険適用病床の機能分化を図る一方で、介護保険と医療保険の制度の狭間で患者の受け入れ先がなくなることを防ぐため、一定の医療処置を要する者を対象に、重度療養管理を新設する。
なお、介護報酬設定における人員配置の評価の在り方については引き続き検討することとする。
(9) 施設入居者の在宅復帰の促進
施設入所(入院)者の在宅復帰を指向したサービスを評価し、在宅復帰を促進するため、退所(退院)前の施設と居宅介護支援事業所の連携を積極的に評価する観点から、退所(退院)時指導加算を再編し、退所(退院)前の連携について必要な加算を新設する。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

また、介護の質の向上と効率化を図る観点から、事業者間の公正な競争と事業運営の効率化を促すため、事業コストが適切に評価されるよう介護報酬を設定することが必要である。

放送大学で介護教員講習会の科目が履修できます

介護教員及び介護教員をめざすみなさまへ

☆ 厚生労働省でも、放送大学並びに大学及び短期大学等の科目等履修制度の積極的な活用を推奨しております。

介護教員講習会とは

◎ 厚生労働省では、平成15年4月1日以降に新たに介護教員になる方や既に介護教員である方に対し、介護教育の内容の充実と介護教員の資質の向上を図るため、介護教員講習会の実施を決定しました。

◎ 講習会の内容は、「基礎分野」、「専門基礎分野」と「専門分野」で構成されており、時間数は合計300時間以上となっております。

◎ この介護教員講習会の適用は、平成15年4月1日からとなっておりますが、それ以前に放送大学等において講習会の科目を履修することができます。

放送大学をご存じですか?

◎ 放送大学では、自宅テレビ、ラジオを視聴し、介護教員講習会の「基礎分野」と「専門基礎分野」の科目を履修することができます。

◎ 「基礎分野」と「専門基礎分野」における放送大学の対応科目は別紙のとおりです。

◎ 放送大学では、満18歳以上で大学入学資格をお持ちの方は全科履修生(大学卒業をめざす方)に、入学時に満15歳以上であれば誰でも選科・科目履修生(自分の学習したい科目を選択して学習する方)として入学することができます。入学試験は行いません。

入学料・授業料

区分	入学料	授業料
全科履修生	20,000円	1単位あたり 5,000円
選科履修生	7,000円	
科目履修生	5,000円	

※放送授業科目は1科目2単位ですので、1科目あたりの授業料は10,000円となります。

また、学校・企業等から20名以上の集団入学をされまると、入学料は半額の割引となります。

今がチャンス!!

◎ 放送大学では、平成15年度第1学期(平成15年4月)入学について、下記の期間に学生を募集します。

・募集要項の配布:平成14年11月15日(金)～
・出願受付期間:平成14年12月15日(日)～平成15年2月28日(金)

この機会に是非、放送大学に入学し、介護教員講習会の「基礎分野」と「専門基礎分野」の科目を履修されることをおすすめします。

詳しい問い合わせ先

募集要項(無料)の請求先
放送大学教務部修学指導課
電話:043-276-5111(代表)
ホームページ <http://www.u-air.ac.jp/hp>
ホームページからも募集要項の請求ができます。

放送大学の平成15年度開講科目のうち介護教員講習会の「基礎分野」及び「専門基礎分野」に対応する科目

【基礎分野】		
介護教員講習会の内容	科目名	
基礎分野	社会福祉学	社会福祉入門('00) 社会福祉の国際比較('02) 障害者福祉('01) 高齢者福祉論('03) 地域福祉論('03)
	人間関係論	人間科学の可能性('03) -情報・環境・時間からウォッチングする-
	心理学	心理学初歩('02)
	哲学	現代人のための哲学('00) 現代の哲学('01)
専門基礎分野	倫理学	倫理思想の源流('01)
	法学	法学入門('00)
【専門基礎分野】		
教育学	教育社会学('03)	
教育方法	教育の方法('99)	
教育心理	教育心理学通論('01)	
教育評価	教育評価('03)	

介護福祉士リーダー研修開催要綱

(初任者研修のための講師養成講座)

- 日時 平成15年1月26日(日)13時20分～1月28日(火)12時
- 会場 東京グリーンホテル水道橋 TEL 03-3295-4161
- 研修内容
 - 1日目(1月26日)
 - 13:20～ 開講式・オリエンテーション
 - 13:30～ 【講義1】行政説明 厚生労働省(予定)
 - 14:40～ 【講義2】初任者研修プログラムの作り方
 - 16:20～ 【講義3】教授法
 - 2日目(1月27日)
 - 9:00～ 【講義4】介護福祉士の専門性と職業倫理・介護福祉士としての基本的態度
 - 10:40～ 【演習1】介護福祉士の専門性と職業倫理・介護福祉士としての基本的態度の指導案作成
 - 12:30～ 【講義5】介護福祉士の成り立ちと関連法規
 - 14:10～ 【演習2】介護福祉士の成り立ちと関連法規の指導案作成
 - 15:20～ 【講義6】介護福祉士の仕事とコミュニケーション
 - 17:00～ 【演習3】介護福祉士の仕事とコミュニケーションの指導案作成
 - 3日目(1月28日)
 - 9:00～ 【講義7】介護技術
 - 10:40～ 【演習4】介護技術の指導案作成
- 対象
 - 今後、各都道府県(支部)において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士
 - 現に各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士
 前回参加できなかった支部は、ぜひご参加ください。
- 定員 100名(各都道府県支部2名程度)
- 参加費 3,000円(資料・昼食代含む) 交流会費 8,000円(1日目)
- 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局

イベント

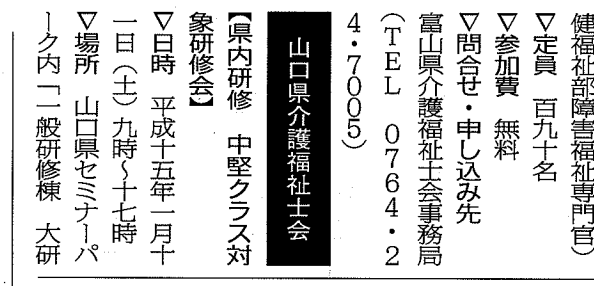
- 【第二回 都道府県介護福祉士会連合会】
 - 「支援費制度」丹波氏(愛知県社会福祉協議会管理次長)
 - ▽日時 平成十五年一月十一日(土)・十二日(日)
 - ▽定員 百名
 - ▽参加費 会員・千円、一般・千五百円
 - ▽問合せ・申し込み先 愛知県介護福祉士会事務局 (TEL 0564・23・0614)
- 【東海・北陸ブロック研修会】
 - ▽日時 平成十五年三月八日
 - ▽場所 名古屋総合社会福祉会館
 - ▽内容 「事例研究の取り組み方」大平政子氏、(佐賀県鳥栖市)
 - ▽講師 セラピューティック ケアサービス・ネットワーク福岡代表・秋吉美千代氏
 - ▽日時 平成十五年三月十六日(日)
 - ▽場所 ホテルヒュートン
 - ▽内容 セラピューティック ケア
 - ▽講師 セラピューティック ケアサービス・ネットワーク福岡代表・秋吉美千代氏
 - ▽受講料 五千円(国家試験合格後に静岡県介護福祉士会に入会する方)
 - ▽問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局 (TEL 054・654・8006 FAX 兼用)
- 【九州ブロックリーダー研修会】
 - ▽日時 平成十五年三月十八日(土)・十九日(日)
 - ▽場所 福岡県立大学短期大学部福岡校(福岡市小戸)
 - ▽定員 百六十名(一日・八十名)
 - ▽受講料 五千円(国家試験合格後に静岡県介護福祉士会に入会する方)
 - ▽問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局 (TEL 054・654・8006 FAX 兼用)
- 【介護福祉士実技講座】
 - ▽日時 平成十五年二月八日(土)・十一日(祝・火)
 - ▽場所 八時半～十六時半 いずれか一日とします(人数により調整する場合があります)。
 - ▽受講料 五千円(国家試験合格後に静岡県介護福祉士会に入会する方)
 - ▽問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局 (TEL 054・654・8006 FAX 兼用)
- 【支部のイベント(順不同)】
 - 静岡県介護福祉士会
 - ▽申込方法 ①必要事項を記入した申込書に②郵便払込取扱票の控え(コピー可)を貼付し③住所・氏名を記入し八十円切手を貼付した返信用封筒(長3形)を同封して申し込む。
 - ※模擬試験と講座を両方申し込む場合、合計金額をお振込下さい。また返信用封筒は一枚で結構です。
 - ▽申込締切 十二月二十五日(必着)
 - ▽問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局 (TEL 054・654・8006 FAX 兼用)
 - 山口県介護福祉士会
 - ▽日時 平成十五年一月十一日(土) 九時～十七時
 - ▽場所 山口県セミナーパーク内二般研修棟 大研
 - ▽県内研修 中堅クラス対象研修会
 - ▽日時 平成十五年一月十一日(土) 九時～十七時
 - ▽場所 山口県セミナーパーク内二般研修棟 大研
 - 富山県介護福祉士会
 - ▽日時 平成十五年一月十八日(土) 十三時～
 - ▽場所 富山県民会館七〇一号室
 - ▽講師 坂本洋一氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉専門官)
 - ▽定員 百九十名
 - ▽参加費 無料
 - ▽問合せ・申し込み先 富山県介護福祉士会事務局 (TEL 0764・24・7005)
 - 山口県介護福祉士会
 - ▽日時 平成十五年三月十六日(日) 九時三十分～十七時
 - ▽場所 山口県セミナーパーク内二般研修棟大研修室
 - ▽定員 百五十名
 - ▽参加費 会員・五百円、一般・三千円
 - ▽県内研修 痴呆性高齢者のケアの理論
 - ▽受講対象 山口県介護福祉士会会員、痴呆に関心の者
 - ▽日時 平成十五年三月十六日(日) 九時三十分～十七時
 - ▽場所 山口県セミナーパーク内二般研修棟大研修室
 - ▽定員 百五十名
 - ▽参加費 会員・千円、一般・五千円
 - ▽問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会(TEL 083・987・1320)



近畿ブロック研修会開く

十一月十六日、西宮市役所大ホールで、二百名を越す参加者で近畿ブロック研修会が開催された(写真)。

今回、基調講演では作家の藤本義一氏を迎えた。参加者からは、介護に対して素人である講師ならではの視点から、専門家も目からうろこが落ちるようなお話が何えたと好評であった。また、昼食のBGMでは、領米短期大学ハンドベルワイヤーによるハンドベル演奏が行われた。



社団法人設立記念公開セミナー・記念祝賀会を開催

長野県介護福祉士会は七月に社団法人が承認されたことを記念して十一月二日、軽井沢プリンスホテルで「公開セミナー」並びに「設立記念祝賀会」を開催した(写真)。

例年になく早い冬の訪れで、一段と紅葉の進んだ軽井沢に、総勢五百五十名余が参加した。

来賓として厚生労働省の浜谷福祉人材確保対策室室長、田中長野県知事、開催地の佐藤幹井沢町長、(社)日本介護福祉士会田中会長等内外多数の出席をえ、喜びと誓いを新たにされた。

日本介護福祉士会は今後も各支部の社団法人化を支援していく。

「第5回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査」協力をお願い

本会では、右記調査について無作為に抽出した会員の皆さまにご協力をお願いいたします。

調査は、介護福祉士の就労実態や生涯学習に関する課題などを把握し、今後の本会の活動の発展に反映させることを目的として実施しております。

調査票が届きました皆さまには、締切を過ぎておりますがご回答いただき、早急にご返送くださいますようお願いいたします。

調査票が届きました皆さまには、締切を過ぎておりますがご回答いただき、早急にご返送くださいますようお願いいたします。

平成十四年度年会費振替のお知らせ

本会では、平成十四年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を、事前にお知らせしました日程により、実施させていただきます。

つきましては、前日までに口座に入金をお願い申し上げます。

十二月一日分の口座振替については、前回までに何らかの事情により振替不可となった方も含め、全ての振替実施支部において行われます。

また、継続会員・新規会員・今年、養成施設を卒業された場合の新規会員などで金額が異なりますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。

★総務省からのお知らせ

朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍人軍属等のご遺族等に対する弔慰金制度等について

総務省では、「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」に基づき、朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍属等のご遺族等に対し、弔慰金等を支給しています。

弔慰金等の請求期限は、平成16年3月31日までとなっています。

お心当たりのある方への情報提供に、ご協力をお願い致します。

■対象者 特別永住者として日本に永住している朝鮮半島・台湾出身の方(帰化された方を含みます。)で次のいずれかに該当する方

- ① 先の大戦で旧日本軍の軍人・軍属などとして戦死された方のご遺族
- ② 先の大戦で旧日本軍の軍人・軍属などとして公務傷病にかかり、重度の障害の状態にある方(重度戦傷病者といえます。)
- ③ 平成13年3月31日以前に死亡された重度戦傷病者のご遺族

■請求期限 平成16年3月31日まで(期間内に請求されない場合には弔慰金等が支給されません。)

■受給できない方 恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法の給付を受けた方などは受給できません。

■支給内容

戦没者の遺族	弔慰金(一時金)	260万円
重度戦傷病者	本人	見舞金等(一時金) 400万円
	遺族	弔慰金(一時金) 260万円

■請求窓口・問い合わせ先

○居住地の市区町村役場又は都道府県庁介護担当課

○総務省弔慰金等支給業務室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1 虎ノ門第10森ビル3階
☎03-3539-7830・7831

<http://www.soumu.go.jp/daijinkanbou/kanri/choui.html>



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.54 2月15日号 平成15年(2003年)

社団法人 日本介護福祉士会

支部の組織強化と来年度事業の充実を目指す

第2回都道府県会長会議を開催

一月十一日(土)・十二日(日)の二日間、安田生命アカデミア(東京都府中市)において平成十四年度第二回都道府県会長会議が開催された。

今回の会議においては会員拡大及び組織の基盤整備を主とした組織強化について、現在内部委員会にて検討中の生涯研修制度と選挙制度の内容について各ブロックで討議、来年度へ向けての意見集約が行われた。



会議は、「支援費制度の概要について」と題して秋山寛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部支援費制度施行準備室室長補佐の講演で始まった。支援費制度の全体像として、対象となる障害者福祉サービスの内容や障害程度区分の内容と設定基準・単価について

の基盤案などの資料を基に説明がなされた。次に「介護福祉士登録事業について」として田口政吉財団法人社会福祉振興・試験センター登録部長より介護福祉士の登録状況について説明を受けた。昨年度、介護福祉士の現況調査を無作為抽出により行ったが、住所変更をされた方に調査票が届かず返送された。今後、介護福祉士の現況についてより詳しく調査を実施できるように、住

所変更の際には所属支部だけでなく財団法人社会福祉振興・試験センター(03・3486・7511(代))まで連絡をお願いしたいと協力を要請された。続いて「組織強化の課題克服にむけて」と題して和田敏明社会福祉法人全国社会福祉協議会事務局長より講演を受けた。

三つの章立てをして話をされた。第一に福祉の環境変化と専門職制度について、第二に組織強化に向けて、

第三に介護福祉士会の活動について話をされた。ブロック協議では、組織強化委員会からの組織強化と健全な運営に向けてと題した提言と、支部事務局体制についての調査をもとに支部事務局の設置状況や今後の支部財政の安定化についての意見が交わされた。

現在、支部が抱えている問題に共通項が見られ、事務局を独立設置させるため本年度は長野県介護福祉士会が社団法人化をはたし

たが、今後は各支部が財政基盤の安定化と共に、第二の社団法人化を目指していくことが確認された。また、生涯研修制度と選挙制度の両制度案については、十五年度以降に本格的に動き始める予定であり、活発な意見が交わされた。今回の意見を受けて各委員会での再度の審議を行い、来年度以降の施行実施に合わせたいく方法が話し合われた。

本年度は長野県介護福祉士会が社団法人化をはたし

2003年・さらなる飛躍を！ 一歩前進！

社団法人日本介護福祉士会会長 田中 雅子

本年は日本介護福祉士会を設立してから十年の節目の年です。職能団体の使命として、介護福祉士の資質向上、社会的地位の向上、社会福祉の向上に寄与することを目標に掲げ活動して十年目を迎えた今年にはさらに、新たな課題に取り組む必要があります。

課題1 専門学術誌の発行、学術団体学会結成へ！
平成十五年度内に専門学術誌を発行し、学会を設立します。介護福祉学の構築は介護福祉学

課題2 連携の強化とさらなる専門性の向上へ！
介護福祉の専門職として、他の専門職との連携強化を図り、さらなる専門性の向上を目的として、介護福祉の諸分野において指導的立場にある者を支援して

課題3 具体的な政策提言を！
昨年度、日本ALS協会は十七万人の署名を集め、ヘルパー等が日常生活の場で吸引を行うことを認めるよう、厚生労働大臣に

課題4 国際交流の推進
昨年十一月、ドイツ老人介護従事者連盟を訪問し、

提供責任者について実態調査を行いました。数値結果は制度の狭間にある介護福祉士の困惑と悩みを示しています。また、介護給付費分科会でも利用者及び介護従事者の代表として介護保

険制度のよりよい発展のため具体的な提言をしましょう。本会は今後、具体的な実態を踏まえた政策提言を行います。

重要な課題は日本と同様に介護の質を高め、サービスにたいする国民の信頼をいかに得るかということです。西国の職能団体が連携し、国際的な介護サービスの水準を高める努力をしていきたいと考えます。

訪問介護におけるサービス 介護従事者連盟を訪問し、

「在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援に対する意見」を提出

本会は、二月十日に厚生労働省で行われた「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」に、介護関係三団体として統一意見を提出した。

意見提出にあたって、本会では緊急常任理事会をもち、その後、全国ホームヘルプ協議会及び日本ホームヘルプ協会とそれぞれの代表者による意見調整を行った。

は、こうしたALS患者の方が、住み慣れた地域の中で暮らしたいという願いを受け止め、できる限りの支援を行いたいと感じていますが、ひとりひとりのホームヘルパーの経験や介護技術のレベルは様々であり、一律に「痰の吸引」を担うことについてはニーズや期待の高さを感じながらも大きな不安はぬぐえませんでした。

1 サービス提供ができるように十分な条件整備を図ってほしい。
① ALS患者の方への「痰の吸引」をホームヘルパーが業務として行うことについて法的な整備をしてほしい。
② 実施にあたっては訪問看護との業務の分担を明確にし、必ず訪問看護が定期的利用されており、常に連携可能な中で提供することを条件づけたい。
③ 担当するホームヘルパーは、一定の水準が必要で、介護福祉士の資格を有し、かつ介護職としての一定の経験を有することを要件とする必要がある。また、ホームヘルプ事業に従事する看護師や准看護師の有資格者を活用することも考えられます。さらに、実際の業務にあたっては、専門的な研修及び利用者や家族と一緒にかかりつけ医や看護師から具体的な実施方法を習得できる体制の整備を図ってほしい。
④ 医師や訪問看護、あるいは利用者や家族からホームヘルパー個人が請け負った業務を行うような方法ではなく、ホームヘルプサービス事業所として業務を行う仕組みとしてほしい。
・ホームヘルプサービス事業者と医師や訪問看護などの医療機関との連携体制を明確にし、それぞれの責任の所在を明らかにすること。
・担当するヘルパーの管理・教育、事故対応、賠償保険への加入など事業者の責務を明確にし、ホームヘルプサービス事業者が必要となる業務体制を整備すること。
・こうした仕組みづくりに対して国、自治体等が必要支援を行うこと。

平成15年度介護報酬の見直し案の概要

I 基本的考え方

○平成15年度介護報酬の見直しは、第2期介護保険事業計画期間の介護サービスの増大及びこれに伴う保険財政への影響が大きいことや、近年の賃金・物価の下落傾向、介護保険施行後の介護事業者の経営実態を踏まえ、保険料の上昇幅をできる限り抑制する方向で、△2.3%（在宅0.1%、施設△4.0%）の改定を行う。

○今回の見直しにおいては、限られた財源を有効に活用するため、当初の設定が実態に即して合理的であったかどうかの検討を踏まえながら、効率化・適正化と並行して、制度創設の理念と今後の介護のあるべき姿の実現に向けて、必要なものに重点化する。

○具体的には、在宅重視と自立支援の観点から、要介護状態になることや要介護度の上昇を予防し、要介護度の軽減を図るとともに、要介護状態になっても、できる限り自立した在宅生活を継続することができるよう、所要の見直しを行う。また、いったん施設に入所した場合でも、在宅生活に近い形で生活し、将来的には、できる限り在宅に復帰できるように、所要の見直しを行う。

○また、個々の利用者のニーズに対応した、きめの細かく満足度の高いサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に重点を置いた見直しを行う。

II 主な見直しの内容

1 自立支援の観点に立った居宅介護支援（ケアマネジメント）の確立

①利用者の要介護度による評価の廃止
居宅介護支援（ケアマネジメント）の業務の実態等を踏まえ、利用者の要介護度に応じた評価を廃止し、居宅介護支援の評価を充実。

要支援	650単位/月→850単位/月
要介護1・2	720単位/月→850単位/月
要介護3・4・5	840単位/月→850単位/月

②質の高い居宅介護支援の評価
居宅介護支援の質の向上を図る観点から、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画（ケアプラン）に応じた評価の見直しを行う。

i) 4以上の種類の居宅サービスを定めた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する場合の加算を導入。
（新設）→100単位/月

ii) 一定の要件を満たさない場合に所定単位数の70%を算定する仕組みを導入。

*一定の要件

イ：居宅サービス計画を利用者に交付すること
ロ：特段の事情のない限り、少なくとも1回、利用者の居宅を訪問し、かつ、少なくとも3月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握の結果を記録すること
ハ：要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について、担当者から意見を求めること

iii) 1単位の単価に係る地域差（訪問介護等と同様）を導入。

2 自立支援を指向する在宅サービスの評価

(1) 訪問介護

①訪問介護の区分の体系的な見直し
訪問介護の適正なアセスメントを図る観点から、身体介護と家事援助が混在した複合型を廃止。また、「家事援助」から「生活援助」に名称を改めるとともに、短時間のサービス提供や生活援助について、自立支援、在宅生活支援の観点から重点的に評価。

身体介護中心型30分未満	210単位→231単位
家事援助中心型30分以上1時間未満	153単位→208単位
1時間以上	222単位 291単位

②訪問介護における減算の算定範囲等の見直し
訪問介護の質の向上の観点から、3級訪問介護員によるサービス提供の場合の減算の算定範囲に生活援助等を追加し、評価を見直す。

算定割合 95%→90%

③いわゆる介護タクシーの適正化
適切なアセスメントに基づく居宅サービス計画（ケアプラン）上の位置付けがあることを前提に、要介護1以上の者に対し、通院等のために乗車・降車の介助を行った場合に算定対象を限定して、適正化を図る。

通院等のための乗車・降車の介助（新設）→100単位/回

(2) 通所サービス
要介護者の在宅生活を支援し、利用者の利便性の向上や家族介護者の負担の軽減を図るため、8～8時間の利用時間を超えてサービスを提供する場合や入浴サービス等を評価するとともに、全体として適正化。

(3) リハビリテーション

①訪問リハビリテーションの評価
円滑な在宅生活への移行、在宅での日常生活における自立支援を図る観点から、退所（退院）後6月以内の利用者に対して具体的なリハビリテーション計画に基づきADLの自立性の向上を目的としたリハビリテーションを行った場合を評価。

日常生活活動訓練加算（新設）→50単位/日

②通所リハビリテーションの評価
円滑な在宅生活への移行、在宅での日常生活における自立支援を図る観点から、身体障害や廃用症候群等の利用者に対して個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合のリハビリテーションを評価。

個別リハビリテーション加算（新設）

退院・退所日から起算して1年以内の期間	130単位/日
退院・退所日から起算して1年を超えた期間	100単位/日

(4) 居宅療養管理指導
きめ細かく個別的な指導管理の充実を図り、利用者の在宅生活における質の長期的な維持・向上を目的として、居宅療養管理指導を再編。

医師又は歯科医師（月1回に限る）居宅療養管理指導費（I）940単位/回→医師又は歯科医師（月2回に限る）500単位/回

薬剤師（月2回に限る）550単位/回→医療機関の薬剤師（月2回に限る）550単位/回

→薬局の薬剤師（月4回に限る）→初回500単位/回 2回目以降300単位/回

歯科衛生士等（月4回に限る）500単位/回→初回550単位/回 2回目以降300単位/回

(5) 訪問看護
利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合の訪問看護の評価の適正化。

緊急時訪問看護加算

訪問看護ステーションの場合	1,370単位/月→540単位/月
病院・診療所の場合	840単位/月 290単位/月

(6) 痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）
痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう夜間の介護内容や介護体制を確保したグループホームにおける夜間のケアを評価。夜間ケア加算（新設）→71単位/日

※算定要件

イ：適切なアセスメントに基づき、夜間のケア内容を含む介護計画を作成すること
ロ：夜勤職員を配置していること
ハ：過去1年以内に実施したサービスの質の自己評価結果（平成17年度以降は外部評価結果）が公開されていること

3 施設サービスの質の向上と適正化

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
画一的な集団処遇ではなく、在宅での暮らしに近い日常生活を通じたケアを行う観点から、入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた小規模生活単位型特別養護老人ホームで行われるユニットケアを評価。

小規模生活単位型介護福祉施設サービス費（新設）→

要介護1	784単位/日
要介護2	831単位/日
要介護3	879単位/日
要介護4	927単位/日
要介護5	974単位/日

これに伴い、居住費について自己負担を導入し、低所得者対策を講じた上で在宅での費用負担の均衡を図る。

※低所得者については居住費負担の軽減のため、保険料区分第1段階の場合66単位/日、保険料区分第2段階の場合33単位/日を加算。また、従来型の施設については、要介護度の高い者に配慮しつつ、全体として適正化。

介護福祉施設サービス費（I）

要介護1	796単位/日→要介護1 677単位/日
要介護2	841単位/日→要介護2 748単位/日
要介護3	885単位/日→要介護3 818単位/日
要介護4	930単位/日→要介護4 889単位/日
要介護5	974単位/日→要介護5 959単位/日

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）
入所者の介護度の改善と在宅復帰を進める観点から、日常生活動作等の維持・向上を重点とした個別的なリハビリテーション計画に基づくリハビリテーションを評価するとともに、全体として適正化。

介護保健施設サービス費（I）

要介護1	880単位/日→要介護1 819単位/日
要介護2	930単位/日→要介護2 868単位/日
要介護3	980単位/日→要介護3 921単位/日
要介護4	1,030単位/日→要介護4 975単位/日
要介護5	1,080単位/日→要介護5 1,028単位/日

リハビリ機能強化加算（リハビリ体制加算の再編）
12単位/日→30単位/日

また、老人保健施設が行う訪問リハビリテーションを評価。

(3) 介護療養型医療施設（病院・診療所）の評価
①介護と医療の役割分担、他の介護保険施設との機能分化を図る観点から、長期にわたる療養の必要性が高く、要介護度の高いものの入院を評価するとともに、全体として適正化。

療養型介護療養施設サービス費（I）
（看護配置6：1/介護配置3：1）

介護報酬改定 サービスの質の確保が課題

社会保障審議会（会長 貝塚啓明）は、介護報酬改定案を原案通り坂口厚生労働大臣に答申した。

今回の介護報酬の見直しは、介護保険制度施行後初めてのものであり、次回以降の見直しに向けて、見直しのルール、審議のあり方、経営実態調査の方法などについて、今回の議論の経過について、今回の議論の経過

また、今回見直し後の介護報酬について、利用者のサービスの利用の動向、事業者の経営状況などに与える影響の把握に努め、介護サービスの適正かつ効率的な運営されているかどうか、また、サービスの質の向上に資するものとなっているかどうか、検証し、次回以降の見直しに反映させていく。

特に、重点的に評価を行った居宅介護支援について、介護支援専門員の資質の向上と地位の確立を図るとともに、居宅介護支援が公正・中立に行われるよう、検討を進める必要がある。

なお、今回の見直しについては、「介護報酬見直しの考え方」において示された意見に沿いつつ、利用者の意見や実態並びに地域の実情を踏まえながら、制度創設の理念とあるべき介護システムの実現に向けて、幅広い検討を早急に行っていくことが必要であるというところから、厚生労働省は予定を一年前倒して、今春から議論を始める。

要介護1	1,193単位/日	
要介護2	1,239単位/日	
要介護3	1,285単位/日	→※経過措置に従い、廃止
要介護4	1,331単位/日	
要介護5	1,377単位/日	

療養型介護療養施設サービス費（II）（看護配置6：1/介護配置4：1）→療養型介護療養施設サービス費（I）（看護配置6：1/介護配置4：1）

要介護1	1,126単位/日→要介護1	820単位/日
要介護2	1,170単位/日→要介護2	930単位/日
要介護3	1,213単位/日→要介護3	1,168単位/日
要介護4	1,256単位/日→要介護4	1,269単位/日
要介護5	1,299単位/日→要介護5	1,360単位/日

②重度療養管理の新設
介護保険適用病床と医療保険適用病床の機能分化を図る一方で、介護保険と医療保険の制度の狭間で患者の受け入れ先がなくなること防ぐため、要介護4または要介護5であった、常時頻回の喀痰吸引を実施している状態など常時医師による医学的管理が必要な状態にあるものに対して、療養上の適切な処置と医学的管理を行った場合を評価。

重度療養管理（新設）→120単位/日

③リハビリテーションの体系的な見直し
従来の集団療法を中心とした評価を廃止し、個別的なリハビリテーションを評価。

理学療法（I）200-175単位/日→理学療法（I）250単位/日
理学療法（II）185-160単位/日→理学療法（II）180単位/日
理学療法（III）100単位/日→理学療法（III）100単位/日
理学療法（IV）65単位/日→理学療法（IV）50単位/日
作業療法（I）200-175単位/日→作業療法（I）250単位/日
作業療法（II）185-160単位/日→作業療法（II）180単位/日
言語療法135単位/日→言語聴覚療法（I）250単位/日
言語聴覚療法（II）180単位/日

ADL加算（新設）→30単位/日
※病棟等においてADLの自立等を目的としたリハビリテーションを行った場合に算定。

(4) 施設入所者の在宅復帰の促進
施設入所（入院）者の在宅復帰を指向したサービスを提供し、在宅復帰を促進するため、退所（退院）前の施設と居宅介護支援事業所の連携を積極的に評価する観点から、退所（退院）時指導加算を再編し、退所（退院）前の連携について必要な加算を新設。

退所（退院）前連携加算（新設）→500単位/回

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

<p>■職員の健康管理のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防健診費用助成 ●健康生活用品給付 ●スポーツクラブ ●電話健康医療相談 <p>■職員の慶事のお祝い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●結婚お祝品贈呈 ●出産お祝品贈呈 ●入学お祝品贈呈 ●資格取得記念品贈呈 ●永年勤続記念品贈呈 	<p>■職員の万が一の際に</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会員の死亡弔慰金 ●会員の配偶者の死亡弔慰金 ●会員の入院・手術見舞金 ●災害見舞金 <p>■職員の余暇活用のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定保養所…厚生年金宿泊施設等 全国に273か所 ●海外リフレッシュツアー ●クラブ・サークル活動支援 ●テーマパーク ●国内・海外旅行 ●レンタカー 	<p>■職員の資質向上のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海外研修 ●広報講習会 ●レクリエーター養成講習会 ●接遇講習会 ●情報誌 <p>■職員の生活サポートのために</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン ●特別資金ローン ●クレジットカード <p>■地域に密着した事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会員交流事業
---	--	---

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎0120-292-711
FAX ☎0120-292-722
http://www.sowel.or.jp/

Sowel CLUB
社会福祉法人 福利厚生センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

障害者支援費制度における居室 介護事業の要件緩和等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課支援費制度施行準備室

支援費制度の施行まで、
あとも半年とありました。
現在各市町村において
は、平成十五年四月からの
サービス利用が円滑に行わ
れるよう、在籍の障害者を
中心に支給決定事務が順次
行われているところです。

【事業者の指定要件の緩和】
そのため、今回、居宅介
護(ホームヘルプサービス)
について、介護保険の指定
訪問介護事業者の参入促進
を図れるよう、従来のサー
ビス提供者の指定要件
をさらに緩和したことで
す。

【事業者の指定要件の緩和】
そのため、今回、居宅介
護(ホームヘルプサービス)
について、介護保険の指定
訪問介護事業者の参入促進
を図れるよう、従来のサー
ビス提供者の指定要件
をさらに緩和したことで
す。
具体的には、次の内容とな
っています。
一 従業者数の要件緩和
従業者数の指定要件に
ついて、当初の考え方で
は、介護保険の訪問介護
の指定要件である常勤換
算二・五人に加えて、障
害者に係る指定居宅介護
を行う従業者を一以上配
置(ただし、勤務時間数
は問わない。)することに
していましたが、介護保
険の指定訪問介護事業
者であれば、支援費制
度の指定居宅介護の指定
を受けることが出来るこ
ととなりました(「障害者
に係る居宅介護を行う従
業者」を訪問介護とは別
に、上乗せして配置する
人)を超えた場合は、別途
置く必要があります。

介護福祉士リーダー研修実施報告

去る一月二十六日から二
十八日の三日間、東京クリ
ンホテル水道橋において
実施し、全国十八支部から
四〇名の参加があった。
(写真)



研修の内容は、初任者研
修会の科目別内容について
講義を行う上での重点ボイ
ドから求められる
介護福祉士の役割
についてお話をう
かがった。

【サービス単価】
事業者の指定要件と併せ
て、居宅介護の単価(案)
についても、別表のように
決まりました(最終的には
厚生労働省告示で示されま
す)。身体介護、家事援助
者(児)は、一人一人、障
害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【サービス単価】
事業者の指定要件と併せ
て、居宅介護の単価(案)
についても、別表のように
決まりました(最終的には
厚生労働省告示で示されま
す)。身体介護、家事援助
者(児)は、一人一人、障
害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【サービス単価】
事業者の指定要件と併せ
て、居宅介護の単価(案)
についても、別表のように
決まりました(最終的には
厚生労働省告示で示されま
す)。身体介護、家事援助
者(児)は、一人一人、障
害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

オーストラリア研修についての報告

オーストラリアは建国二
百年の若い国である。広大
な土地を持つこともあって
自由な国のイメージが強く、
日本からの滞在者も非
常に多い。いたるところに
日本人のいない所はないと
いう感じである。この国は、
自由の精神と同時に自立の
意識が強いようだ。
オーストラリアには介護
保険のような制度はない。
北欧型でもない米国型でも
ない、『中福祉・中負担』
のあり方はある意味では日

ランディア等の活動がある
ようだ。オーストラリアで
も日本ほどではないが高齡
化(二・五%)が進み、
出生率の低下とあまって
問題化されている。
今回、新潟県介護福祉士
会初の試みである海外研修
に参加させて頂いた。期待
と不安を一杯持ちながら、
事前の準備も思うようにで
きず当日を迎えた。参加さ
れた方とは初めて顔を合わ
せる人も多かったが、県の

のようサービスを提供し
ていくか評価・判定を行う
制度がある。ACAT(高
齢者介護評価チーム)と呼
ばれるもので、医師・看護
師・ソーシャルワーカー・
PT・OT等がメンバーに
なっている。ホームの一角
にこの施設があり、教会の
本部と痴呆症の人たちと
の家族のための部屋がある
オーストラリアでは一九八
二年、痴呆症は精神病では
ないとの裁判所の判決が出
て以来精神分野での対応は
必要であるとの認識であ
る。従って痴呆症の人たち
の多くは在宅での生活を余
儀なくされ、協会ではそ
ういった人たちのQOLを最
大限に守り、自立を支えな
がら色々なサポートができ
るようになっている。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

【最後に】
障害者の支援費制度は、
利用者本位の制度であるこ
とにも、障害者の「自立と
社会参加」の理念へ向けて
積極的に取り組んで行く必
要があります。
したがって、介護福祉士
の皆様には、介護の専門家
であるとともに相談援助も
含めた幅広い観点から、支
援費制度のサービスの提供
に積極的に関わっていただ
くことを期待しています。

別表 居宅介護支援費(案)

	30分未満 1時間未満	30分以上 1.5時間未満	1時間以上	以後30分
身体介護	2,100円	4,020円	5,840円	2,190円
家事援助		1,530円	2,220円	830円
移動介護		※1	※1	※1
日常生活支援※2			2,410円	900円

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いることとなります。※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援が対象となります。

＜創刊＝1995年7月＞

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。
「実践に役立つ」「実践を受けとめ、評価する」
「楽しく仕事ができる」「元気に暮らせる」面を
重点とした誌面構成。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円) ●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)

好評連載 らくらく介護技術講座/最近のヒヤリハット事情/自立支援の福祉用具利用法一みで、ふれて、使ってみよう/介護パワーアップ! みんなで作ろうケアプラン/わかる わかる 痴呆症ケア/いわせて聞かせて家族のホンネ/知っておきたい老年心理PARTII/知っておきたい医学知識/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/全国リレーメッセージ ホット笑顔の仲間たち

新刊・バックナンバーのご案内【特集】
2003年3月号 実践! 通所介護 (2月20日発行予定)
2002年9月号 利用者と向き合ったサービスを考える～より良い介護のコミュニケーション～
2002年10月号 実習生の受け入れと高齢者ケア
2002年11月号 利用者には選ばれるショートステイ
2002年12月号 身体拘束ゼロの取り組み
2003年1月号 家族の絆をつなぐ
2003年2月号 「介護のプロ」にこだわろう!
※品切れの際はご容赦ください。

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス
<http://www.fukushinohon.gr.jp>

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●
社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511
出版部 注文用 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

●定期購読申込受付中! ●FAX、郵送、E-mail いずれかでお申込みください。
定期購読をお申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。
バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

「ATACCカンファレンス2002」に参加して

日本介護福祉士会常任理事 木村晴恵

▽開催日時 平成十四年十二月六、七、八日
 ▽研修会場 国立京都国際会館
 ▽主催 財団法人ニューメディア開発協会
 「障害があっても自己決定できれば生活の質が向上する」「重い障害があっても子どもは普通学校の中

で学ぶことで成長することが出来る」といった考えに共感するひとも多いと思えます。しかし、理念だけでは、実際の生活はなかなか変わりません。今、求められているのは、それを現実のものとするための技術(テクニク)と技法(テクニック)であるとい

う考えから、分かり易く学ぶ場として始まった研修です。一方、技術や技法を活かすには、障害・福祉・教育に関する見方についても援助者が偏りのない知識を持つておくべきであるという趣旨から、二日間で七十のセッションが設けられ参加

者か自由に選択して参加するという「全員参加型」の研修会でした。研修会においては、「一つの技術や技法がいつまでもでも最良であるとは限らない。人や場面が変わればその方法が最悪になる可能性もある。多角的な視点から問題をみて、多くの方法の中から最

●今後の中央研修等の予定

【第一回理事会】

▽日時 三月二十一日
 ▽場所 虎ノ門パストラル

【支部のイベント(順不同)】

静岡県介護福祉士会

【施設職員実務研修講座】
 ▽日時 三月二日(日)十時～十六時
 ▽場所 静岡市中央福祉センター
 ▽内容 施設ケアプランの立て方とモニタリングの方法

【第四回研修会】

▽日時 三月八日(土)十時～十七時
 ▽場所 三重県総合文化センター
 ▽内容 三重県介護福祉士会発足五周年記念講演「夫の闘病生活と家族の関わり」逸見晴枝氏、「接遇マナー講座」長谷川聡子氏(ウィルスタッフ代表)

【定員 六十名】

▽参加費 会員 三千元・一般 五千元(資料・昼食代を含みます)
 ▽問合せ・申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局 (054・654・4855)

三重県介護福祉士会

【第10回全国大会をお楽しみに！】

【第10回全国大会】十月二十四(金)～二十五(土)の二日間を予定し、香川県で開催されます。会場は、サンポート高松と呼ばれる新しくなった高松駅周辺の全日空ホテルクレメントと県民ホールです。

【第10回全国大会】十月二十四(金)～二十五(土)の二日間を予定し、香川県で開催されます。会場は、サンポート高松と呼ばれる新しくなった高松駅周辺の全日空ホテルクレメントと県民ホールです。



香川県介護福祉士会

【定例研修会・交流会】
 ▽日時 三月二十二日(土)十時～
 ▽場所 国分寺女性会館
 ▽内容 介護職のための健康体操 吉田由美子氏
 ▽参加費 会員 無料・一般 二千元

【代表者会議】

▽日時 四月十九日(土)
 ▽会場 国分寺女性会館
 各施設、事業者の方は一名参加してください。

【香川県総会】

▽日時 五月十七日(土)
 ▽場所 国分寺女性会館
 ▽内容 記念講演 講師 四国厚生支局長・森山幹夫氏

【Wakaba明日への会】

▽日時 三月一六日(日)十時から十五時三十分
 ▽問合せ・申し込み先 福岡県介護福祉士会事務局 (0877・46・013)

福岡県介護福祉士会

【第6回海外研修】
 ▽日時 三月二日(日)～六日(木)
 ▽場所 オーストリア

【講演会】

▽日時 三月六日(木)
 ▽会場 ヤマハホール
 ▽内容 「ICFの特徴・構成・コーディング法」上田敏氏、「ICFの病氣・

適な技術や技法選択できることには介護福祉士の専門性に繋がることです。また、研修内容の充実とともに配付されたテキスト、ビデオ、CD-ROMはそれに勝るものでした。特に、「日頃「高齢者介護」を行なっている私たちに

全国一障害の多い不親切な建築物であることも初めて知ったことでした。テーマが「電子情報支援技術」であったことからパソコンを自由に操作できなければならないのかという先入観があり、日介ニューズ五二号で参加者募集が掲載されたにもかかわらず、全国からの介護福祉士の参加は非常に少なく残念な思いがしました。

※詳しい内容につきましては、福岡県介護福祉士会(豊後代含む)。また、障り歌などの隠し大会、プレゼント交換等も行う予定です(当日は家庭に不要なものなどがあれば持参してください)。職場等の情報交換など積極的に行い、交流を深めるために多くの会員の参加をお待ちしております。(一般可)

立長寿医療研究センター老人ケア研究部 リハビリテーション研究室(0562・44・5651) 日本医師会

【第一回介護支援専門員技術向上通信教育講座】

▽日時 四月～十六年三月
 ▽内容 高齢者の医療面をベースに、介護支援専門員に必要となるアシメント能力のレベルアップを目指す。
 ▽定員 五百名
 ▽受講料 年間八万四千元
 ▽申込締切 三月三十一日
 ▽問合せ・申し込み先 日本医師会・介護支援専門員技術向上講座担当係(03・3942・7193)

【平成14年度介護福祉士会】

【平成14年度介護福祉士会】博多どんたくに福岡県介護福祉士会が参加します。そのユニフォームに身を包んで、博多の街をパレードしながら、全国から来る観光客に元気に頑張っている介護職をアピールしよう。

【他団体のイベント】

【国立長寿医療研究センター】
 ▽日時 三月六日(木)
 ▽会場 ヤマハホール
 ▽内容 「ICFの特徴・構成・コーディング法」上田敏氏、「ICFの病氣・

【講演会】

▽日時 三月六日(木)
 ▽会場 ヤマハホール
 ▽内容 「ICFの特徴・構成・コーディング法」上田敏氏、「ICFの病氣・

【講演会】

▽日時 三月六日(木)
 ▽会場 ヤマハホール
 ▽内容 「ICFの特徴・構成・コーディング法」上田敏氏、「ICFの病氣・

【講演会】

▽日時 三月六日(木)
 ▽会場 ヤマハホール
 ▽内容 「ICFの特徴・構成・コーディング法」上田敏氏、「ICFの病氣・

平成15年度 社団法人日本介護福祉士会 通常総会の開催について

- 日時 平成15年5月24日(土)
- 場所 TFT(東京ファッションタウン) 東京都江東区有明3-1

※詳細については、後日、都道府県支部を通じて連絡いたします。

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。春号のテーマ(食事と栄養)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号)
 購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
 〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511



The Japan Association of Certified Care Workers

Vol.55 4月15日号
平成15年(2003年)

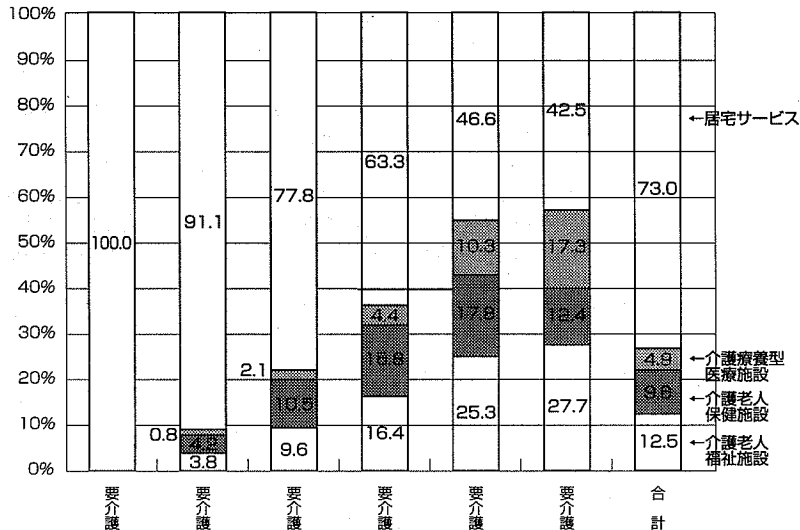
社団法人 日本介護福祉士会

全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議、開催される

(4) 要介護度別のサービスの利用状況

○要介護度が高いほど、施設サービスを利用する割合が高い。
要介護4・5については、利用者の半数以上が施設サービスを利用。

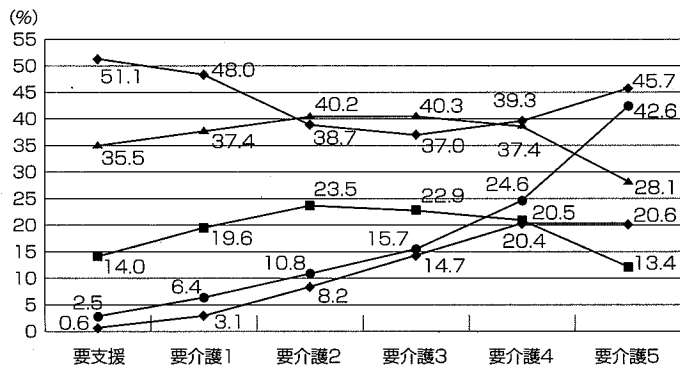
(要介護度別のサービスの利用状況)



(出典:介護給付費実態調査月報(11月分審査分))

○訪問看護・ショートステイは、要介護度が高い利用者ほど多く利用。

(要介護度別の居宅サービス利用者総数に占める各サービス利用者の割合)



(出典:介護給付費実態調査月報(11月分審査分))

第十五回国家試験 3万2319名が合格

第十五回介護福祉士国家試験合格者が三月三十一日に発表された。受験者数は六万七千三百六十三名で前回と比べ約十二%増え、合格者数も三万二千三百十九名と前回比約30%増となった。合格率は四八・〇%であった。内訳は下表のとおり。

今年二月末日時点で介護福祉士の登録者数はすでに三十三万三千五百五名で三十万人を超えておりさらに年ごとに順調にその数は増え続けている。

今回から合格者の氏名公表がいっさいなくなることから、個別の本案入会案内がいっそう難しくなっ

合格者の内訳

(1) 性別

区分	男	女	計
人数(人)	5,618	26,701	32,319
割合(%)	17.4	82.6	100.0

(2) 職種別

区分	割合
総数	100.0%
社会福祉施設の介護職員等	38.0
老人福祉施設の介護職員等	30.9
身体障害者福祉施設の介護職員等	2.5
保護施設、児童福祉施設の寮母等	1.4
その他の社会福祉施設の介護職員等	3.2
訪問介護員	16.6
介護老人保健施設の介護職員	17.1
医療機関(療養型病床群等)の看護補助者	10.7
福祉系高等学校(NHK学園高校専攻科を含む)	13.6
その他	4.0

(3) 年齢別

年齢区分(歳)	割合(%)
~20	7.9
21~30	33.1
31~40	22.2
41~50	26.0
51~60	10.3
61~	0.5
計	100.0

介護保険制度開始から3年が経過し、15年度からは要介護認定ソフトの見直し、介護報酬の改定などが行なわれた。なお、サービスの質の向上の取り組みなど様々な課題はあるものの、利用者やサービス量も増加し、全体としては概ね順調に推移している。(以下、2月25日に開催された全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議の介護資料より抜粋)

介護保険の現状と今後の方向について

介護保険制度開始から3年近くが経過。様々な課題はあるものの、利用者やサービス量も増加し、全体としては概ね順調に推移

(1) 被保険者数の推移

○65歳以上の被保険者は、2年半で約200万人増加(9%)

2000年4月末	2001年4月末	2002年11月末
2,165万人	2,247万人	2,364万人

(出典=介護保険事業状況報告)

(2) 要介護認定者数の推移

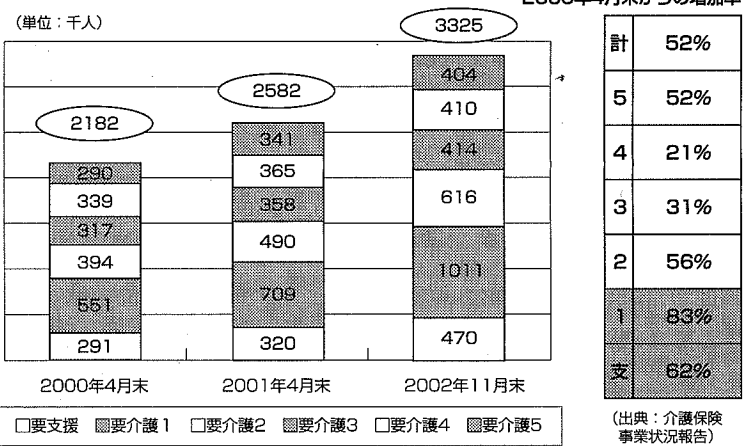
○要介護認定を受けた人は、2年半で約115万人増加(52%)

2000年4月末	2001年4月末	2002年11月末
218万人	258万人	333万人

(出典=介護保険事業状況報告)

※特に、要支援・要介護1の認定を受けた者が大幅に増加(76%)

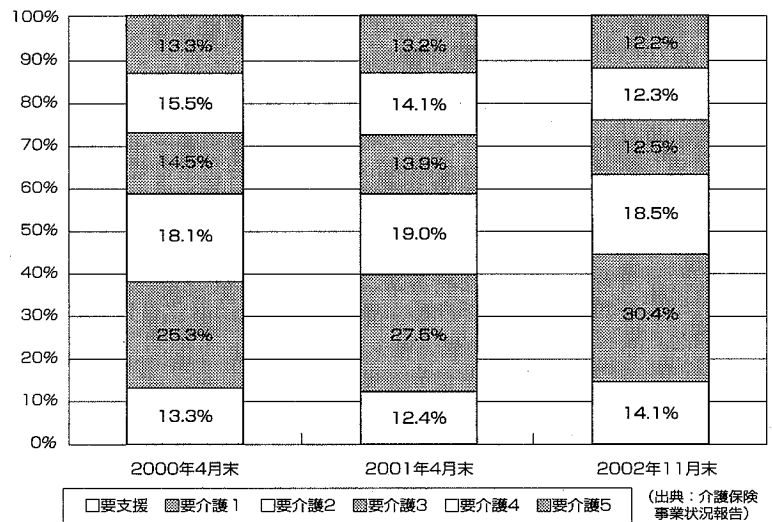
(要介護度別認定者数の推移)



(出典:介護保険事業状況報告)

※要支援・要介護1の認定を受けた者の構成割合も増加(2000年4月末:38.6%→2002年11月末:44.5%)

(要介護度別認定者数の推移)



(出典:介護保険事業状況報告)

(3) 介護サービス利用者数の推移

○2年半で、居宅は90%、施設は36%、全体で71%の増加。
○高齢化の速度(2年半で9%)を上回る速度で増加。

	2000年4月	2001年4月	2002年9月
居宅サービス	97万人	142万人	188万人
施設サービス	52万人	65万人	70万人
介護老人福祉施設	25万人	30万人	33万人
介護老人保健施設	19万人	24万人	25万人
介護療養型医療施設	7万人	11万人	13万人
合計	149万人	207万人	258万人

(出典:介護保険事業状況報告)

うこと。

⑦ 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について、(3)①及び⑩と同様の改正を行うこと。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得なければならない旨を明示すること。また、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者に交付しなければならないこととする。

② 介護支援専門員は、居宅サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととする。

ア 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
イ 少なくとも三月に一回、実施状況の把握の結果を記録すること。

③ 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

④ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならないこととする。

⑤ (1)③及び④と同様の改正を行うこと。

(3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないこととする。

② 指定介護老人福祉施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない旨を明示すること。

③ 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこととする。

④ 計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならないこととする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならないこととする。

⑤ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

⑥ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならないこととする。

ア 定期的に入所者に面接すること。
イ 定期的の実施状況の把握の結果を記録すること。

⑦ 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

⑧ 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならないこととする。

⑨ 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務のほか、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行うものとする。

⑩ 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならないこととする。

⑪ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、ユニットの提供を行うに伴い必要となる費用(所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。)の支払を入居者から受けることができることとする。

⑫ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設におけるサービスの取扱いは、次に定めるところにより行われなければならないこととする。

ア 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようとするため、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならないこととする。

イ 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならないこととする。

【3面に続く】

指定基準の見直しについて

平成15年3月19日、厚生労働省老健局計画課・企画課より、平成15年度の介護報酬の見直しに合わせて、指定居宅事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準についてサービスの向上を図る観点から以下のような見直しが行われた。(以下、老計発第0319001号・老振発第0319001号指定居宅事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準の一部改正についてより抜粋)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

1 改正の趣旨

平成15年度の介護報酬の見直しにあわせて、サービスの質の向上を図る観点から、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定基準について所要の見直しを行うものである。

2 改正の概要

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定居宅サービス事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととする。(注1)

② 指定居宅サービス事業者は、個別サービス計画(訪問介護計画など)の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならないこととする。また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならないこととする。

③ 指定居宅サービス事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないこととする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告しなければならないこととする。

④ 指定居宅サービス事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならないこととする。

⑤ 指定訪問リハビリテーションについて、病院及び診療所に加え、介護老人保健施設も行うことができることとする。

⑥ 指定通所介護について、看護職員の配置を、指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数とする。

⑦ 指定通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準を見直し、従来医療機関、老人保健施設それぞれ基準が規定されていたところ、基本的に両者共通のものに再編すること。

⑧ 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)を行う者は、ユニットの提供を行うに伴い必要となる費用の支払を利用者から受けることができることとする。

⑨ その他、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。)について、(3)⑩から⑫までと同様の改正を行うこと。

⑩ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数は、1又は2とすること。(注3)

⑪ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所における宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務について、1人の職員が他の共同生活住居と兼務する場合は、2つの共同生活住居までとすること。また、併設施設との兼務は認めないこととする。(注4)

⑫ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の計画作成担当のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならないこととする。また、介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当の業務を監督するものとする。(注5)

⑬ 指定特定施設入所者生活介護事業所の計画作成担当は、介護支援専門員とすること。(注6)

⑭ 指定特定施設入所者生活介護事業者は、指定特定施設入所者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。

⑮ 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない旨を明示すること。

⑯ 指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護について一3)②と同様の改正を行

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

■職員の慶事のお祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

■職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

■職員の余暇活用のために

- 指定保養所…厚生年金宿泊施設等 全国に273か所
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動支援
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー

■職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリエーター養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

■職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

■地域に密着した事業

- 会員交流事業

加入できる職員

■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎0120-292-711

FAX ☎0120-292-722

http://www.sowel.or.jp/

社会福祉法人 福利厚生センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル



魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

イベント

介護福祉士海外研修生募集

(財) 社会福祉振興・試験センター

▽研修期間 九月二十日(土)～十月四日(土)の十五日間

▽研修・調査プログラム デンマーク(ネストバス市)における高齢者ケアの実践(施設見学のほか施設介護及び在宅介護の実践について体験研修を行う)。

▽派遣対象者 次の各号に該当し、社団法人日本介護福祉士の推薦を受けた者(同会の会員)

①平成十五年十一月末日現在、二十五歳以上で、資格取得後二年以上である者

②平成十三年十一月末日までに介護福祉士の登録をした者

③研修・調査終了後も引き続き介護業務に従事する意思を有する者

④その他、自転車に乗れること

▽派遣人員 十人以上(十人を一グループとしたツア方式とする)

▽費用 当センターが負担

▽選考 書類選考により決定する。なお、六月中旬下旬に行う予定。

▽参加申込書類提出期限 五月二十日(火) 必着

【2面より】

ウ 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならないこととする。

⑬ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護の提供は、次に定めるところにより行われなければならないこととする。

ア 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、白律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならないこととする。

イ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないこととする。

⑭ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備に関する基準について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の相当する規定を踏まえて規定の整備を行うとともに、介護職員室、看護職員室及び機能訓練室を設けなくてはならないこととする。

⑮ その他小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について所要の規定の整備を行うほか、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。)についても所要の規定の整備を行うこと。

⑯ (1)③及び④並びに(2)①と同様の改正を行うこと。

⑰ 平成15年3月31日に介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が19人以下のもの(以下「小規模施設」という。)については、平成18年3月31日までの間は、計画担当介護支援専門員の業務を指定居宅介護支援事業者(当該小規模施設の開設者を除く。)に委託することができることとし、委託する小規模施設については、介護支援専門員を置かないことができることとする。

(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正

① 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、これを記録しなければならない旨を明示すること。

② (1)③及び④、(2)①並びに(3)①から⑦まで、⑨、⑩及び⑰と同様の改正を行うこと。

(5) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

(1)③及び④、(2)①並びに(3)①から⑦まで、⑨、⑩及び⑰と同様の改正を行うこと。

(6) その他

各指定基準等について、規定の趣旨を明確化するとともに、他の指定基準との整合性を図るため所要の改正を行うこととする。

(注1) 指定痴呆対応型共同生活介護及び指定特定施設入所者生活介護を除く。

(注2) 指定訪問入浴介護、指定居宅療養管理指導及び指定福祉用具貸与を除く。

(注3) 平成15年4月1日に現に2を超える共同生活住居を有しているも(建築中のものを含む)は、当分の間、当該共同生活住居を有することができることとする。

(注4) 平成15年4月1日に現に存する事業所(当該事業所の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者が、同日に現に併設されている他の共同生活住居(2を超える場合に限る)又は併設施設の職務に従事しているものに限る)の共同生活住居において宿直勤務を行う介護従業者については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例によることとする。

(注5) この改正については、平成16年4月1日から施行する。また、平成18年3月31日までの間は、事業者は、計画作成担当者すべて、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関して知識及び経験を有する者であって介護支援専門員でない者をもって充てることができることとする。

(注6) この改正については、平成16年4月1日から施行する。また、平成18年3月31日までの間は、介護支援専門員その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者でもよいこととする。

支部のイベント(順不同)

山口県介護福祉士会 7・13300

山口県介護福祉士会 新潟県介護福祉士会

▽日時 四月二十七日

▽場所 山口セミナーパーク

▽講師 藤原茂氏

▽問合せ 申し込み先 山口県介護福祉士会事務局

(TEL) 0839・8

▽参加費 《一日目》無

今後の中央研修等の予定

▽書類提出および照会先 三階

社団法人日本介護福祉士会 TEL:03・3507・0784

東京都港区虎ノ門一丁目二十 3507・8810

▽介護福祉士リーダー研修会

▽目的 初任者研修の講師を養成する

▽日時 六月二十五日(水)

▽会場 新潟ユニゾンプラザ

▽内容 初任者研修プログラム各科目

▽定員 百名

▽参加費 三千元

▽問合せ 申し込み先 日本介護福祉士会事務局

他団体のイベント

e-AT利用促進協会 クロノジー(七月二十六日)

e-AT&AACセミナー(土)など他、一日だけの受講も可。

※本協会には、セミナーでテキスト「介護のための小さなハイテク」を希望者へ贈呈いたします。

▽問合せ先 資料請求先 e-AT利用促進協会 担当:小島(TEL)03・3560・6826)

支部のイベント(順不同)

山口県介護福祉士会 7・13300

山口県介護福祉士会 新潟県介護福祉士会

▽日時 五月十七日(土)

▽場所 山口セミナーパーク

▽講師 藤原茂氏

▽問合せ 申し込み先 山口県介護福祉士会事務局

(TEL) 0839・8

▽参加費 《一日目》無

今後の中央研修等の予定

▽書類提出および照会先 三階

社団法人日本介護福祉士会 TEL:03・3507・0784

東京都港区虎ノ門一丁目二十 3507・8810

▽介護福祉士リーダー研修会

▽目的 初任者研修の講師を養成する

▽日時 六月二十五日(水)

▽会場 新潟ユニゾンプラザ

▽内容 初任者研修プログラム各科目

▽定員 百名

▽参加費 三千元

▽問合せ 申し込み先 日本介護福祉士会事務局

他団体のイベント

e-AT利用促進協会 クロノジー(七月二十六日)

e-AT&AACセミナー(土)など他、一日だけの受講も可。

※本協会には、セミナーでテキスト「介護のための小さなハイテク」を希望者へ贈呈いたします。

▽問合せ先 資料請求先 e-AT利用促進協会 担当:小島(TEL)03・3560・6826)

2003年ケアマネジャー試験対策 厚生労働省指定通信教育

介護支援専門員在宅合格講座

【すいせん】中島健一 (日本社会事業大学社会福祉学部助教授)

介護福祉士 = ケアマネジャー の時代です!

“昨年合格者の3人に1人が介護福祉士”

2003年“改正省令・介護報酬解釈通知”等、新試験傾向に完全対応!

① 合格率抜群、合格に目的を絞り新出題傾向に対応した短期間学習 当講座の合格率 75%以上

② 効果的な3 Step 学習…要点を効率よく学べ、確実に実力アップ

③ 本試験に向け全5回の模擬試験と添削による学習指導

④ 好評! 「重要暗記事項集」による総仕上げ

詳細資料請求、お問い合わせは、
TEL 0120-989-148
FAX 0120-989-149

アイ・ジー・オー ケアマネ事業部
〒177-0051 東京都練馬区関町北2-30-6 2F
http://www.i-g-o.com

平成十五年度年会費振替のお知らせ(四・五月実施分)

日頃、当会の事業につきまして、ご支援ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本会では、平成十五年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を左記日程及び金額により実施させていただきます。ご案内申し上げます。

つきましては、前日までに口座にご入金をお願い申し上げます。

振替日

・四月二十八日(月)

・五月二十六日(月)

愛知県介護福祉士会・継続会員の皆様
口座振替をされている継続会員の皆様

本会は、会員の皆様の会費で成り立っており、各種事業を行っております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

会費納入につきまして不明な点がございましたら、日本介護福祉士会事務局へお問い合わせ下さい。

<創刊=1995年7月>

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。

「実践に役立つ」「実践を受けとめ、評価する」

「楽しく仕事ができる」「元気に暮らせる」面を重点とした誌面構成。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円) ●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)

好評連載 らくらく介護技術講座/最近のヒヤリハット事情/自立支援の福祉用具利用法一みで、ふれて、使ってみよう/介護パワーアップ! みんなで作ろうケアプラン/わかる わかる 痴呆症ケア/いわせて聞かせて家族のホンネ/知っておきたい老年心理PARTII/知っておきたい医学知識/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/全国リレーメッセージ ホット笑顔の仲間たち

新刊・バックナンバーのご案内【特集】

2003年5月号 排せつケアを見直そう (4月21日発行予定)

2002年11月号 利用者に選ばれるショートステイ

2002年12月号 「身体拘束ゼロ」の取り組み

2003年1月号 家族の絆をつなぐ

2003年2月号 「介護のプロ」にこだわろう!

2003年3月号 実践! 通所介護

2003年4月号 施設の介護専門員

※品切れの際はご容赦ください。

『福祉の本 出版目録』
ホームページアドレス
http://www.fukushinohon.gr.jp

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ●

社会福祉法人 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新報が関ビル
全国社会福祉協議会 注文用 FAX.03(3581)4666 TEL.03(3581)9511
出版部 注文用 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

●定期購読申込受付中! ●FAX、郵送、E-mail いずれかでお申込みください。
定期購読をお申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号・冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。
バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

平成15年度 社団法人日本介護福祉士会 通常総会の開催について(代議員)

- 1. 日時 平成15年5月24日(土) 10:30~16:00
- 2. 場所 TFT(東京ファッションタウン)906研修室 東京都江東区有明3-1

サービス提供責任者実務研修講師養成講座開催要綱

- 1. 日時 5月12日(月)~5月13日(火)
- 2. 会場 メルパルク横浜 コハク 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町16 TEL 045-662-2221
- 3. 研修内容
 - 5月12日(月)
 - 12:50~ 開講式・オリエンテーション
 - 13:10~ 【講義1】・訪問介護と支援費・訪問介護の報酬改訂 厚生労働省老健局振興課(調整中)
 - 14:20~ 【講義2】サービス提供責任者の役割と意義 日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 15:20~ 【講義3】訪問介護計画作成方法論 NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 15:50~ 【演習1】訪問介護計画作成演習(アセスメント・訪問介護計画書(1)の作成) NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 18:00~ 交流会
 - 5月13日(火)
 - 9:00~ 【演習2】訪問介護計画作成演習(介護モジュール(3)の作成) NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 10:10~ 【講義4】訪問介護における指導業務方法論 日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 11:20~ 【演習3】チームカンファレンスの持ち方 日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 13:20~ 【講義5】サービス調整方法論 NPO法人荒川サポートセンターかどころ所長 大橋佳子
 - 14:30~ 【講義6】指導案の作成 日本ホームヘルパー協会会長 因 利恵
 - 15:30~ 閉講式
 - 4. 定員 100名(定員を超えた場合は、事務局より連絡します)
 - 5. 申込み FAXまたは郵送で、4月30日までに日本介護福祉士会事務局へ。
 - 7. 参加費用 会員 5,000円 一般 20,000円
 - 8. 問合せ 社団法人日本介護福祉士会事務局(担当:品川)

関東・甲信越ブロックケアマネジメント研修会開催要綱

- 1. 日時 7月12日(土)
- 2. 会場 さいたま共済会館401、402号室
- 3. 定員 120名
- 4. 内容
 - <講演> 「行政説明」厚生労働省(予定)
 - 「ケアプランと医療情報」霞ヶ関南病院院長 斎藤正身氏
 - <シンポジウム> 「関係職種・機関との連携とケアプラン」
- 5. 参加費 会員・2,000円 一般・3,000円
- ※詳しい詳細につきましては、埼玉県介護福祉士会事務局または、日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。
- 埼玉県介護福祉士会 TEL:048-871-2504(FAX兼)

54号3面の訂正とお詫び

「障害者支援費制度における居宅介護事業の要件緩和等について」の表の部分で一部誤りがございました。お詫びして、改めて正しい表を掲載いたします。

別表 居宅介護支援費(案)

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,100円	4,020円	5,840円	2,190円
家事援助		1,530円	2,220円	830円
移動介護		※1	※1	※1
日常生活支援※2			2,410円	900円

※1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いることとなります。※2 日常生活支援は身体障害者居宅支援が対象となります。

第10回全国大会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」 ~介護福祉士の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指して~
- 2. 日程 10月24日(金)~25日(土)
- 3. 会場 全日空ホテルクレメント高松 〒760-0011 香川県高松市浜ノ町1番1号(JR高松駅隣接)
- 4. 参加人数 1,000名
- 5. 研修内容
 - 第1日 10月24日(金)
 - 基調講演 厚生労働省社会・援護局(予定)
 - 教育講演 茨城県立医療大学教授・同付属病院院長 大田仁史氏
 - 第2日 10月25日(土)
 - 分科会
 - 第1分科会「痴呆介護とバリエーションについて」 ~現状認識から新たな方向性を目指して~
 - 第2分科会「自立支援に向けた介護について」 ~QOLの向上及び自立支援に向けた介護事例を通して介護の専門性を考える~
 - 第3分科会「障害者介護について」 ~障害者介護と支援費制度について~
 - 第4分科会「介護福祉学の構築について」 ~教育現場及び実践現場から専門性の確立と介護福祉学の構築を目指す~
 - 記念講演 大阪大学人間科学部教授・元朝日新聞論説委員 大熊由紀子氏
 - シンポジウム 「介護福祉士の将来像について」 ~設立10周年を迎えて新たな出発を目指す~
- ※ 今年も4つの分科会の発表事例を会員より募集いたします。詳細については決まり次第、ニュースもしくは支部を通じてお知らせ致します。詳しい内容等については日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。

東北・北陸ブロック研修会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」~自立と共生の介護~
- 2. 日時 7月19日(土)~7月20日(日)
- 3. 場所 富山国際会議場(一日目) 富山県民会館(二日目)
- 4. 参加定員 800名
- 5. 研修内容
 - 教育講演「未定」講師 老人保健施設レインボー施設長 黒部信也氏
 - 基調講演「未定」講師 厚生労働省(予定)
 - 記念講演「介護における科学性と人間性の両立~目標指向介護の実践へ」 講師 国立長寿医療研究センター 老人ケア研究部長 大川弥生氏
- 6. 分科会
 - 第1分科会 「自立に向けた排泄のケア」
 - 第2分科会 「嚥下・摂食障害のケア」
 - 第3分科会 「介護福祉士とリスクマネジメント」
- 7. 参加費 会員・学生 1,000円 一般 5,000円
- 8. 問い合わせ 名鉄観光サービス(株)富山支店 TEL 076-431-8056

関東・甲信越ブロック研修会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」~生活にうるおいを~
- 2. 日時 8月23日(土)~8月24日(日)
- 3. 場所 伊香保温泉 ホテル木暮
- 4. 参加定員 500名
- 5. 研修内容
 - 基調講演「介護保険動向」講師 厚生労働省(予定)
 - 記念講演 講師 聖徳大学短期大学部客員教授 石井伊吉氏(毒蝮三太夫氏)
 - 分科会 第1分科会「施設分野」 第2分科会「在宅分野」 第3分科会「通所分野」
- 6. 参加費 会員・2500円 一般・4000円 学生・1500円
- 7. 申し込み締切 6月16日(月)
- 8. 問い合わせ先 名鉄観光サービス株式会社 前橋支店 TEL 027-224-1613 FAX 028-224-9725

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号) 購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。春号のテーマ(食事と栄養)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

平成15年度 通常総会



平成15年度 社団法人日本介護福祉士会通常総会

介護福祉士制度15周年、会設立10周年を迎えて

最重点課題は組織強化 職能団体の役割担う資質の向上へ

平成十五年度社団法人日本介護福祉士会通常総会(五月二十五日(土)、東京フアッショントウン(東京))で開催された【写真】。奇しくも介護福祉士制度十五年目、介護福祉士の誕生十周年を迎えた今年には、参加代議員数百二十人が、予定時間を延長して活発な意見を述べあい、全議案について承認した。

総会の開会に先立ち、記念講演が榎本三郎・上智大学教授よりなされた。演題は「十年目を迎えた日本介護福祉士会—その責務と展望」。

(関連記事12・3・4・5面)

田中会長挨拶

設置され、平成十六年度の役員改選から適用されて初めて

めでの選挙が行われる。出席代議員からは、各支部の事務局長の強化や今年度の会員目標などについて意見が出された。これを受けて石橋真二副会長は閉会の辞で、「日本介護福祉士会も組織強化に取り組みが、各支部もともに行動して欲しい」と訴えた。

浜谷福祉人材確保対策室長挨拶

今年、介護福祉士の数が三十万人を突破して、福祉の現場の中で中核の役割を名実ともに担ってきています。この資格制度ができて十五年経つわけですが、当時想定していたスピードよりもずっと急速なスピードで介護福祉士の職場における数が増えてきています。地位が重要な役割になってきていると思えます。国家試験と養成施設と二つのルートがありますが、当初は国家試験組が多く、現在でも約半々というところで、年間四万人くらいの介護福祉士が養成されている現状です。今後は量的な充

午前中の榎本先生の講演を聴いておりまして、十年前の介護福祉士会を設立した当時のことを思い出しました。八百七十七名でした。あのとき、日本介護福祉士会は二十四県の賛同を得たという言い方をされましたが、実は支部があったのは十九県でした。そして、日本介護福祉士会を作るためにはなんの資金もないなかで、先輩であります多くの支部長の皆さまが、それぞれ多くの寄附もいただきながら日本介護福祉士会が発足したことを、十年目にして心新たにしております。

と想います。今後、代議員の皆さま、会員の皆さまとともに職能団体のあるべき姿について、議論と実績を積み上げていきたいと思っております。

榎本氏は、介護福祉士制度と日本介護福祉士会の誕生が日本の社会福祉制度の改革にとって大きな意味があった、介護を必要とする人々の一番身近にいる介護福祉士の職能団体は独立した存在でなければならぬ、そのためには組織の強化が緊急に求められていることなどを語った。

午後からは、田中雅子会長の挨拶に続き、来賓として臨席いただいた厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長・浜谷浩樹氏、社会福祉法人全国社会

第16回介護福祉士国家試験 概要(予定)を発表

第十六回介護福祉士国家試験は、実施計画について厚生労働省と財団法人社会福祉振興・試験センターで協議中であるが、このほど概要(予定)が発表された。詳細については、厚生労働大臣の試験実施の官報公告後、改めてお知らせする。○受験申込書の受付(提出)期間 平成十六年八月十二日(金)消印有効)まで。 ※受験希望者は、あらかじめ受験の申し込みに必要な書類「受験の手引き」を取り寄せる必要があります。○介護福祉士国家試験の「出題基準」等については、七月中旬以降、社会福祉振興・試験センターのホームページに掲載することも予定です。

(1) 筆記試験

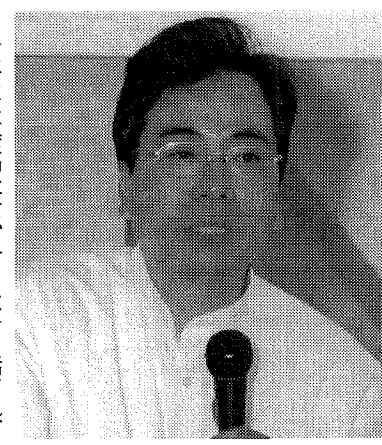
試験日	試験時間	試験科目
平成十六年1月25日(日曜日)	午前10時00分～11時35分	社会福祉概論 老人福祉論 障害者福祉論 リハビリテーション論 社会福祉援助技術(演習を含む) レクリエーション活動援助法 老人・障害者の心理 家政学概論
	午後1時30分～3時25分	医学一般 精神保健 介護概論 介護技術 形態別介護技術
	点字受験者(1.5倍) (午前10時00分～12時25分) 弱視等受験者(1.3倍) (午前10時00分～12時05分)	
	点字受験者(1.5倍) (午後1時30分～4時25分) 弱視等受験者(1.3倍) (午後1時30分～4時00分)	

(2) 実技試験

試験日	試験時間	試験科目
平成十六年3月7日(日曜日)	筆記試験合格者に別途通知する	介護等に関する専門的知識

河村博江厚生労働省社会・援護局長祝辞(代読) 日本介護福祉士会におかれましては設立以前から今日に至るまで、会長を中心にして、会務の発展に努め、地位向上のために多大なご尽力をいたしていただいております。介護福祉士の職業倫理や専門的知識、技術の向上に向けた会としての取り組みも年々充実強化されてきており、その果たす役割は今後も大いに期待されます。皆様方のご尽力に対して敬意を表します。 急速な少子高齢化の進展や経済社会構造、家族構造の変化が進むなか、我が国の社会福祉制度は多様化する国民のニーズに対して必要な福祉サービスを的確に提供し、国民全体の安定した生活を支えていくことが強く求められております。 こうした状況の下、国においては社会福祉、医療、年金等の各分野において少子高齢化に対応した持続可能な社会保障制度の構築に努めてまいります。 社会福祉の分野におきましては、利用者本位のサービスを提供するために、介護保険制度が実施され、また本年四月には障害者福祉サービスについて支援費制度が導入されるなど、利用者を主役とした質の高いサービスが求められる時代となっております。こうした福祉サービスの提供の中心となるべきは、介護福祉士の皆様方です。いまや介護福祉士の資格を有する方々は三十万人を超え、名実ともに福祉サービス提供の中心となりつつあります。 厚生労働省におきましても、養成施設教育の充実、指導体制の強化、国家試験の改善を行うなど、介護福祉士の一層の質の向上に向けた積極的な取り組みを行っているところであります。日本介護福祉士会は、本年度は東京都が実施する第三者評価の認定機関として認定されるなど、社会的評価もますます向上しているところであります。また、社会福祉士および介護福祉士法施行十五周年記念として、介護福祉士および社会福祉士の専門性等の普及啓発事業の実施を進められております。本年が日本介護福祉士会にとりまして、飛躍の年となりますことを心より期待しております。

記念講演



上智大学教授 橋本一三郎氏

10年目を迎えた日本介護福祉士会—その責務と展望

今年には社会福祉士、介護福祉士の法施行後十五年を迎えました。我が国で初めての社会福祉関係の専門職の資格制度が十五年を迎え、介護福祉士会も十年を迎えました。

日本介護福祉士会は平成六年に、八百七十七人の方々が集まって誕生しました。それぞれの職能団体はその歴史を踏まえてさまざまな活動をし、原点に立ち返ってどうあるべきかを考えています。現在の介護福祉士会にはさまざまな課題があることも事実ですが、何故そうなのかわからないのかということも、一番最初の出発点を知れば納得のいくものもあると思います。

日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さんとか、大卒の社会福祉学科を出た人とか、社会福祉主事を持っている人ないしは役所から転じた人たちが中心です。介護の業務を専門的にやっている人は脇役という形だったと思います。社会福祉士と介護福祉士という国家資格が生まれたので、本来の職能団体を作らなければならぬということになり、社会福祉の世界で初めての独立した職能団体づくりに取り組まれました。行政とは是非々々であること、積極的に提案もするという団体のイメージを議論しました。

一方、ホームヘルパーの世界は施設の寮母さんとはタイプが違っています。ホームヘルパーの方々は早くから集まって団体を作っていました。施設で介護福祉士の資格を持っている人は集まって何かをするのが難しいというような事情がありました。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

介護福祉士制度ができた平成三年にマンパワー対策本部ができて、中間報告が作られました。この報告には、介護の科学化を進めること、職能団体、サービスの質の向上、福祉の世界を専門性ある世界に、社会福祉業界の体質改善をはかることなどが盛り込まれました。

そして、この報告に合わせるような形で介護福祉士会が誕生しました。まさに、自分たちの意志で誕生したわけですから、介護福祉士の国家資格がない時代は専門性があるかないかという点でも認められていませんでした。そういう人たちが試験を受けて、その方たちが中核となっ

作られたわけですからその後、平成十二年には社団法人化しました。これは存続の通りです。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

日本では社会福祉の世界でリードするのは施設長さんとか、大卒の社会福祉学科を出た人とか、社会福祉主事を持っている人ないしは役所から転じた人たちが中心です。介護の業務を専門的にやっている人は脇役という形だったと思います。社会福祉士と介護福祉士という国家資格が生まれたので、本来の職能団体を作らなければならぬということになり、社会福祉の世界で初めての独立した職能団体づくりに取り組まれました。行政とは是非々々であること、積極的に提案もするという団体のイメージを議論しました。

一方、ホームヘルパーの世界は施設の寮母さんとはタイプが違っています。ホームヘルパーの方々は早くから集まって団体を作っていました。施設で介護福祉士の資格を持っている人は集まって何かをするのが難しいというような事情がありました。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

介護福祉士制度ができた平成元年から十五年が経ちました。今では、国家試験で受験する人も多く、養成施設の定員数も多い。短大や大学教育でも行われる時代になりました。三十三万人の介護福祉士は、大学教育を受けた人、短大教育を受けた人、現場で仕事をしている人などいろいろな方々があります。これは大いなる環境変化だと思います。特に短大や大学を卒業してきた若い人たちが受け入れることが重要です。

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために <ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病予防健診費用助成 ●健康生活用品給付 ●スポーツクラブ ●電話健康医療相談 	■職員の万が一の際に <ul style="list-style-type: none"> ●会員の死亡弔慰金 ●会員の配偶者の死亡弔慰金 ●会員の入院・手術見舞金 ●災害見舞金 	■職員の資質向上のために <ul style="list-style-type: none"> ●海外研修 ●広報講習会 ●レクリエーター養成講習会 ●接遇講習会 ●情報誌 	加入できる職員 <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。
■職員の慶事のお祝い <ul style="list-style-type: none"> ●結婚お祝品贈呈 ●出産お祝品贈呈 ●入学お祝品贈呈 ●資格取得記念品贈呈 ●永年勤続記念品贈呈 	■職員の余暇活用のために <ul style="list-style-type: none"> ●指定保養所・厚生年金宿泊施設等 全国に273か所 ●海外リフレッシュツアー ●クラブ・サークル活動支援 ●テーマパーク ●国内・海外旅行 ●レンタカー 	■職員の生活サポートのために <ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン ●特別資金ローン ●クレジットカード 	掛金 <ul style="list-style-type: none"> ●掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル
 TEL 0120-292-711 FAX 0120-292-722
 http://www.sowel.or.jp/
 社会福祉法人 福利厚生センター
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門INNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

平成十四年度事業総括

介護福祉士を巡る状況

一連の構造改革のなか、わたしたち介護福祉士を取り巻く環境も大きく変化している。

今後、介護保険法附則第二条に定められている施行後五年を経た見直しが行われており、本会は引き続き介護サービスの質の維持と向上の観点に立った介護報酬の設計そのものを含む介護報酬の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護現場を知り、利用者にもっとも近い専門職の立場から提言を行っていく。

今後実践の場にある介護福祉士の要望や利用者の願いを表現するため、適宜適時にプロシエクトチームを構成し、対応していきたい。会員の建設的な意見をお願ひしたい。

一連の規制緩和と医療行為の一連の規制緩和がすすめられるなかで、福祉・医療分野において一層の改革推進を求めていることは周知のことである。介護と医療に関わる検討課題として、介護職の業務範囲等について、訪問介護において、介護福祉士とホームヘルパーが家族が現に実施しているような医療行為について検討すべきことを指摘している。実際、私たちの介護業務においても、医師や看護職以外の者が行っているような医療行為は増加しており、説明のできない実態があり、現場が混乱を来している。

この実態に対して本会では、昨年以來、介護における医療的行為についてアンケート調査を実施し、また、平成十四年度第二回都道府県協会会長会において「介護福祉士と医療的行為について」法的整備を進めること、生活支援と関連の深い医療的行為の概念の整理を進める必要性が

あることを検討したところ、あつた。本年十月十日には日本ホームヘルパー協会と全国ホームヘルパー協議会とともに『在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援の検討に対する意見」と題して厚生労働省の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第二回)」で意見を述べた。

医療的ニーズが高い利用者の在宅指向が進む中、大切なことは「だれが、たどる病氣や障害を有しても安心して暮らせる社会」を築くために必要な援助とは何かと言ふ観点に立ち、関係者が今生きている問題を解決するために意見を出し合う、合意することである。さまざまに利用者の立場に立ち、問題の整理と連携のあり方を検討することが求められている。

今後より広範に実態を把握し、適時、適切な行動ができるよう、会員や有識者等の協力を得ながら検討をすすめていきたい。

社会福祉法が施行され二年が経過し、それに伴い地域福祉の推進が活発化してきてきた。すでに全国各地において、福祉サービスの向上と利用者の選択に資するため第三者評価事業が進められている。本会の支部においても都道府県の第三者評価事業に積極的に参加している。日本介護福祉士会は東京都福祉サービス評価推進機構より認証機関として認証を受け、平成十四年度の福祉サービス第三者評価システムの試行に協力したところである。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護保険

介護保険制度が発足してから今年で四年目を迎えた。介護サービス質の向上が求められ、介護報酬が見直される一方で、私たち介護福祉士を巡る職場環境はますます厳しくなっている。

介護保険制度の中核的な役割が期待されている訪問介護事業では、三類型や報酬の見直しを求め声が強く寄せられた。また、一般の介護報酬の見直しにより、施設サービスでも質の低下が懸念されることである。利用者の「自立支援」に向け、介護保険が国民、利用者にとって安心と信頼、納得の得られる制度となることは重要である。利用者にとって安心と信頼の確保のためには介護従事者の待遇改善は不可欠であり、わたしたちは質の高いサービスが適正に評価され、適正に配分されることを求めている。

この実態に対して本会では、昨年以來、介護における医療的行為についてアンケート調査を実施し、また、平成十四年度第二回都道府県協会会長会において「介護福祉士と医療的行為について」法的整備を進めること、生活支援と関連の深い医療的行為の概念の整理を進める必要性が

あることを検討したところ、あつた。本年十月十日には日本ホームヘルパー協会と全国ホームヘルパー協議会とともに『在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援の検討に対する意見」と題して厚生労働省の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第二回)」で意見を述べた。

医療的ニーズが高い利用者の在宅指向が進む中、大切なことは「だれが、たどる病氣や障害を有しても安心して暮らせる社会」を築くために必要な援助とは何かと言ふ観点に立ち、関係者が今生きている問題を解決するために意見を出し合う、合意することである。さまざまに利用者の立場に立ち、問題の整理と連携のあり方を検討することが求められている。

今後より広範に実態を把握し、適時、適切な行動ができるよう、会員や有識者等の協力を得ながら検討をすすめていきたい。

社会福祉法が施行され二年が経過し、それに伴い地域福祉の推進が活発化してきてきた。すでに全国各地において、福祉サービスの向上と利用者の選択に資するため第三者評価事業が進められている。本会の支部においても都道府県の第三者評価事業に積極的に参加している。日本介護福祉士会は東京都福祉サービス評価推進機構より認証機関として認証を受け、平成十四年度の福祉サービス第三者評価システムの試行に協力したところである。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護福祉士を巡る状況

一連の構造改革のなか、わたしたち介護福祉士を取り巻く環境も大きく変化している。

今後、介護保険法附則第二条に定められている施行後五年を経た見直しが行われており、本会は引き続き介護サービスの質の維持と向上の観点に立った介護報酬の設計そのものを含む介護報酬の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護現場を知り、利用者にもっとも近い専門職の立場から提言を行っていく。

今後実践の場にある介護福祉士の要望や利用者の願いを表現するため、適宜適時にプロシエクトチームを構成し、対応していきたい。会員の建設的な意見をお願ひしたい。

一連の規制緩和と医療行為の一連の規制緩和がすすめられるなかで、福祉・医療分野において一層の改革推進を求めていることは周知のことである。介護と医療に関わる検討課題として、介護職の業務範囲等について、訪問介護において、介護福祉士とホームヘルパーが家族が現に実施しているような医療行為について検討すべきことを指摘している。実際、私たちの介護業務においても、医師や看護職以外の者が行っているような医療行為は増加しており、説明のできない実態があり、現場が混乱を来している。

この実態に対して本会では、昨年以來、介護における医療的行為についてアンケート調査を実施し、また、平成十四年度第二回都道府県協会会長会において「介護福祉士と医療的行為について」法的整備を進めること、生活支援と関連の深い医療的行為の概念の整理を進める必要性が

あることを検討したところ、あつた。本年十月十日には日本ホームヘルパー協会と全国ホームヘルパー協議会とともに『在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援の検討に対する意見」と題して厚生労働省の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第二回)」で意見を述べた。

医療的ニーズが高い利用者の在宅指向が進む中、大切なことは「だれが、たどる病氣や障害を有しても安心して暮らせる社会」を築くために必要な援助とは何かと言ふ観点に立ち、関係者が今生きている問題を解決するために意見を出し合う、合意することである。さまざまに利用者の立場に立ち、問題の整理と連携のあり方を検討することが求められている。

今後より広範に実態を把握し、適時、適切な行動ができるよう、会員や有識者等の協力を得ながら検討をすすめていきたい。

社会福祉法が施行され二年が経過し、それに伴い地域福祉の推進が活発化してきてきた。すでに全国各地において、福祉サービスの向上と利用者の選択に資するため第三者評価事業が進められている。本会の支部においても都道府県の第三者評価事業に積極的に参加している。日本介護福祉士会は東京都福祉サービス評価推進機構より認証機関として認証を受け、平成十四年度の福祉サービス第三者評価システムの試行に協力したところである。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護福祉士を巡る状況

一連の構造改革のなか、わたしたち介護福祉士を取り巻く環境も大きく変化している。

今後、介護保険法附則第二条に定められている施行後五年を経た見直しが行われており、本会は引き続き介護サービスの質の維持と向上の観点に立った介護報酬の設計そのものを含む介護報酬の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護現場を知り、利用者にもっとも近い専門職の立場から提言を行っていく。

今後実践の場にある介護福祉士の要望や利用者の願いを表現するため、適宜適時にプロシエクトチームを構成し、対応していきたい。会員の建設的な意見をお願ひしたい。

一連の規制緩和と医療行為の一連の規制緩和がすすめられるなかで、福祉・医療分野において一層の改革推進を求めていることは周知のことである。介護と医療に関わる検討課題として、介護職の業務範囲等について、訪問介護において、介護福祉士とホームヘルパーが家族が現に実施しているような医療行為について検討すべきことを指摘している。実際、私たちの介護業務においても、医師や看護職以外の者が行っているような医療行為は増加しており、説明のできない実態があり、現場が混乱を来している。

この実態に対して本会では、昨年以來、介護における医療的行為についてアンケート調査を実施し、また、平成十四年度第二回都道府県協会会長会において「介護福祉士と医療的行為について」法的整備を進めること、生活支援と関連の深い医療的行為の概念の整理を進める必要性が

あることを検討したところ、あつた。本年十月十日には日本ホームヘルパー協会と全国ホームヘルパー協議会とともに『在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援の検討に対する意見」と題して厚生労働省の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第二回)」で意見を述べた。

医療的ニーズが高い利用者の在宅指向が進む中、大切なことは「だれが、たどる病氣や障害を有しても安心して暮らせる社会」を築くために必要な援助とは何かと言ふ観点に立ち、関係者が今生きている問題を解決するために意見を出し合う、合意することである。さまざまに利用者の立場に立ち、問題の整理と連携のあり方を検討することが求められている。

今後より広範に実態を把握し、適時、適切な行動ができるよう、会員や有識者等の協力を得ながら検討をすすめていきたい。

社会福祉法が施行され二年が経過し、それに伴い地域福祉の推進が活発化してきてきた。すでに全国各地において、福祉サービスの向上と利用者の選択に資するため第三者評価事業が進められている。本会の支部においても都道府県の第三者評価事業に積極的に参加している。日本介護福祉士会は東京都福祉サービス評価推進機構より認証機関として認証を受け、平成十四年度の福祉サービス第三者評価システムの試行に協力したところである。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

介護福祉士を巡る状況

一連の構造改革のなか、わたしたち介護福祉士を取り巻く環境も大きく変化している。

今後、介護保険法附則第二条に定められている施行後五年を経た見直しが行われており、本会は引き続き介護サービスの質の維持と向上の観点に立った介護報酬の設計そのものを含む介護報酬の見直しを介護福祉専門職の立場から、また介護現場を知り、利用者にもっとも近い専門職の立場から提言を行っていく。

今後実践の場にある介護福祉士の要望や利用者の願いを表現するため、適宜適時にプロシエクトチームを構成し、対応していきたい。会員の建設的な意見をお願ひしたい。

一連の規制緩和と医療行為の一連の規制緩和がすすめられるなかで、福祉・医療分野において一層の改革推進を求めていることは周知のことである。介護と医療に関わる検討課題として、介護職の業務範囲等について、訪問介護において、介護福祉士とホームヘルパーが家族が現に実施しているような医療行為について検討すべきことを指摘している。実際、私たちの介護業務においても、医師や看護職以外の者が行っているような医療行為は増加しており、説明のできない実態があり、現場が混乱を来している。

この実態に対して本会では、昨年以來、介護における医療的行為についてアンケート調査を実施し、また、平成十四年度第二回都道府県協会会長会において「介護福祉士と医療的行為について」法的整備を進めること、生活支援と関連の深い医療的行為の概念の整理を進める必要性が

あることを検討したところ、あつた。本年十月十日には日本ホームヘルパー協会と全国ホームヘルパー協議会とともに『在宅のALS患者に対する「痰の吸引」の療養支援の検討に対する意見」と題して厚生労働省の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会(第二回)」で意見を述べた。

医療的ニーズが高い利用者の在宅指向が進む中、大切なことは「だれが、たどる病氣や障害を有しても安心して暮らせる社会」を築くために必要な援助とは何かと言ふ観点に立ち、関係者が今生きている問題を解決するために意見を出し合う、合意することである。さまざまに利用者の立場に立ち、問題の整理と連携のあり方を検討することが求められている。

今後より広範に実態を把握し、適時、適切な行動ができるよう、会員や有識者等の協力を得ながら検討をすすめていきたい。

社会福祉法が施行され二年が経過し、それに伴い地域福祉の推進が活発化してきてきた。すでに全国各地において、福祉サービスの向上と利用者の選択に資するため第三者評価事業が進められている。本会の支部においても都道府県の第三者評価事業に積極的に参加している。日本介護福祉士会は東京都福祉サービス評価推進機構より認証機関として認証を受け、平成十四年度の福祉サービス第三者評価システムの試行に協力したところである。

介護保険制度の導入に伴い、在宅・施設を問わず、常勤・非常勤職員の割合の見直しや人事考課を導入し賃金等の見直しをはかる事業が多くなつた。

2003年ケアマネジャー試験対策 厚生労働省指定通信教育

介護支援専門員在宅合格講座

【すいせん】中島 健一 (日本社会事業大学社会福祉学部助教授)

介護福祉士 = ケアマネジャー の時代です!

“昨年合格者の3人に1人が介護福祉士”

2003年“改正省令・基本テキスト改訂・新試験傾向”に完全対応!

●Aコース[介護福祉士] 60,000円 ●Bコース[介護福祉士] 50,000円 ●Cコース[訪問] 40,000円

徹底して合格に目的を絞った講座。簡潔で解り易いテキストで「いつでも」「どこでも」学習できるよう工夫。
・効果的な3Step学習…要点を効率よく学べ、確実に実力アップします。
・模擬試験を5回行ない、添削指導、解答解説により万全の態勢で本試験に備えます。
・重要暗記事項集/重要ポイントの知識の集約に効果的。要点を速習できる自慢のサブテキストです。

★前回の試験は、保健医療サービス分野で、高齢者の特徴と疾病および障害の範囲が広がり、全般に事例問題、ケアマネジャーの観点に立った問題が増えましたが、本講座の受講者にとっては「難しくはなかった!」という声が多く、毎年、高い合格率を保っています。2003年の“改正省令、基本テキスト改訂、新試験傾向”にもすべて対応し、さらに充実した教材と指導体制でバックアップいたします。・・・これで試験対策はバッチリ!

当講座は毎年 **合格率 75%以上**

教育訓練給付制度は、受講料の一部が国から支給される制度です。支給額/雇用保険被保険者期間が5年以上40% 3年以上5年未満20% ※教育訓練給付金の受給資格については、当事業部またはご住所管轄ハローワークへお尋ねください。

資料請求、申込、お問い合わせは、**1GO アイ・ジー・オー ケアマネ事業部**
TEL ☎0120-989-148 FAX ☎0120-989-149
〒177-0051 東京都練馬区関町北2-30-6
http://www.i-g-o.com

平成十四年度事業の状況

1 事業実施状況
(1) 介護福祉士の職業倫理並びに専門的知識及び技術の向上に関する事業

(2) 各種研修に関する事業
(3) 日本介護福祉士会が広く参加する研修
(4) 初任者研修基盤整備事業
(5) 生涯研修制度検討委員会

委員会が検討した内容に基づき、「介護福祉士実習指導者マニュアル」を作成した。
(2) 各種研修に関する事業
(3) 日本介護福祉士会が広く参加する研修
(4) 初任者研修基盤整備事業

①介護福祉士海外研修・調査
②調査対象 本会会員から単純無作為抽出法
③調査期間 平成十四年九月から平成十五年二月末

一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差異, 備考. Rows include 1. 会費収入, 2. 事業収入, 3. 補助金等収入, 4. 雑収入.

(注1) (社)日本介護福祉士養成施設協会、全国老人福祉施設協議会、中央法規出版(株) (2口)、全日本自治労働組合、名鉄観光サービス(株)、(有)商工業振興協会、(株)まほろば、(有)簡井書房、(株)リプラス、(学)つしま記念学園、(株)社会保険研究所 (2口)、(株)損害保険ジャパン (2口)、東京火災海上保険(株)、東急観光(株)、酒井医療(株)、(株)ジャパン保険サービス、新日本法規出版(株) (2口)、医歯薬出版(株)、(株)システムウェブ、アイ・ジー・オー (有)、第一法規出版(株)、エルゼビア・ジャパン(株) (敬称略) (22団体)
(注2) 原稿料・印税 191,000円、統一模試 4,099,000円、ケアマネ模試 1,241,000円、書籍案内・売上等 3,611,764円

一般会計収支計算書

平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

Table with 5 columns: 科目, 予算額, 決算額, 差異, 備考. Rows include 1. 事業費, 2. 管理費, 3. 会議費, 4. 学会設立準備費, 5. 基本財産繰入支出, 6. 固定資産取得支出, 7. 予備費.

客体数 一万四千五百人
調査期間 平成十四年十月から平成十五年二月末
調査項目
(1) 基本的属性について
(2) 研修等について
(3) 勤務状況について
(4) 職場における業務内容・介護福祉士の資格について
(5) 介護福祉士の仕事についての意識
(6) 日本介護福祉士会及び都道府県介護福祉士会に関する調査
(7) 介護福祉士の普及啓発に関する調査
(8) 介護福祉士の教育機関との連携及び活動に協力実施(二十六都府県において実施した)
(9) 介護福祉士教育機関の全国一斉介護相談 敬老の日・老人保健福祉週間等の活動に協力実施(二十六都府県において実施した)
(10) 介護福祉士国家試験受験支援のための模擬試験の実施
(11) 介護福祉士会ニューズを発行
(12) 日本介護福祉士会ニューズを偶数月十五日に隔りて発行
(13) 介護福祉士会ニューズを偶数月十五日に隔りて発行
(14) 介護福祉士会ニューズを偶数月十五日に隔りて発行
(15) 介護福祉士会ニューズを偶数月十五日に隔りて発行

平成十五年事業計画

- (1) 介護福祉士の職業倫理並びに専門的知識及び技術の向上に関する事業
 - 介護福祉士の資質の向上等を目的として研修を実施する。
 - ① 専門分野に関する事業
 - 生涯研修制度検討委員会
 - 生涯研修システムの開発・促進を目的とし、認証制度、統一プログラム等について前年度に継続し更に検討を深め、細部についても検討する。
 - ケアマネジメント研究会
 - 介護保険導入後の状況調査等分析・検討。
 - 生活支援のためのケアプランの立て方、自立支援アシメント・ケアプランの更新検討。
 - 介護指針策定委員会
 - 介護の専門性に関する研究機関の設置
 - ② 各種研修に関する事業
 - ① 日本介護福祉士会会員が広く参加する研修
 - ・ 全国大会の開催
 - ・ 全ての介護福祉士の研究意欲を高めることにも、介護福祉実践場面での知識・技術の向上を図るため時宜に合ったテーマに沿って、講演、シンポジウム、分科会を実施 (香川県)。
 - ・ ブロック研修 (ブロックにて随時実施) の充実
 - ・ 介護福祉士としての資質の向上を図るため、介護問題を通る最新のテーマに基づいた研修を実施する。
 - ② 総合的なキャリアアップを目的とする研修 (生涯研修プログラムに則った実
 - ③ 専門性の確立を目指す研修
 - ・ 介護福祉士のための医学的知識について、専門性を高める具体的な研修を実施する。
 - ・ 介護技術の標準化を構築するための研修を実施する。
 - ④ 職能的研修
 - ・ サージス提供責任者実務者研修講師養成研修
 - ・ 介護保険制度で多くの介護福祉士がその責務を担うサージス提供責任者を育成する者に対し、必要な知識を付与することを目的として実施する。
 - ・ 管理者 (運営責任者) セミナー
 - ・ 運営責任者に対し、経営論及びリスクマネジメント等必要な知識を付与することを目的として実施する。
 - ・ ケアマネジメント・ケアプランセミナー
 - ⑤ その他の研修
 - ・ 海外研修の実施
 - (2) 介護福祉士に関する調査研究に関する事業
 - ・ 実習指導者研修の実施
 - ・ 施設及び養成校における実習の指導に当たる者に必要な知識・技術を付与することを目的として研修を実施する。
 - ③ 介護福祉士に関する調査研究の実施
 - ・ 介護福祉士に求められる専門性を高め、時代の要請に心を配るため、介護技術の向上、資格制度の充実発展等に資する各種の調査研究を行う。
 - ・ 「就労実態と専門性の意識に関する調査研究」事業に関する検討
 - ・ より良い介護サービスの提供に資すること等を目的として、時代の要請とともに介護福祉士に求められるものに関する検討を行う。
 - (3) 介護福祉士教育機関その他関係団体との連携及び協力に関する事業
 - ・ 各団体と連携し事業をすすめることにより一層、会の公益性を発揮させる。
 - ・ 保健・医療・福祉の各団体との連携強化
 - ・ 必要に応じて他団体、機関、研究所等との連携
 - ・ 後継者の育成
 - ・ 日本介護福祉士養成施設協会等の団体と協力し、後進の育成を図るとともに講師育成を図る。
 - ・ 各都道府県支部事業への支援協力
 - (4) 介護福祉士の普及啓発に関する事業
 - ・ 介護福祉士に対する国民の要望に心え、本会の役割を普及させるため、各種事業を展開する。
 - ・ 介護相談
 - ・ 全国一斉介護相談「敬老の日」老人保健福祉週間活動に協力実施
 - ・ 日本介護福祉士会ニュースの充実発行
 - ・ 法施行十五周年記念事業の実施
 - ・ リフレットの作成
 - ・ 介護福祉士手帳の発行
 - ・ ホームページによる情報提供 (内容の一層の充実を図る)。
 - ・ 調査研究事業の結果の提供
 - ・ 国家試験対策模擬試験の実施
 - ・ 介護支援専門員実務研修受講試験受験支援のための模擬試験の実施
 - ・ 介護に関する出版物の発行
 - (5) 介護福祉士の相互福祉に関する事業
 - ・ 会員の相互の連携強化を図るための事業を実施
 - ・ 各種保険制度の団体加入 (安心三重奏)
 - ・ 会員証付帯福利厚生制度の充実
 - (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - ・ 第三者評価事業の実施 (東京都)
 - ・ 学術研究活動
 - ・ 実践・研究活動の場としての学会を設立する。

一般会計収支予算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

「支出の部」

(単位：円)

科目 大 中 科目	予 算 額	前年度予算額	差 異
1) 事業費	157,700,000	188,200,000	△30,500,000
(1) 研修	25,200,000	25,500,000	△300,000
(2) 研究	100,000	100,000	0
(3) 調査研究	1,500,000	2,500,000	△1,000,000
(4) 広報	13,800,000	14,000,000	△200,000
(5) 組織	6,500,000	5,000,000	1,500,000
(6) 専門研究	3,100,000	3,100,000	0
(7) 事業	16,500,000	45,000,000	△28,500,000
(8) 会員証作成費	1,000,000	3,000,000	△2,000,000
(9) 支部活動費	90,000,000	90,000,000	0
2. 管理費	59,800,000	60,000,000	△200,000
(1) 人件費	38,300,000	38,000,000	300,000
(2) 顧問料	1,500,000	2,000,000	△500,000
(3) 事務所費	7,000,000	7,000,000	0
(4) 通信運搬費	3,000,000	3,000,000	0
(5) 事務費	8,000,000	8,000,000	0
(6) 渉外費	1,000,000	1,000,000	0
(7) 租税公課	1,000,000	1,000,000	0
3. 会議費	22,950,000	18,950,000	4,000,000
(1) 総会費	5,000,000	5,000,000	0
(2) 理事会費	4,000,000	3,500,000	500,000
(3) 都道府県会長会費	5,000,000	4,000,000	1,000,000
(4) ブロック会議費	4,500,000	3,000,000	1,500,000
(5) 部会 (委員会) 費	4,000,000	3,000,000	1,000,000
(6) 正副会長会費	450,000	450,000	0
4. 学術研究活動費	2,000,000	2,000,000	0
(1) 学術研究活動費	2,000,000	2,000,000	0
5. 基本財産繰入支出	0	1,000,000	△1,000,000
(1) 基本財産繰入支出	0	1,000,000	△1,000,000
6. 固定資産取得支出	0	0	0
(1) 固定資産取得支出	0	0	0
7. 予備費	0	0	0
(1) 予備費	0	0	0
当期支出合計 (C)	242,450,000	270,150,000	△27,700,000
当期収支差額 (A)-(C)	9,500,000	0	9,500,000
次期繰越収支差額 (B)-(C)	1,090,950	△1,585,478	2,676,428

会員の実践・研究業績を広く周知し、生かすために専門誌を発行する。

前年度に引き続き諸外国の介護関連団体との国際的な交流を推進する中で、次代の介護福祉を担う後継者の育成を図る。(交流視察先国はドイツ)

組織財政運営

一次の諸会議を適時適切に開催し、健全な本会運営を図るなどして組織基盤を整備する。

都道府県介護福祉士会の健全な発展を目指すため、長期展望のもと、その法人化をも踏まえ検討する。

公的助成の確保を図り、事業の充実を目指す。

各支部策定の「会員加入促進計画」に基づいて介護

福祉士登録者の本会への加入を促進し、組織基盤を確立し、もって全ての介護福祉士の資質向上を目指す。

制度・政策への積極的な提言機能の確立するため、専門家を交えた会議を適宜実施する。

介護福祉の専門職として、他の専門職との連携強化と並ぶ専門性の向上を目的として、介護福祉の諸分野において指導的立場にある者を支援する。

本会活動の積極的な周知に努め、賛助会員の獲得を図るなどして組織基盤を整備する。

都道府県介護福祉士会の健全な発展を目指すため、長期展望のもと、その法人化をも踏まえ検討する。

公的助成の確保を図り、事業の充実を目指す。

一般会計収支予算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

「収入の部」

(単位：円)

科目 大・中 科目	予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
1. 会費収入	217,000,000	217,000,000	0	
(1) 入会金収入	35,000,000	35,000,000	0	
(2) 年会費収入	180,000,000	180,000,000	0	
年会費収入	180,000,000	180,000,000	0	
過年度会費収入	0	0	0	
(3) 賛助会費収入	2,000,000	2,000,000	0	
2. 事業収入	21,750,000	49,950,000	△28,200,000	
(1) 研修会費収入	3,500,000	3,000,000	500,000	
(2) 専門研究会費収入	0	750,000	△750,000	
(3) 協賛金収入	1,500,000	1,000,000	500,000	
(4) 購読料収入	250,000	200,000	50,000	
(5) 手数料収入	15,000,000	10,000,000	5,000,000	
(6) 委託料収入	1,500,000	35,000,000	△33,500,000	
郵政事業所介護相談委託事業 第三者評価事業収入	1,500,000	0	1,500,000	
3. 補助金等収入	3,000,000	3,000,000	0	
(1) リーダー研修助成収入	3,000,000	3,000,000	0	財社会福祉振興・試験セン
(2) 老人保健事業推進費収入	0	0	0	
(3) 介護福祉士現況調査事業収入	0	0	0	
4. 寄付金収入	0	0	0	
(1) 寄付金収入	0	0	0	
5. 雑収入	200,000	200,000	0	
(1) 雑収入	200,000	200,000	0	
受取利息	100,000	100,000	0	
雑収入	100,000	100,000	0	
6. 基本財産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
(1) 基本財産取崩収入	10,000,000	0	10,000,000	
当期収入合計 (A)	251,950,000	270,150,000	△18,200,000	
前期繰越収支差額	△8,409,050	△1,585,478	△6,823,572	
収入合計 (B)	243,540,950	268,564,522	△25,023,572	

たんの吸引行為について

「介護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会」報告書より

在宅ALS患者に対するたんの吸引行為については、患者・家族の負担の軽減を図るための方策について検討するため、平成十五年二月から厚生労働省内に分科会が設置され、検討が行われてきた。このほど報告書がまとまり公表されたので、「たんの吸引行為について」の一部を掲載する。

- はじめに(略)
- 在宅ALS患者の療養環境の向上を図るための措置について(略)
- たんの吸引行為について

① たんの吸引の安全な実施

① 専門的排たん法(体位排たん法、呼吸介助法(スクイージング)、軽打法、振動法など)が適切に実施されれば、たんの吸引の回数を減少させることができることから、たんの吸引に伴う患者及び家族の負担の軽減を図るためにも、専門的排たん法の普及促進に努める必要がある。

② 日常的なたんの吸引に関する適切な対応

○ 日常的なたんの吸引については、行為の危険性に応じた適切な対応(「プロトコル」)を示すことが必要である。

○ 家族以外の者によるたんの吸引について

○ たんの吸引は、その危険性を考慮すれば、医師又は看護職員が行うことが原則であり、ALS患者に対する家族以外の者(医師及び看護職員を除く。以下「家族以外の者」という。)によるたんの吸引については、医師及び看護職員により十分にサービスが提供されるならば、実施する必要はないとされる。

○ しかしながら、たんの吸引は頻繁に行う必要があることから、大部分の在宅ALS患者において、医師や看護職員によるたんの吸引に加えて、家族が行っているのが現状であり、家族

や在宅患者のかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養にわたる者の役割や連携体制などの状況を把握・確認する。

○ 入院先の医師は、患者や家族に対して、在宅に移行することについて、事前に説明を適切に行い、患者の理解を得る。

○ 入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び看護職員は、患者の在宅への移行に備え、医療機器・衛生材料等必要な準備を関係者の連携の下に行う。医療機器・衛生材料等については、患者の状態に合わせ、必要かつ十分に患者に提供されるべきである。

○ なお、今回の措置は、在宅ALS患者の療養環境の現状にかんがみ、当面やむを得ない措置として実施するものであり、ホームヘルパー業務として位置付けられるものではない。また、今回の措置の取扱いについては、訪問看護サービスの更なる充実やたんの自動吸引装置など在宅療養を支援する機器の開発・普及の進展等、今後における在宅療養環境の変化に応じて、適宜・適切に見直すことが必要である。まずは三年後に、今回の措置の実施状況や在宅ALS患者を取り巻く療養環境の整備状況等について把握した上で確認すべきである。

○ 以下は、家族以外の者が患者に対してたんの吸引を行う場合の条件を示したものである。

i 療養環境の確認

○ 入院先の医師は、患者の病状等を把握し、退院が可能かどうかについて総合的判断を行う。

○ 入院先の医師及び看護職員は、患者が入院から在宅に移行する前に、当該患者について、家族

や在宅患者のかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養にわたる者の役割や連携体制などの状況を把握・確認する。

○ 入院先の医師は、患者や家族に対して、在宅に移行することについて、事前に説明を適切に行い、患者の理解を得る。

○ 入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び看護職員は、患者の在宅への移行に備え、医療機器・衛生材料等必要な準備を関係者の連携の下に行う。医療機器・衛生材料等については、患者の状態に合わせ、必要かつ十分に患者に提供されるべきである。

○ 家族、入院先の医師、在宅患者のかりつけ医、看護職員、保健所の保健師等、家族以外の者等患者の在宅療養に関する者は、患者が在宅に移行した後も、相互に密接な連携を確保する。

ii 在宅患者の適切な医学的管理

○ 入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び訪問看護職員は、当該患者について、定期的な診察や訪問看護を行い、適切な医学的管理を行う。

iii 家族以外の者に対する教育

○ 入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び訪問看護職員は、家族以外の者に対して、ALSやたんの吸引に関する必要な知識を習得させることとし、当該患者についてたんの吸引方法についての指導を行う。

○ 患者は、必要な知識及びたんの吸引の方法を習得した家族以外の者に対してたんの吸引について依頼するに当たって、当該家族以外の者が自己のたんの吸引を実施することについて、文書により同意する。なお、この

際、患者の自由意思に基づいて同意がなされるよう配慮が必要である。

v 医師及び看護職員との連携による適切なたんの吸引の実施

○ 適切な医学的管理の下で、当該患者に対して適切な診療や訪問看護体制がとられていることを原則とし、当該家族以外の者は、入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び訪問看護職員の指導の下で、家族、入院先の医師、在宅患者のかりつけ医及び訪問看護職員との間に、適切な連携を確保し、必要かつ十分に患者に提供されるべきである。

○ この場合において、気管カニューレ下部より肺内の気管内吸引については、迷走神経を刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど、危険性が高いことから、家族以外の者が行うたんの吸引の範囲は、口鼻腔内吸引及び気管カニューレ内部までの気管内吸引を限とする。特に人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行う間、人工呼吸器を外す必要があるため、安全かつ適切な取扱いが必要である。

○ 入院先の医師や在宅患者のかりつけ医及び訪問看護職員は、定期的に、当該家族以外の者がたんの吸引を適正に行っているかどうかを確認する。

vi 緊急時の連絡・支援体制の確保

○ 家族、入院先の医師、在宅患者のかりつけ医、訪問看護職員、保健所の保健師等及び家族以外の者等との間で、緊急時の連絡・支援体制を確保する。

○ なお、本検討会での議論に

おいて、在宅医療に携わる者の認識が深まっていること、これを行う業務や今後の医療・福祉の役割分担も含めた在宅医療の在り方についての議論の必要性があることを申し添える。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/>

サービス提供責任者実務研修講師養成講座開かれる

平成十四年度より各都道府県で行われている訪問介護適正化事業のサービス提供責任者研修における講師の養成を目的として、五月十二日(月)～十三日(火)メルパルク横浜に二〇四名の参加者を集め同講座を開講した。

厚生労働省老健局振興課・成松英範氏からは「訪問介護の運営基準改訂のポイント」について講義を行い、二日目は、「訪問介護計画作成演習」「サービス調整方法論」「訪問介護における指導業務方法論」「チームカンファレンスの持ち方」「指導案の作成」の講義・演習が行われた。

本書は厚生労働省より示された正答を元、問題の別に分類されています。出題意図、回答を導き出す根拠、関連して知っておくべき知識を掲載したものです。巻末には、昨年社会福祉振興・試験センターより示された出題基準を元に、第十

二次からの出題傾向が科目別に分類されています。編者：社団法人日本介護福祉士会 発行元：簡井書房(Tel 03-3993-5545) 定価：千八百円十税

本会では、平成十五年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を事前にお知らせいたしました。日程により、六月二十六日(木)、七月二十八日(月)に実施させていただきます。ご案内申し上げます。

お申し込みは、前日までに口座に入金をお願い申し上げます。

六・七月分の口座振替については、前回まで何らかの事情により振替不可となった方も含め、全ての振替実施支店において行われます。また、継続会員・新規会員・今年養成施設を卒業された新規会員などで金額が異なりますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問合せ下さい。

お申し込みは、前日までに口座に入金をお願い申し上げます。

介護保険 実践ハンドブック 改訂版 A5判 320頁 本体 3,000円(税別)

編集：川延 宗之(東海大学教授)、合津 文雄(長野大学助教授)、新田 國夫(新田クリニック院長)、加藤 功治(加藤社会福祉事務所)、柴田 範子(神奈川県介護福祉士会副会長)

●平成15年4月の制度運営の変更に対応。

●介護保険の実践の場で必要な情報を網羅。/第1章 介護保険の基本的仕組み/第2章 申請・認定・サービスの利用/第3章 ケアプランの作成/第4章 介護サービス/第5章 健康障害の把握/第6章 高齢者の生活支援

お申込みは FAX **0120-020-523** エルゼビア・ジャパン(株) 出版営業部 ※全国有名医系書店でもご購入いただけます

要介護認定 調査ハンドブック 第3版 B5判 200頁 本体 2,400円(税別)

編集：東京都介護福祉士会

●平成15年4月の要介護認定調査方法の改定に対応。

●調査項目の変更(追加等)にあわせて改訂。

●精度の高い要介護認定調査のための実践的解説と豊富な「特記事項」の記入例を掲載。

エルゼビア・ジャパン株式会社 〒106-0044 東京都港区東麻布1-9-15 東麻布1丁目ビル2階 TEL 03(3589)5290 URL: www.elsevierjapan.com/

介護職のための 実務用語集 改訂版 B6判 約320頁 本体 2,500円(税別)

監修：社団法人日本介護福祉士会

●平成15年4月の介護保険の制度運営変更

●医療保険制度の改正に対応。

●介護の現場で遭遇する介護、医療、福祉とその関連する周辺分野の専門用語を的確に解説したコンパクトな実務用語集。

★総務省からのお知らせ

朝鮮半島・台湾出身の旧日本軍人軍属等のご遺族等に対する弔慰金制度等について

総務省では、「平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律」に基づき、朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等のご遺族等に対し、弔慰金等を支給しています。

弔慰金等の請求期限は、平成16年3月31日までとなっています。お心当たりのある方への情報提供に、ご協力をお願い致します。

■対象者 特別永住者として日本に永住している朝鮮半島・台湾出身の方(帰化された方を含みます。)で次のいずれかに該当する方

① 先の大戦で旧日本軍の軍人・軍属などとして戦死された方のご遺族

② 先の大戦で旧日本軍の軍人・軍属などとして公務傷病にかかり、重度の障害の状態にある方(重度戦傷病者といひます。)

③ 平成13年3月31日以前に死亡された重度戦傷病者のご遺族

■請求期限 平成16年3月31日まで(期間内に請求されない場合には弔慰金等が支給されません。)

■受給できない方 恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法の給付を受けた方などは受給できません。

■支給内容

戦没者の遺族	弔慰金(一時金)	260万円
重度戦傷病者	本人	見舞金等(一時金) 400万円
	遺族	弔慰金(一時金) 260万円

■請求窓口・問い合わせ先

○居住地の市区町村役場又は都道府県庁援護担当課

○総務省弔慰金等支給業務室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-18-1 虎ノ門第10森ビル3階
☎03-3539-7830・7831

<http://www.soumu.go.jp/daijinkanbou/kanri/choui.html>

お申し込みは FAX **0120-020-523** エルゼビア・ジャパン(株) 出版営業部 ※全国有名医系書店でもご購入いただけます

北海道・東北ブロック研修会

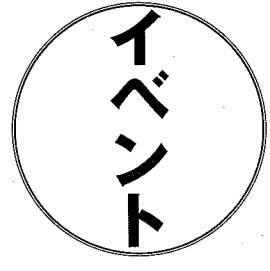
- 1. 内容 事例研究 講師 日本医科大学付属第二病院リハビリテーションセンター 教授 竹内孝仁氏
特別講演 講師 厚生労働省振興課課長補佐 角田宗広氏
2. 日時 8月30日(土)~8月31日(日)
3. 場所 札幌サンプラザ 大ホール
4. 参加定員 200名
5. 参加費 会員・学生 5,000円 一般 10,000円
6. 申し込み先 住所・氏名・電話番号・会員番号を記入の上、FAXで。
りんゆう観光(担当旅行部 本間・小嶋) FAX 011-731-1456

第4回中国地区介護実践研究会開催要綱

- 1. 開催日 9月6日(土)~9月7日(日)
2. 会場 くにびきメッセ「国際会議場」(松江市学園南1-2-1)
3. 研修内容
・9月6日(土)
10:00~ 基調講演
13:00~ 事例検討(実践報告・討論)
18:00~ 交流会
・9月7日(日)
10:00~ 事例検討(実践報告・討論)
13:00~ 事例検討(実践報告・討論) 総括講演
4. 講師 日本医科大学教授 竹内孝仁氏
5. 定員 300名(定員になり次第締切)
6. 参加費 8,000円(1日のみの場合5,000円)
学生 5,000円(1日のみの場合3,000円)
7. 申し込み締切 8月10日(日)
8. その他 事例発表を希望される方は、下記(事務局)までご連絡ください。事例記載用のチャートをお送りいたします。
9. 申し込み・問い合わせ先
島根県介護福祉士会事務局 〒690-0861 松江市法吉町624-1
特別養護老人ホームはくろく苑(担当:山根)
TEL. 0852-55-8969/FAX. 0852-21-7700
Email. saccw@mx.miracle.ne.jp

施設実習指導者と実習指導教員のための研修会

- 1. 日時 9月2日(火) 13:30~3日(水) 15:00
2. 会場 ラッセホール(兵庫県神戸市中央区中山手通4-10-8)
3. 定員 100名
4. 参加費 会員 5,000円 一般 20,000円(資料・昼食代含む)
5. プログラム
・9月2日(火)
13:30~ 開講式・オリエンテーション
第一福祉大学人間社会福祉学部助教授 因利恵氏(日本ホームヘルパー協会会長)
14:00~ 介護福祉士教育をめぐる動向と課題
厚生労働省(調整中)
15:10~ 介護実習における実践の場での課題(調整中)
16:20~ 段階別介護実習目的の理解
旭川荘厚生専門学院介護福祉科長 石橋真二氏(元救護施設清水園主任指導員)
・9月3日(水)
9:00~ 施設及び在宅実習オリエンテーションの持ち方
第一福祉大学人間社会福祉学部助教授 因利恵氏
10:30~ 実習記録指導の視点及び介護実習評価の実践(技術、その他)
社会福祉法人聖徳会企画室 井原慶子氏(元龍谷大学短期大学部 教授)
12:30~ 「実習指導をより効果的に実践するためには」
第一福祉大学人間社会福祉学部助教授 因利恵氏
社会福祉法人聖徳会企画室 井原慶子氏
15:10~ 閉講式
6. 締切 8月15日(金)(厳守)
7. 申し込み・問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810



- 北海道介護福祉士会
【北海道介護福祉士会】
平成十五年度第一回都道府県介護福祉士会会長会
▽日時 七月五日(土)
▽会場 ウィリントン横浜
▽内容・講師 竹内孝仁氏(日本医科大学付属第二病院リハビリテーションセンター教授)
▽参加費 会員 四千元・一般 八千元
▽申し込み先 賢費老人ホーム 慈照ハイツ
担当 羽山(Tel) 090-5078-7569
E-mail zisyuo02@asa_email.ne.jp
【訪問介護サービス提供責任者研修】
▽日時 八月九日(土)
▽会場 サンシャイン総合学園
▽講師 大橋佳子氏(NPO法人かごころ所長)・因利恵氏(日本ホームヘルパー協会会長)
▽申し込み先 北海道介護福祉士会事務局(Tel) 011-241-3979
FAX 03-5624-2821 E-mail to.kaigno@nifty.com
【東京都介護福祉士会】
▽日時 七月五日(土)
▽会場 きゅりあん品川区総合区民施設
▽内容・講師 白田千代子氏(歯科衛生士・中野区北部保健福祉相談所)
▽定員 四十名
▽参加費 会員三千円・一般六千円
▽申し込み方法 氏名・住所・電話番号・会員番号を記入の上お申込みください。
▽申し込み先 東京都介護福祉士会事務局(Tel) 03-5624-2821 E-mail to.kaigno@nifty.com
【山口県介護福祉士会】
▽日時 八月二日(土)
▽会場 山口県セミナーパーク
▽内容・講師 「心のバリアフリー」日比野正己氏(長崎純心大学)
▽申し込み方法 ハガキにて研修名を記入の上、お申込みください。
▽締切 七月十八日(金)
▽問合せ・申し込み先 山口県介護福祉士会事務局(Tel) 0839-871320
【長崎県介護福祉士会】
【対人援助技術について】
▽日時 七月十九日(土)
▽会場 芦辺町クオリティライフセンターつばさ大ホール
▽下島会場
▽日時 七月二十八日(土)
▽会場 福江市社会福祉協議会
▽対馬会場
▽日時 八月二日(土)
13時~15時
▽会場 美津島町総合福祉保健センター
▽内容・講師 錦祐二氏
【国際大学人間社会福祉学部社会福祉学助教授】
▽参加費 会員無料・一般三千円
▽問合せ・申し込み先 長崎県介護福祉士会事務局(Tel) 0957-252540
【静岡県介護福祉士会】
【設立十周年記念式典】
▽日時 九月二十八日(日)
▽会場 グランシップ
▽問い合わせ先 静岡県介護福祉士会(Tel) 054-654-4855
【新潟県介護福祉士会】
【高齢者疑似体験インストラクター養成】
▽日時 七月十九日(土)
▽会場 新潟ユニオンプラザ
▽講師 服部万里子氏(城西国際大学教授)
▽定員 五十名
▽問合せ・申し込み先 新潟県介護福祉士会事務局(Tel) 026-223-6670
【長野県介護福祉士会】
【実習指導者研修会】
▽日時 七月十二日(土)
▽会場 塩尻市総合文化センター
▽問合せ・申し込み先 福岡県介護福祉士会事務局(Tel) 092-474-7015
【新潟県介護福祉士会】
▽日時 九月六日(土)
▽会場 長野県社会福祉会福祉総合センター
▽参加費 会員五千円・一般一万円
▽定員 各会場五十名
▽申し込み締切 六月三十日(月)
▽問合せ・申し込み先 長野県介護福祉士会事務局(Tel) 026-223-6670
【長野県介護福祉士会】
TEL 025-281-5566



介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報、先駆的な実践事例も紹介。
●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価 1,020円(本体971円) ●定期購読1年: 12,240円(税込・送料サービス)
好評連載 ふれあい訪問/知っておきたい老年心理 PARTII/知っておきたい医学知識/知っておきたいリハビリの知識と実践/本間郁子の行って、見て、聞いて/自立支援の福祉用具利用法一みで、ふれて、使ってみよう/らくらく介護のココがポイント/介護パワーアップ! みんなで作ろうケアプラン/最近のヒヤリハット事情/わかる わかる 痴呆症ケア/竹内富貴子の「ふれあいクッキング」/実践レクリエーションの魅力/実践ファイル/ホッと笑顔の仲間たち

新刊・バックナンバーのご案内【特集】
2003年7月号 ユニットケアのこれから(6月20日発行予定)
2003年1月号 家族の絆をつなぐ
2003年2月号 「介護のプロ」にこだわろう!
2003年3月号 実践! 通所介護
2003年4月号 施設の介護専門員
2003年5月号 排せつケアを見直そう
2003年6月号 生き生きとした職場づくりのすすめ!
※品切れの際はご容赦ください。

全国社会福祉協議会 出版部
<注文用> FAX: 03-3581-4666 E-mail: zenshakyos@msc.biglobe.ne.jp
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新設が関ビル TEL: 03-3581-9511
「福祉の本 出版目録」 http://www.fukushinohon.gr.jp
★定期購読申込受付中!★ <FAX、郵送、E-mail いずれかでお申込みください> お申込みの際は「住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

第10回全国研究大会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
~介護福祉士の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指して~
2. 日程 10月24日(金)~25日(土)
3. 会場 全日空ホテルクレメント高松
(香川県高松市浜ノ町1番1号(JR高松駅隣接))
4. 参加人数 1,000名
5. 研修内容
第1日 10月24日(金)
13:00~ 開会、主催者挨拶、来賓挨拶
13:40~ 基調講演
厚生労働省社会・援護局局長 河村博江氏(予定)
15:20~ 教育講演「介護福祉の医療知識」(仮題)
茨城県立医療大学教授・同付属病院院長 大田仁史氏
17:00~ 報告
「介護事故と事故対策」~事故事例を踏まえて~
日本介護福祉士会福利厚生制度安心三重奏担当 笹沼靖弘氏
18:00~ 懇親会(全日空ホテルクレメント高松 3階玉藻)
第2日 10月25日(土)
9:00~ 分科会
<<第1分科会>> 痴呆介護とバリエーションについて
~現状認識から新たな方向性を目指して~
痴呆高齢者への人間の尊厳を守り、QOLの向上に向けて、痴呆高齢者の介護の専門性を追求する。
プレゼンター 篠崎人理氏(きのこ老人保健施設 施設長)
コーディネーター 神宝誠子(川崎祐宣記念総合在宅支援センター副所長 社団法人日本介護福祉士会理事)
<<第2分科会>> 自立支援に向けた介護の取り組みについて
~QOLの向上及び自立支援に向けた介護事例を通して介護の専門性を考える~
利用者のQOLの向上及び自立支援に向けた実践事例を通じて介護福祉士の専門性を探求する。
プレゼンター 蛭江紀雄氏(広島文教女子大学教授)
コーディネーター 高柴広子(シルトピア油木主任介護福祉士、社団法人日本介護福祉士会広島県支部理事)
<<第3分科会>> 障害者介護について
~障害者介護と支援費制度について~
障害者各分野における介護の実践活動報告から専門性について考える。また、今年度より施行された障害者支援費制度の理解と介護福祉士の役割について考察する。
プレゼンター 坂本洋一氏(和洋女子大学家政学部生活環境学科教授 元厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉専門官)
コーディネーター 戸来陸雄(弘前福祉短期大学教務職員、社団法人日本介護福祉士会副会長)
<<第4分科会>> 介護福祉学の構築について
~教育現場及び実践現場から専門性の確立と介護福祉学の構築を目指す~
教育現場および実践現場の事例発表、活動報告から専門性の確立と新たな学問として「介護福祉学」の構築を目指す。
プレゼンター 井上千津子氏(金城大学副学長)
コーディネーター 因 利恵(第一福祉大学人間社会福祉学部介護福祉学科助教授、社団法人日本介護福祉士会常任理事)
12:00~ 昼食 ミニセミナー
「介護に役立つ小さなハイテク支援技術」
香川大学教育学部助教授・e-A.T利用促進協会理事 中邑賢龍氏
13:00~ 記念講演「介護福祉士の目指すもの」(仮題)
大阪大学人間科学部教授・元朝日新聞論説委員 大熊由紀子氏
14:40~ シンポジウム「介護福祉士の将来像について」
一設立10周年を迎えて新たな出発を目指す一
シンポジスト 辻 哲夫氏(厚生労働省大臣官房官房長)
江草安彦氏(社団法人介護福祉士養成施設協会 会長)
田中雅子(社団法人日本介護福祉士会 会長)
コーディネーター 梶本一三郎氏(上智大学教授)
16:50~ 閉会
※介護に役立つ小さなハイテク機器展示のご案内
介護を受ける人が自ら能動的に生活することを補助する機器を中心に、会期間中とおして展示を行います。

九州ブロック研修会開催要綱

- 1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
~利用者の生活を支える介護福祉士の質の評価~
2. 日時 9月19日(金)~20日(土)
3. 場所 シェラトン・フェニックス・ゴルフリゾート(宮崎県宮崎市)
4. 参加定員 500名
5. 研修内容
基調講演「障害者支援費制度の現状」(仮) 講師 厚生労働省(予定)
記念講演「一つ一つの命の重さ」
講師 宮崎県立日南病院院長 柴田紘一郎氏
6. 分科会
第1分科会 「利用者の満足を得るための専門職としての介護サービス」
第2分科会 「生活全体をとらえ、利用者のニーズを引き出すケアマネジメント」
第3分科会 「利用者の立場に立った『障害者支援費制度』の取り組み」
第4分科会 「生活を維持するための、介護現場医療的行為の現状」
第5分科会 「その人らしい生活を実現する、痴呆性高齢者のグループホームの取り組み」
第6分科会 「人材(後継者)の育成にどう取り組み、専門性としての倫理性を確保するか」
7. 参加費 会員 2,000円 一般 5,000円 学生 1,000円
8. 申し込み先 名鉄観光サービス株式会社宮崎支店(0985-26-1414)
※分科会の事例発表者を募集します。希望者は、7月2日(水)までに九州ブロック各県事務局まで、ご連絡ください。

第10回全国大会分科会であなたの研究成果を発表してください!

- <事例発表の申込方法>
1. 事例発表の希望者は「事例発表申込書」に必要事項を記入し、事務局宛てに送付して下さい。
2. 発表事例は全国大会の分科会テーマに関連する内容とします。開催要綱を参照のうえふるってご応募ください。
3. 申込事例は本会で選考のうえ発表事例を決定し、通知します。
4. 発表事例は抄録原稿を大会資料冊子に掲載し、分科会において決められた時間内で口頭発表していただきます。(発表、質疑応答合わせて10分程度)
5. 事例発表者は予め申し出てスライド、ビデオ、OHP、パソコンプロジェクト等を使用することができます。
<抄録の提出>
1. 抄録は必ずパソコンまたはワープロで作成し、フロッピーディスクの送付もしくはEメールによる提出とします。
2. パソコンで作成する場合、文章はWord、表データはExcelで作成してください。(Mac版Office2001およびWindows版OfficeXPの方はOffice2000で読める形式でお願いいたします。)
3. ワープロで作成する場合は、紙に印刷した抄録原稿とMS-DOS変換して保存したフロッピーを併せて提出してください。
4. 原稿量はおおむねA4用紙で4枚程度とします。

事例発表申込書

Table with fields: フリガナ, 氏名, 勤務先名, 住所, 業種, 自宅, 連絡先, テーマおよび副題, 発表概要・内容, 使用機材. Includes checkboxes for membership and submission details.

申込先: 社団法人日本介護福祉士会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-13 西勘虎ノ門ビル3階 FAX: 03-3507-8810 E-mail: webmaster@jacw.or.jp
申込締切: 8月18日(月)(必着)

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号) 購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。夏号のテーマ(摂食障害) 購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

介護サービスの 第三者評価事業 全国展開へ



都道府県介護福祉士会会長会の夜にはブロック会議が。(円内)

厚生労働省が介護保険の在宅・施設の全ての介護保険サービス事業者に対し、都道府県が指定した評価機関から年一回、客観的な評価を受け、第三者評価事業に取り組んだことである。十五年度においても訪問介護事業者や指定介護老人福祉施設、養護老人ホームなどさまざまな福祉サービス事業者の申し込みに応じ、第三者評価事業を行っている。東京都以外の道府県においては、平成十七年度から十八年度の本格実施にむけて、介護サービス第三者評価の取り組みがはじまっている。

第1回都道府県介護福祉士会会長会議を開催

七月五日(土)、六日(日)の二日間、ウイリング横浜(神奈川県横浜市)において平成十五年度第一回都道府県介護福祉士会会長会議が開催された。会議に先立ち、辻哲夫厚生労働省大臣官房・官房長より、「法制定十五周年、介護福祉士の課題と展望について」と題する講演が行われた。資格法制と日本介護福祉士会の設立について、当時の経緯をエピソードを交えながら詳しくお話していた。

本会は昨年、ドイツ老人介護従事者連盟を訪問し、介護福祉サービスの共同研究を始め、各種事業の国際的な連携を図ることを確認したところであるが、アメリカやドイツの例に見るごとく、専門職職能団体が専門職の視点をもって第三者評価事業に取り組む意義は大きいものがある。日本介護福祉士会は、今

介護福祉士会設立10周年記念の全国大会に幅広い参加を

日本介護福祉士会設立当初から実施され、今年で第十回の記念となる全国大会が、十月二十四日(金)、二十五日(土)に香川県高松市で開催されます。今年大会は、基調講演・教育講演・記念講演・四分科会に加え、介護に役立つハイテク支援技術の展示、ミニセミナーも行われるなど、記念大会にふさわしい内容となっております。また、「介護福祉士の将来像について」と題してのシンポジウムでは、社会福祉及び介護福祉士法が成立して十五年を経過した中で、関係者がこ

日本介護学会設立へ

来年3月、上智大学で開催

介護福祉士資格取得者数は三十五万人を超えた。しかし、介護福祉士の構築は今未熟と言わざるを得ないのが現状である。日本介護福祉士会は平成十六年設立以来、職能団体の使命として介護福祉士の資質の向上及び社会的評価の向上を目指し、さまざまな活動に取り組んできた。この職能団体としての使命と併せて、介護福祉士の確立に貢献するための学会の設立を図ることを平成十五年通常総会で決議したところである。介護福祉士の確立のためには実践・教育・研究の三分野での共同研究と発展が重要となる。この度の「日本介護学会」は、臨床・実践の場において実際の援助に携わる介護福祉士を始め、また、介護福祉に関わる教育者や研究者等多くの方々とともに設立していくことが重要であると考えられている。第一回「日本介護学会」は平成十六年三月二十七日(土)東京都新宿区四谷の上智大学で開催する予定である。多くの方々の参加をお待ち申し上げます。

研修と交流に七百名

東海・北陸ブロック研修会開く

例年になく梅雨空の続いた七月十九日(土)、二十日(日)の両日、富山県国際会議場と富山県民会館において、東海・北陸ブロック研修会が開催された。「介護福祉士と自立支援」をテーマとし、東海・北陸七県から七百十人が参加した。研修会初日のオープニングでは、スタンバイミーのサウンドにのせて、満面の笑顔をみせるお年寄りや子供たちと介護福祉士の姿が正面のスクリーンいっぱい映し出され、参加者の熱心な研修が行われ、実りある研修となった。

開会式では田中雅子会長が挨拶、中井孝之厚生労働省老健局計画課課長補佐、中沖豊富山県知事、森雅志富山市長から祝辞を頂戴した。続いて、教育講演は、「富山の四つの宝物」と題して里部信也氏(老人保健施設レインボー施設長)、基調講演は「介護保険の現状と課題」について中井孝之氏(厚生労働省老健局計画課課長補佐)、記念講演は大川弥生氏(国立長寿医療研究センター老人ケア研究部長)が「介護における科学性と人間性の両立」を目標とする実践の実践」と題して話された。また、今回の開催地である愛知県介護福祉士会・岡田ヒロミ会長長の挨拶があり、来年の名古屋での開催を約束した。その後、全日空ホテルに席を移し、百人近い参加者で懇親会が開かれ、三味線や胡弓の音に酔った総勢十五名による越中おわら節の踊り、実行委員会の若者による「よさこい踊り」など、時間の経つのを忘れて交流した。二日目は県民会館で三つの分科会が行われた。「自立に向けた排泄のケア」では八島妙子氏(愛知医科大学助教授)、「嚥下・摂食障害のケア」では馬場尊氏(藤田保健衛生大学医学局長)、「介護福祉士とリスクマネジメント」では橋本三三郎氏(上智大学教授)が助言者として講義し、事例発表と参加者の熱心な討議が行われ、実りある研修となった。

高齢者介護研究会について

厚生労働省 老健局

1 高齢者介護研究会

高齢者介護研究会(座長・堀田力さわか福祉財団理事長)は、平成十六年度末を最終とする「ゴールドプラン21」後の新たなプランの策定の方向性、中長期的な介護保険制度の課題や高齢者介護のあり方について検討するため、厚生労働省老健局長の私的研究会として平成十五年三月に設置された。以来、外部の専門家の意見も聴きながら、十回の会議により検討を重ね、六月二十六日に「二〇一五年の高齢者介護」と題する報告書を取りまとめた。

2 基本的考え方

報告書は、介護保険制度の見直しをはじめ今後の高齢者介護施策の重要な検討素材を提供するものである。本稿において、この報告書の概要を紹介したい。

3 見えてきた課題

介護保険制度施行後の三年間で介護サービスの利用者数は大きく伸び、その提供体制も充実をみている。その中で、要介護認定者の増加・軽度の者の増加、在宅サービスの脆弱性、新たな介護サービスの動き、痴呆性高齢者の顕在化等の新たな課題が見えてきている。

4 具体的な方策

四つの講ずべき方策に、報告書は多岐にわたる指摘・提言をしている。

1 介護予防・リハビリテーションの充実

介護予防・リハビリテーションは、高齢者が、介護が必要な状態とならないうちに、自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることを可能にするものであるが、

2 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系の確立

報告書は、介護が必要な状態となっても、可能な限り在宅で、住み慣れた地域の中で、それまでと変わらない生活を送ることができるようになることを目指すべきであるとして、新しい介護サービスの体系の確立を提言している。

現在、介護保険や市町村が行う介護予防等の事業を一体的に提供できるサービスによって、特に要支援者や軽度の要介護者について、本来の予防・リハビリテーションの効果を得られていないと指摘し、現在のサービスを再見直し、要介護度等に合わせた要介護状態の悪化の防止や軽減のための施策の体系を構築すべきであると述べている。また、介護を受ける前の医療のリハビリテーションと介護のリハビリテーションが地域において一体的に提供される必要があるとしている。

2015年の高齢者介護

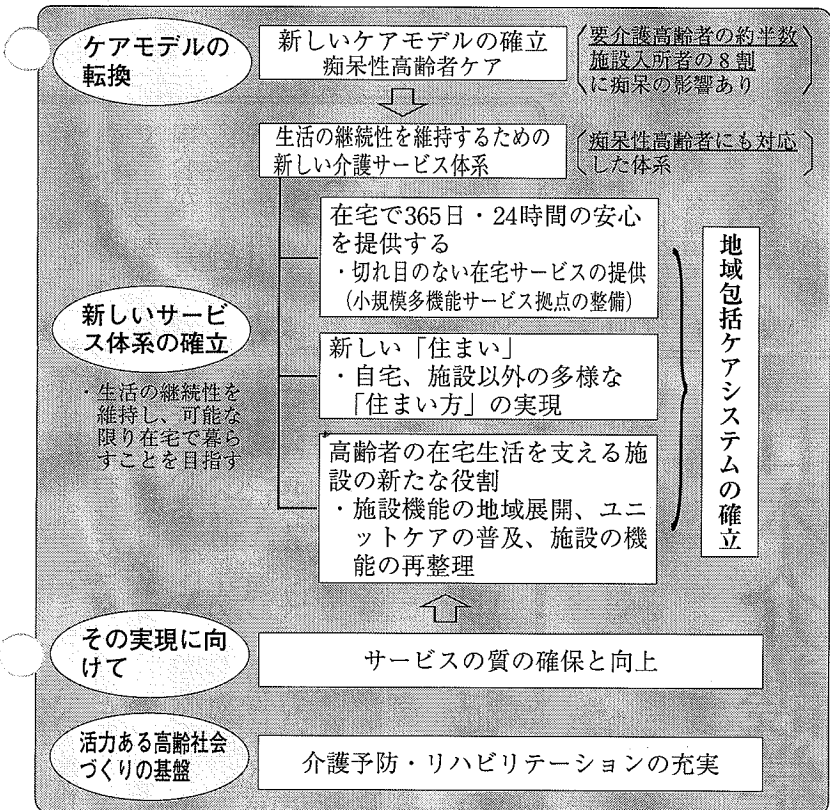
～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～

課題

- 介護保険施行後に見えてきた課題
要介護認定者の増、在宅サービスの脆弱性、痴呆性高齢者の顕在化、新たなサービスの動き等
- 制度の持続可能性の確保(課題解決の前提)

目標

高齢者の尊厳を支えるケアの確立



実施期間

早急に着手し、2015年までに着実に実施(戦後のベビーブーム世代が高齢者に達する2015年までに実現)

報告書は、以上のようにならざるを得ない現状を踏まえ、今後の高齢者介護のあり方について、制度の持続可能性を確保するための提言を行っている。報告書は、以上のようにならざるを得ない現状を踏まえ、今後の高齢者介護のあり方について、制度の持続可能性を確保するための提言を行っている。

現在の介護保険や市町村が行う介護予防等の事業を一体的に提供できるサービスによって、特に要支援者や軽度の要介護者について、本来の予防・リハビリテーションの効果を得られていないと指摘し、現在のサービスを再見直し、要介護度等に合わせた要介護状態の悪化の防止や軽減のための施策の体系を構築すべきであると述べている。

報告書は、介護が必要な状態となっても、可能な限り在宅で、住み慣れた地域の中で、それまでと変わらない生活を送ることができるようになることを目指すべきであるとして、新しい介護サービスの体系の確立を提言している。

報告書は、以上のようにならざるを得ない現状を踏まえ、今後の高齢者介護のあり方について、制度の持続可能性を確保するための提言を行っている。

報告書は、以上のようにならざるを得ない現状を踏まえ、今後の高齢者介護のあり方について、制度の持続可能性を確保するための提言を行っている。

報告書は、以上のようにならざるを得ない現状を踏まえ、今後の高齢者介護のあり方について、制度の持続可能性を確保するための提言を行っている。

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

■職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

■職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリエーター養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

■加入できる職員

●社会福祉事業に従事する職員他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

■職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

■地域に密着した事業

- 会員交流事業

■職員の余暇活用のために

- 指定保養所…厚生年金宿施設等 全国に273か所
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動支援
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー

■職員の慶事のお祝いに

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

■掛金

●掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎0120-292-711 FAX ☎0120-292-722

http://www.sowel.or.jp/

社会福祉法人 福利厚生センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

イベント

富山県介護福祉士会

【事例研究の進め方】
▽日時 十月十八日(土)
▽会場 サンシップ
▽講師 岸公靖子氏(富山医科大学助教授)
【実習指導者研修会】
▽日時 十一月八日(土)
▽会場 サンシップ
▽講師 是枝祥子氏(大妻女子大助教授)

▽問い合わせ 富山県介護福祉士会(TEL 076)

福井県介護福祉士会

【ケース研究会】
▽日時 十一月二日(日)
▽会場 福井県社会福祉センター
▽内容 事例発表に基づきグループに分かれてディスカッションし検証する。
▽参加費 会員 無料・一般 千円

静岡県介護福祉士会

【設立十周年記念式典】
▽日時 九月二十八日(日)
▽会場 グランシップ風
▽内容 基調講演:浜谷浩樹氏(厚生労働省福祉人材確保対策室長)、シンポジウム「医療的介護行為」
▽問い合わせ 静岡県介護福祉士会(TEL 054-654-4800)

兵庫県介護福祉士会

【但馬ブロック研修会】
▽日時 十一月十七日(月)
▽会場 JAたじま八鹿支店3階大研究室
▽講師 三好春樹氏(生活とリハビリ研究所代表)
▽定員 二百名

鳥根県介護福祉士会

【生活支援のための施設ケアプラン研修】
▽日時 十一月三十日(日)
▽会場 くにびきメッセ小ホール
▽内容 施設での生活で生じる利用者個々のニーズと、それを明らかにし、質の高い生活を支援できるケアプラン作成を目的とする。
▽講師 白澤政和氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

他団体のイベント

○痴呆のケアインしよば
▽実行委員会事務局
【日本医科大学竹内孝仁教授の痴呆のケアインしよば】
▽日程 十一月二十九日(土)～三十日(日)
▽会場 広島県庄原市民会館大ホール
▽内容 「痴呆ケア」問題行動の3分類や痴呆ケアの4原則などを学ぶ。
▽講師 竹内孝仁氏
▽参加費 一万円
▽申込締切 十一月十日

神奈川県介護福祉士会

【介護職110番開設のお知らせ】
介護職としての悩みや相談、意見等を電話にてお受けいたします。尚、近々ホームページの開設も予定しておりますので、Eメール、FAX等もご利用ください。
▽日時 八月一日(金)より毎金曜日十八時～二十時まで

東京都介護福祉士会

【痴呆性高齢者の家族介護者のストレス評価】
▽日時 九月二十七日(土) 十時～十二時
▽会場 臨床福祉専門学校
▽内容 家族介護者のストレス評価の必要性、痴呆介護の特徴、介護ストレスサ・スケールについて
▽講師 新名理恵氏(東京都老人総合研究所)
▽定員 三十名
▽参加費 会員 三千円・一般 六千円

福岡県介護福祉士会

【コーンク研修】
▽日時 十二月二日(日) 十六日(日)
▽会場 福岡県社会福祉センター
▽内容 人材を育成する手法を学び、チーム運営能力を高め、リーダーとしての指導力を養う。
▽参加費 会員 五千円・一般 一万円

富山県介護福祉士会

【要介護認定調査を学ぶ】
▽日時 十月五日(日) 十時～十六時
▽会場 臨床福祉専門学校
▽講師 行政の認定調査員
▽定員 五十名
▽参加費 会員 三千円・一般 六千円

富山県介護福祉士会

【痴呆のケアインしよば】
▽実行委員会事務局
【日本医科大学竹内孝仁教授の痴呆のケアインしよば】
▽日程 十一月二十九日(土)～三十日(日)
▽会場 広島県庄原市民会館大ホール
▽内容 「痴呆ケア」問題行動の3分類や痴呆ケアの4原則などを学ぶ。
▽講師 竹内孝仁氏
▽参加費 一万円
▽申込締切 十一月十日

鳥根県介護福祉士会

【生活支援のための施設ケアプラン研修】
▽日時 十一月三十日(日)
▽会場 くにびきメッセ小ホール
▽内容 施設での生活で生じる利用者個々のニーズと、それを明らかにし、質の高い生活を支援できるケアプラン作成を目的とする。
▽講師 白澤政和氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

静岡県介護福祉士会

【設立十周年記念式典】
▽日時 九月二十八日(日)
▽会場 グランシップ風
▽内容 基調講演:浜谷浩樹氏(厚生労働省福祉人材確保対策室長)、シンポジウム「医療的介護行為」
▽問い合わせ 静岡県介護福祉士会(TEL 054-654-4800)

兵庫県介護福祉士会

【但馬ブロック研修会】
▽日時 十一月十七日(月)
▽会場 JAたじま八鹿支店3階大研究室
▽講師 三好春樹氏(生活とリハビリ研究所代表)
▽定員 二百名

鳥根県介護福祉士会

【生活支援のための施設ケアプラン研修】
▽日時 十一月三十日(日)
▽会場 くにびきメッセ小ホール
▽内容 施設での生活で生じる利用者個々のニーズと、それを明らかにし、質の高い生活を支援できるケアプラン作成を目的とする。
▽講師 白澤政和氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

他団体のイベント

○痴呆のケアインしよば
▽実行委員会事務局
【日本医科大学竹内孝仁教授の痴呆のケアインしよば】
▽日程 十一月二十九日(土)～三十日(日)
▽会場 広島県庄原市民会館大ホール
▽内容 「痴呆ケア」問題行動の3分類や痴呆ケアの4原則などを学ぶ。
▽講師 竹内孝仁氏
▽参加費 一万円
▽申込締切 十一月十日

鳥根県介護福祉士会

【生活支援のための施設ケアプラン研修】
▽日時 十一月三十日(日)
▽会場 くにびきメッセ小ホール
▽内容 施設での生活で生じる利用者個々のニーズと、それを明らかにし、質の高い生活を支援できるケアプラン作成を目的とする。
▽講師 白澤政和氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

鳥根県介護福祉士会

【生活支援のための施設ケアプラン研修】
▽日時 十一月三十日(日)
▽会場 くにびきメッセ小ホール
▽内容 施設での生活で生じる利用者個々のニーズと、それを明らかにし、質の高い生活を支援できるケアプラン作成を目的とする。
▽講師 白澤政和氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)



博多どんたくで介護福祉士会をアピール

五月三日(土)、福岡県介護福祉士会の会員約百十名は全国的に有名な福岡市民の祭り「博多どんたく」に参加した。「どんたくは雨が降る」のシンクスマ吹き飛ばして、当日は好天に恵まれた。参加した会員は全員、ピンクと黄色い法被(はっぴ)を着て、「博多どんたく」と「長生き小唄」の曲に合わせて踊りながら行進し、県内外からつめかけた大勢の人たちに介護福祉士会をアピールすることができた。

第2回日本介護福祉士会ドイツ視察団 参加者募集

■目的・特色

- ドイツ・ベルリンで高齢者介護に関係する団体との交流とソーシャルステーション及び老人福祉施設等の視察を行います。
- 現地にて事前オリエンテーションを実施致します。

■旅行行程 10月29日(水)～11月4日(火) 7日間

■コース(予定) 成田→ドイツ・ベルリン→成田

■旅行代金(予定) 380,000円(日本介護福祉士会会員価格)

■募集人員 20名(最少催行人員14名)

■募集締切日 9月19日(金)

■企画 社団法人日本介護福祉士会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13西勤虎ノ門ビル
電話: 03-3507-0784 FAX: 03-3507-8810

■旅行主催 名鉄観光サービス(株)新霞が関支店

※現在、詳しい旅行条件等を掲載した要綱を作成中ですので、参加を希望される方は、日本介護福祉士会事務局までお問い合わせ下さい。

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報や、先駆的な実践事例も紹介。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円)
●定期購読1年: 12,240円(税込・送料サービス)

9月号 8月20日発行予定

特集 感染症対策Q&A
抵抗力が弱く、障害や疾病がある高齢者の介護には、感染症に対する正しい知識と適切な対応が必須です。本特集では、感染症の種類や状況によって異なる留意点や対策について、Q&Aを交えながらわかりやすく解説します。

8月号 7/22発行

特集 安全で快適な「入浴ケア」
「排せつ」と同様「入浴」ケアにおいては、個人のプライバシーが守られなくてはなりません。また、体調によっては生命に関わる行為であり、介護現場にとっては心身ともに緊張をとまなうケアです。そこで、居室から浴室までの入浴ケアの流れと方法を見直し、快適で安全な入浴を考えます。

7月号 6/20発行

特集 ユニットケアのこれから
ユニットケア本来の目的である、在宅での暮らしに近い個性に配慮されたケアは、利用者が自立した生活を営めるように支援するものです。しかし、運営にあたっての留意点や課題もあります。既存のユニットケア実施施設の実践事例を紹介しながら、今後のユニットケアを考えます。

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆

◆福祉関係図書800点の検索・注文ができるホームページ◆

全国社会福祉協議会 出版部
〈注文用〉FAX: 03-3581-4666 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL. 03-3581-9511

『福祉の本 出版目録』 <http://www.fukushinohon.gr.jp>

★定期購読申込受付中!★

〈FAX、郵送、E-mailいずれかでお申込みください〉お申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

近畿ブロック研修会開催要綱

1. テーマ 「介護福祉士と自立支援」
～21世紀・介護の質の向上を目指して(さらなる前進のために)～
 2. 日時 11月15日(土)9:30～16:30
 3. 会場 グランキューブ大阪(大阪国際会議場)10F
〒530-0005大阪市北区中之島5丁目3番51号
TEL 06-4803-5555(代表) FAX 06-4803-5620
 4. プログラム
 - 9:00 開場
 - 9:30～ 主催者挨拶・来賓挨拶
 - 10:00～ 厚生労働省「未定」
 - 11:10～ 「医療現場からみた介護福祉士への提言」
大阪警察病院事務局長 岡崎幹夫氏
 - 13:30～ お楽しみゲスト
 - 14:00～ シンポジウム
「21世紀の介護サービスの質の向上を目指して」
～さらなる前進のために～
- ・シンポジスト
- 岩田克夫氏(社会福祉法人聖徳会会長)
 - 青木佳史氏(きづがわ共同法律事務所、大阪弁護士会障害者総合支援センター副委員長、弁護士)
 - 大国美智子氏(元大阪府立大学教授、医学博士、大阪後見支援センター所長、大阪社会福祉研修センター所長)
 - 岡本千秋氏(社会福祉法人キリスト教ミード社会館理事長、社会学博士)
 - 田村満子氏(有限会社たむらソーシャルネット代表取締役社長)
- ・コーディネーター
- 濱田和則氏(特別養護老人ホーム ナーシングホーム智鳥施設長)
- 16:00～ 次期開催支部長挨拶、アンケート提出
 - 16:40 閉会
5. 参加人員 約200名
 6. 参加費 会員 3,000円 学生 1,000円 一般 5,000円
 7. 申し込み・問い合わせ 大阪府介護福祉士会
TEL 06-6766-3633 FAX 06-6766-3632

●新事務局長
七月から、事務局でお世話は食へ歩き旅行。そして話になることになりました。本がたまって家の床が抜けるという家族の苦情で最近自腹中ですが、読書などです。まだまだ慣れないことばかりですが、一日も早くお役に立てるようがんばりますので、どうぞよろしくお願いたします。

●訂正
ニュース56号一面の「第十六回介護福祉士国家試験概要」の記事中、受験申込先の受付(提出)期間のところ一部誤りがありました。正しくは左記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

◆訂正◆
「正」受験申込先の受付(提出)期間 平成十五年八月十三日(水)～九月十二日(金)(消印有効)まで

●お知らせ
(15年8月・9月実施分)
本会では、平成十五年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を事前にお知らせいたしました。日程により、八月二十六日(火)、九月二十六日(金)に実施させていただきます。ご案内申し上げます。つきましては、前日までに口座にご入金をお願い申し上げます。

●お知らせ
八・九月分の口座振替については、前回までに何らかの事情により振替不可となった方も含め、全ての振替実施支部において行われます。また、継続会員・新規会員・今年、養成施設を卒業された場合の新規会員などで金額が違いますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。

専門性向上研修開催要綱

1. テーマ キネステティックから学ぶ介護技術
※キネステティックとは新しい体位変換法であり、「体位変換の革命」とまでいわれています。フランク・ハッチ(心理学者、モダンアンサー)、レニー・マイエッタ(心理療法士)という2人のアメリカ人が、重度障害児とのコミュニケーションのために作りあげたこの技術はヨーロッパで広がり、スイスの看護師が看護にも取り入れ、その後ヨーロッパ全体の看護の技術として定着しています。現在では、ドイツの看護学校の90%はこの方法で体位変換を教えています。
 2. 日時 9月7日(日)10:00～20:00
 3. 会場 札幌市医師会館5階ホール
札幌市中央区大通西19丁目1 TEL.011-611-4181
 4. プログラム
 - 9:50～ 開講式・オリエンテーション
 - 10:00～ 研修1 講演「キネステティック理論」
澤口裕二氏(市立土別総合病院総合診療科診療部長)
 - 13:00～ 研修2 介護技術実技
澤口裕二氏(市立土別総合病院総合診療科診療部長)他
 - 17:30～ 研修3 学んだことから介護のあり方を考察する(グループワーク)
岡田 史(日本介護福祉士会常任理事・研修委員)
 5. 参加形態 パターン1 研修1のみ(12:00終了)
パターン2 全日(20:00終了)
 6. 定員 パターン1 40名 パターン2 30名
 7. 参加費 パターン1 会員 5,000円 会員外 8,000円
パターン2 会員 10,000円 会員外 20,000円
 8. 申し込み・問い合わせ 日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810
- ※パターン1の参加については当初、研修2の見学が含まれておりましたが、研修1のみの参加となります。ご了承ください。

施設実習指導者と実習指導教員のための研修会

1. 日時 9月2日(火)13:30～3日(水)15:00
2. 会場 ラッセホール(兵庫県神戸市中央区中山手通4-10-8)
3. 定員 100名
4. プログラム
 - ・9月2日(火)
 - 13:30～14:00 開講式・オリエンテーション
因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授)
 - 14:00～15:00 介護福祉士教育をめぐる動向と課題
厚生労働省(調整中)
 - 15:10～16:10 受入れに関する課題とリスクマネジメント
濱田和則氏(社会福祉法人門真晋栄福祉会ナーシングホーム智鳥施設長)
 - 16:20～17:20 段階別介護実習目的の理解
石橋真二氏(旭川荘厚生専門学院介護福祉科科长)
 - ・9月3日(水)
 - 9:00～10:20 施設及び在宅実習オリエンテーションの持ち方
因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授)
実習指導者及び実習指導教員の学生との面接技法
石橋真二氏(旭川荘厚生専門学院介護福祉科科长)
 - 10:30～11:30 実習記録指導の視点及び介護実習評価の実際
(技術、その他)
井原慶子氏(社会福祉法人聖徳会企画室)
 - 12:30～15:00 「実習指導をより効果的に実践するためには」
グループに分けて討議 まとめ、発表、記録提出
因 利恵氏(第一福祉大学人間社会福祉学部助教授)
井原慶子氏(社会福祉法人聖徳会企画室)
 - 15:10～ 閉講式
5. 参加費 会員 5,000円 一般 20,000円(資料・昼食代含む)
宿泊(1泊朝食付)9,000円 神戸ワシントンプラザホテル
6. 申し込み・問い合わせ 日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号)
購読料(年)3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。秋号のテーマ(移動の介助)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

初の全国選出理事選挙実施へ

役員候補者選出に関する公示

平成15年10月15日
社団法人日本介護福祉士会
選挙管理委員会

以下のとおり、社団法人日本介護福祉士会の役員候補者選出を行いますので公示します。

1. 選出する役員候補者の構成および人数
正会員理事 19人

(内訳)

- (1) ブロック選出理事 6人(下記6ブロック各1人)
北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州
(2) 全国選出理事 13人

1. 選出する役員の任期

平成16年5月の通常総会から平成18年の通常総会まで

1. 選出時期および選出方法

(1) ブロック選出理事

平成15年10月16日から11月20日
ブロック内支部会長により構成するブロック選考委員会の合議によって選出する。

(2) 全国選出理事

平成16年1月30日
全国選出理事立候補者に対する代議員の郵送による投票により、票数上位13人を当選者とし選出する。

1. 全国選出理事立候補の受付

<立候補受付期間>

平成15年11月4日(火)から12月3日(水)
郵送によることとし、締切日の消印有効とする。

<受付先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎ノ門ビル3階
社団法人日本介護福祉士会選挙管理委員会

1. 立候補者の要件

- ①立候補者は、正会員でなければならない。
②立候補者は、正会員20人による推薦がなければならない。

1. 立候補の方法

立候補は、別記様式「社団法人日本介護福祉士会役員立候補届」および「社団法人日本介護福祉士会役員立候補者推薦書」(20人分)を併せて郵送により提出する。

1. 禁止事項

- ①ブロック選出理事は全国選出理事に立候補することはできない。
②推薦者は同時に複数の立候補者を推薦することはできない。
③推薦者は立候補できない。
④選挙管理委員は立候補できない。また、立候補者を推薦できない。
⑤代議員は立候補できない。立候補する場合は代議員を辞任しなければならない。

※補足

- ①選挙管理委員会は、役員選出にかかる事務すべてを管理します。
②「立候補届出用紙」および「推薦書」等の書類は、請求により本会事務局より送付いたします。また、本会ホームページからもダウンロード(PDF書類)が可能です。
③立候補者名簿は、12月15日に本会ニュースを通じて公示します。
④正会員以外の理事候補者および監事候補者は、規定により15年度の理事会において選出します。
⑤選挙管理委員会は、役員候補者名簿(正会員以外の理事、ブロック選出理事、全国選出理事、監事各候補者の名簿)を整え、平成16年度通常総会に提出します。総会において役員を選任(承認)を行います。
⑥総会において役員承認が得られ、正式に理事に就任した後理事会を開催して、予め「役職選考会」で内定した候補者を役職者に決定します。

選挙制度検討委員会委員

ブロック	氏名	役職
北海道・東北	安田 勇三	委員
関東・甲信越	宮崎 則男	委員
東海・北陸	山内美智子	委員
近 畿	本多 正子	委員長
中国・四国	三橋 一久	委員
九 州	松隈 直美	委員
	須賀 淳治	オブザーバー

選挙管理委員会委員

ブロック	氏名	役職
北海道・東北	岡田 稔	委員長
関東・甲信越	宮崎 則男	委員
東海・北陸	舟田 伸司	委員
近 畿	森岡 光子	委員
中国・四国	池上美智子	委員
九 州	杉本 幸子	委員

十月十五日、本会の次期役員候補者の選出についての公示がなされました。役員選出スケジュールは別表のとおりです。

理事は全国選出理事とブロック選出理事により構成されます。

全国選出理事は代議員の投票による選挙で行われます。全国選出理事に立候補される方は、公示に基づき手続きを完了させます。

立候補受付期間は十一月四日から十一月三日(当日消印有効)までです。

立候補の届出に必要な「届出用紙」と「推薦書」は本会事務局宛に請求して

ください。本会ホームページからもダウンロード可能です。

ブロック選出理事の選出は、全国六ブロックごとにブロック内支部会長全員により構成される「ブロック選出理事選考会」の合議で行われます。

このように選出された理事予定者は、平成16年度通常総会で承認されて正式に理事となります。

なお、会長は全国選出理事の中から選出されます。その選出方法は、理事予定者全員の投票による互選で行われます。

選挙制度検討委員会の設置し、専門家として司法書士の須賀淳治先生にオブザーバーとしてご参加いただき、ご指導を受けながら約一年間検討しました。

その結果、今年度通常総会において「役員(理事および監事)選出規則」および「役職者互選規程」が成立しました。

さらに引き続き来年度の改選実施に向けて「選挙管理細則」を選考制度検討委員会の提案を受け、理事会で承認しました。

11月4日から立候補受付

公平・公開性を確保し告示される

事の中から選出されます。その選出方法は、理事予定者全員の投票による互選で行われます。

選挙制度検討委員会の設置し、専門家として司法書士の須賀淳治先生にオブザーバーとしてご参加いただき、ご指導を受けながら約一年間検討しました。

その結果、今年度通常総会において「役員(理事および監事)選出規則」および「役職者互選規程」が成立しました。

さらに引き続き来年度の改選実施に向けて「選挙管理細則」を選考制度検討委員会の提案を受け、理事会で承認しました。

役員選出スケジュール(予定)

日程	会議等	選挙関連業務等
10/14	選挙管理委員会	委員長選出、選挙実施内容確認、公示内容確認
10/15		正会員理事選出公示(日介ニュースvol.58 10/15日号、ホームページ)
10/16~11/19	ブロック選考委員会	全国選出理事立候補受付開始 ブロック選出理事推薦書提出締切
11/4		全国選出理事立候補受付開始
11/20		ブロック選出理事推薦書提出締切
12/3		全国選出理事立候補受付締切(12/3消印有効)
12/12	選挙管理委員会	立候補届書類等審査、立候補者名簿作成 ブロック選出理事推薦書書類審査
12/15		立候補者およびブロック選出理事名簿公示(日介ニュースvol.59 12/15日号、ホームページ)
12/中旬		投票用紙交付(代議員宛直接郵送)
1/15		投票受付開始
1/30		投票受付締切(1/30消印有効)
2/1月上旬	選挙管理委員会	開票、当選者の決定、選挙記録作成、役職者互選手続内容確認、公示内容確認
2/15		選挙結果・役職者互選公示(日介ニュースvol.60 2/15日号、ホームページ)
3/20	理事会	正会員以外の理事および監事選考、正会員理事予定者の確認
4/1月上旬	選挙管理委員会	理事予定者名簿作成、役職者互選手続きの確認、公示内容の確認
4/15		役職選考会開催公示(日介ニュースvol.61 4/15日号、ホームページ)
4/		第1回理事会
4/中旬	役職選考会	役職者の互選を実施
5/22	通常総会	役員および役職者の選任



法制定15周年 介護福祉士の課題と展望

厚生労働省大臣官房官房長 辻 哲夫

厚生労働省の辻と申します。現在官房長としておられますが、介護福祉士が出来るようになったのは、昭和二十九年、厚生省社会局長官房長官として、厚生省社会局長として、立ち上げの指導を担っていました。

●介護福祉士成立の背景
介護専門職の制度は、昭和六十一年の秋ごろから本格的な議論が始まりました。専門職の必要性は、昭和四十年代からいろいろな試案がありましたが、なかなか出来ませんでした。そういう中で私もいろいろと専門職がある、ということも思いつき始めました。

なぜかと言いますと、介護という、ものすごいサービス需要がこれから出てくるという予測でした。高齢化が進んで、医療のレベルアップが求められて、長期の介護が必要になる中で、家庭の介護力が将来に向けて落ちていくことが予想された訳です。

また、時代の大きな潮流で、誰が親の面倒を見るのかという話を話していただくと、女性が決定的には、女性が社会進出を始めた。家庭介護の基礎がどんどん落ちる。これは戦後生まれの世代の傾向です。

私は、民間の福祉サービス産業という問題を扱っていました。医師、歯科医師、あるいは薬剤師、看護師といった医療関係職種は、全部業務独占です。ところが、福祉は業務独占職種ではありません。ですから、この分野に民間サービス、特に株式会社が入り始めた時に規制は出来ないし、規制緩和の流れからやるべきではない。積極的にそれを受け入れ、きちんとしたものを育てようという方向を取った訳です。そして、もうひとつの大きな担い手がNPO、非営利団体が入り込んでくるだろうと考えました。

担い手はこれまでのような行政と福祉法人だけでは足りない、ということも語っていただきました。

●資格の問題
そこで浮かび上がったのが資格問題です。シルバーサービスの参入を言えと言った訳です。我々は介護はいろいろな人が行うことが必要であり、社会の大きな変化の中で必要になる。そこに利用者本位の倫理を持った、専門的な職種が必要になるという社会実態に気がついた訳です。

当時、老人福祉開発センター(長寿社会開発センター)の前身が三百六十時間のヘルパー研修をやっていた。ケアワーカー系の公的コミットした、ひとつの専門的な教育プログラムがそこにありました。カリキュラムを見させてもらって研究しました。諸外国も調べました。

我々はカリキュラムの研究をして、どの程度の期間にするかという議論をしましたが、調べれば調べれば、三百六十時間くらいではだ

めたと考え、一年コースか二年コースかという議論を始めた訳です。兵庫県の議論をしておりまして、福祉介護士構想を私どものところに持ってきてくださいました。それによると、本当は三年がよいということでした。私も確信を持って、二年の国家資格でいいかと決めた訳です。

●関係団体の協力と介護福祉士の成立
当時は、各省大臣が省令をつくり、省令でその資格をつくる技能審査という仕組みがありました。その準備をしておりました時に、斎藤十郎大臣が着任されました。厚生省で残された資格の課題をすべて片付けたいという方針を示されました。国家資格として、法律でやるという方針でした。私も、福祉系はソーシャルワーカーとケアワーカー、この二つをやるというところを、決めた訳です。

●関係団体の協力と介護福祉士の成立
それから法案が出るまで色々なことがあり、医師会や看護協会の協力をいただきました。当時は老健施設が立ち上がった直後です。介護には医療も相当関係していましたが、介護の実績は特養で培われていました。私も看護職も、介護はきちんとやらなければいけないことを認識しておりました。大きな器量で認めて下さいました。

もうひとつ大きな貢献をした方がいます。それは名称独占(長寿社会開発センター)の前身が三百六十時間のヘルパー研修をやっていた。ケアワーカー系の公的コミットした、ひとつの専門的な教育プログラムがそこにありました。カリキュラムを見させてもらって研究しました。諸外国も調べました。

我々はカリキュラムの研究をして、どの程度の期間にするかという議論をしましたが、調べれば調べれば、三百六十時間くらいではだ

たという二つの理由で試験を課さなかった訳です。そういう事情の中で、養成施設の質の管理をするのには、養成施設を認めることになりました。養成施設の協議会をつくって、皆入って頂き、卒業試験の制度を合わせなければ、しっかりとした職種を管理出来ない訳です。そういうことで、養成施設の取りまとめをしました。

●介護福祉士養成講座の開設
それから私もいろいろと色んなことがあり、医師会や看護協会の協力をいただきました。当時は老健施設が立ち上がった直後です。介護には医療も相当関係していましたが、介護の実績は特養で培われていました。私も看護職も、介護はきちんとやらなければいけないことを認識しておりました。大きな器量で認めて下さいました。

もうひとつ大きな貢献をした方がいます。それは名称独占(長寿社会開発センター)の前身が三百六十時間のヘルパー研修をやっていた。ケアワーカー系の公的コミットした、ひとつの専門的な教育プログラムがそこにありました。カリキュラムを見させてもらって研究しました。諸外国も調べました。

我々はカリキュラムの研究をして、どの程度の期間にするかという議論をしましたが、調べれば調べれば、三百六十時間くらいではだ

もついで介護需要が出来るようになった通りの歴史が進んでいきます。予想はしてありましたが、痴呆の問題がどんどん大きくなってきました。痴呆に対するケアは、教科書をつくった時には、一番弱かったところでした。

在宅介護あるいは地域ケアの姿もようやく見えてきました。老人の持っている自立する力を維持する中で、在宅ケアするのが本当の在り方だということになりました。北欧でも昔は老人病院で皆寝たきりでした。要するに、寝たきりは相当予防出来る。寝たきり防止十条の第一は早期リハビリです。

●介護福祉士の展望
その後十九年戦略が出来、介護保険が出来、当時

自分自身で生活習慣に戻さないと、回復しない。これを支援するのが介護の本質であるということ。自立の基本は社会性の三文字です。在宅ケアというのは密着のケアではなく、社会との関わり、地域との関わりの中でケアが維持される。そういうことがケアの本質だということがその後分かってきた訳です。

●要するに
介護の分野は生活系のモデルを迫っている訳です。介護は、治療という分野は医療系の専門家にもないながら、生活の自立を維持するための支援をする分野だということです。

●要するに
介護の分野は生活系のモデルを迫っている訳です。介護は、治療という分野は医療系の専門家にもないながら、生活の自立を維持するための支援をする分野だということです。

り立つのではないかと思いますが。こういう分野における最大の専門職集団が介護福祉士です。そのところに強いプライドを持って頂きたい。

●要するに
介護の分野は生活系のモデルを迫っている訳です。介護は、治療という分野は医療系の専門家にもないながら、生活の自立を維持するための支援をする分野だということです。

●要するに
介護の分野は生活系のモデルを迫っている訳です。介護は、治療という分野は医療系の専門家にもないながら、生活の自立を維持するための支援をする分野だということです。

●要するに
介護の分野は生活系のモデルを迫っている訳です。介護は、治療という分野は医療系の専門家にもないながら、生活の自立を維持するための支援をする分野だということです。

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

●職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

●職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

●職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリエーター養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

●加入できる職員

●社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

●職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

●地域に密着した事業

- 会員交流事業

掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル
 TEL ☎ 0120-292-711
 FAX ☎ 0120-292-722
 http://www.sowel.or.jp/
 社会福祉法人 福利厚生センター
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

関東・甲信越ブロック研修会

八月二十三日(土)、伊香保温泉「ホテル木暮」で第十回関東・甲信越ブロック研修会が開催され、四百六十八名が参加した。

今年度のメインテーマは、「介護福祉士と自立支援—生活にどうおおいを—」。

研修会一日目の二十三日は、開会式後、基調講演、記念講演を行った。

開会式では、介護を必要とする一人ひとりのかけがいのない人生、尊厳ある生活を支える専門職として、介護を実践することが必要であると田中会長が挨拶。

また、基調講演では、厚生労働省振興課成松課長補佐が、制定後三年を経過した介護保険制度を総括、サ

毒蝮氏の講演に笑いの連続

八月二十三日(土)、伊香保温泉「ホテル木暮」で第十回関東・甲信越ブロック研修会が開催され、四百六十八名が参加した。

今年度のメインテーマは、「介護福祉士と自立支援—生活にどうおおいを—」。

研修会一日目の二十三日は、開会式後、基調講演、記念講演を行った。

開会式では、介護を必要とする一人ひとりのかけがいのない人生、尊厳ある生活を支える専門職として、介護を実践することが必要であると田中会長が挨拶。

また、基調講演では、厚生労働省振興課成松課長補佐が、制定後三年を経過した介護保険制度を総括、サ

北海道・東北ブロック研修会



北海道・東北ブロック研修会

八月三十日(土)、三十一日(日)の両日、札幌サンプラザホールにおいて、北海道・東北ブロック研修会が開催され、

九州・沖縄ブロック研修会

九月十九日(金)、二十日(土)の両日、宮崎シェラトン・フェニックス・ゴルフリゾートにおいて第九回九州ブロック研修会が開催され、「介護福祉士と自立支援—利用者への生活を支える介護福祉士の質の評価—」をテーマに九州八県から六百十人が参加した。

開会式では田中雅子会長が挨拶、安藤忠恕宮崎県知事、津村重光宮崎市長、野辺正源宮崎県老人福祉サービス協議会会長から祝辞を頂戴した。

続いて基調講演は「障害者支援費制度の現状」と題して秋山寛氏(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐)が話された。記念講演は「生きるとして」をテーマに柴田弘一郎氏(宮崎県立日南病院院長)が話されると、柴田氏をモデルとしたさまざまな名曲『風に立つライオン』のPVが映しだされ、感動を深めた。

午後六時より四百十名の参加者で交流会。宮崎県によるサンバ「いもがらぼく」とに始まり、各県の芸達者な出し物に楽しいひとときを過ごした。

二日目は六つの分科会に分かれ、各分科会では熱心な討議が行われた。その後、全体の助言者から、それぞれの分科会の評価を受けた。

閉会式では、次回開催県の藤花由美子大分県介護福祉士会会長より挨拶があり、来年大分県での開催を約束し閉幕となった。

6分科会で熱心な討議を

北海道・東北六県から約二百名の参加があった。

開会式では、田中雅子会長が挨拶、北海道保健福祉部部長 小田清一氏の祝辞、北海道社会福祉協議会から祝電を頂戴した。

基調講演は、「介護保険制度の現状と課題」について角田宗広氏(厚生労働省老健局振興課長補佐)が話された。

午後から翌日の午前中まで、「困難事例」を題材に、事例研究を日本医科大学附属第二病院リハビリテーション科教授・竹内孝仁氏をお迎えして実施。竹内教授をスピーカーバイザーとして、事例研究を行った。発表施設は老健・居宅・グループホーム・身障と、多岐に渡

一斉介護相談の報告

今年も全国各地で介護相談の行事が行われた。各地の様相を紹介しよう。

◇宮城県 九月七日(日) 岩沼市社会福祉協議会の協力で今年で二年目となる。介護福祉士の活動内容についての質問や、NPO法人の管理職からは、資格の取得方法や、消費税についての相談があった。

◇栃木県 九月十五日(月)の敬老の日に、宇都宮市イートヨーカドー宇都宮店で介護相談を開催した。

◇岐阜県 九月十五日(月)に、「岐阜県身体障害者福祉フェア」と同会場で開催された。介護福祉士のニーズを借りて行った。多数の方々の訪問があり、福祉関係者との交流もできて、収穫の多い介護相談となった。

◇兵庫県 九月二十三日(火)、神戸市勤労会館に介護相談窓口を設置、事前ポスターの貼り出しから当日三宮周辺のビラ配りの効果もあって相談件数も十二軒と盛況に介護相談を実施するところであった。

ている介護の問題点で、一部にはこれからやって来る自分達の老後を快適に迎えるための介護予防に興味を持たれる相談者もいて、これからはますます高齢化する中で一人でも多くの方が健康で生き生きと生活できるように、介護予防にも力を入れていくことも今後の大きな課題ではないかと痛感した。

◇鳥根県 九月十五日(月)に、特別養護老人ホームはくろく苑で電話フリーダイヤルによる介護相談を行った。

◇新潟県 九月十五日(月)、イートヨーカドー新潟木戸店で行った。十名の参加者が、電話や面接での相談、介護実技体験、高齢者疑似体験、そしてレクリエーションとしてバルーンアートを担当した。

電話による相談は一件、面接による相談が五件あった。事前に新潟日報にこの相談事業や電話番号の広報を行った。

相談内容は、実際に介護しているという介護の悩みや、中学生の介護関係の仕事がしたいという職業相談が中心。介護保険制度が始まり、人々の介護に対する関心はますます高くなっている。

介護体験コーナーは、車椅子とベッドを準備し、実際の介護を体験してもらい、高齢者疑似体験は大人用と子供用を準備していたので、大勢の小中学生が体験に参加した。人寄せに準備したバルーンアートは好評で、小さな子供たちが両親と共にチャレンジする姿が見られた。

このような一般市民とのふれあいの中で、介護についての関心を高め、啓蒙することが職能団体の役割であること参加者一同実感した一日であった。



多くの方の訪問があった岐阜県



鳥根県はフリーダイヤル電話相談



栃木県は9月15日に実施した



福岡県は電話相談に2人に対応



ビラ配りで効果を上げた兵庫県



新潟県は子供たちの高齢者疑似体験

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報や、先駆的な実践事例も紹介。

- B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円)
- 定期購読1年：12,240円(税込・送料サービス)

11月号 特集 高齢者虐待と在宅介護者への支援

在宅高齢者が家族などの身近な介護者から受ける虐待などの不適切な対応は、福祉サービスなどの社会資源不足や地域社会からの孤立など、社会的要因による介護者の行き詰まりから生じる場合も少なくありません。本特集では「虐待」の意味や定義もふまえ、その発見と予防に向けて、介護職員に求められる対応方法や役割について考えます。

10月20日発行予定

10月号 9/22発行 特集 施設とボランティア

個別ケアの充実が求められるなか、利用者のQOLを高めるための支援や人材確保の視点からも、また、地域の高齢者福祉の拠点としての開かれた施設づくりのためにも、ボランティアの役割は重要です。本特集では、ボランティアの受け入れ事例の検討などをとおして、これからの施設とボランティアのよりよい連携に向けた可能性を探ります。

9月号 8/20発行 特集 感染症対策Q&A

抵抗力が弱く、障害や疾病がある高齢者の介護には、感染症に対する正しい知識と適切な対応が必須です。高齢者介護において感染症の種類や状況によって、注意し、対応するための正しい知識と対策をQ&Aを交えながら解説します。

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆

全国社会福祉協議会 出版部

〈注文用〉FAX: 03-3581-4666 E-mail: zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL. 03-3581-9511

◆福祉関係図書800点の検索・注文ができるホームページ◆

『福祉の本 出版目録』 <http://www.fukushinohon.gr.jp>

★定期購読申込受付中!★

〈FAX、郵送、E-mailいずれかでお申込みください〉お申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

社会福祉士及び介護福祉士法制定15周年記念事業

1. テーマ 「新しい潮流の中での社会福祉士・介護福祉士の果たす役割」
2. 主催 社団法人日本社会福祉士会 社団法人日本介護福祉士会
3. 期日 11月29日(土)
4. 参加定員 800名
5. 会場 東京ビッグサイト1階レセプションホール
6. 日程
 - 9:30~10:30 受付
 - 10:30~11:00 開会・挨拶 主催者挨拶、来賓挨拶
 - 11:00~11:20 大臣表彰 厚生労働大臣表彰
 - 11:30~12:30 記念講演「母の介護に携わって～今後の福祉に望むこと～」
大沢逸美氏(女優)
 - 12:30~13:30 休憩
 - 13:30~16:30 シンポジウム
「新しい潮流の中での社会福祉士・介護福祉士の果たす役割」
～その人らしい生活を支えるために～
・シンポジスト
紺矢寛朗氏(北海道厚生年金会館館長)
村田幸子氏(ジャーナリスト)
土師寿三(社団法人日本社会福祉士会会長)
田中雅子(社団法人日本介護福祉士会会長)
・コーディネーター
京極高宣氏(日本社会事業大学学長)
- 16:30 閉会
7. 参加費 会員・一般 1,000円 学生500円(当日、学生証持参のこと)
8. 申込締切 11月14日(金)
9. 申し込み・問い合わせ 日本介護福祉士会事務局
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

利用者に説明しやすいケアプランの立て方 ～介護支援専門員レベルアップ研修会～

1. 日時 11月19日(水) 14:00~20日(木) 16:00
2. 会場 キャンパスプラザ京都
〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下ル
3. 研修内容
 - ・11月19日(水)
 - 14:00~ 開講式・オリエンテーション
 - 14:15~ 介護保険・運営基準等改正と介護支援専門員の資質向上
厚生労働省(調整中)
 - 16:00~ 介護支援専門員必須の業務とは? 支援専門員・基本テキストより
日常的に活かす業務整理ノート
講師 東京ケアネットワークけあねっと研修室長 田中典子氏
 - 19:00~ 意見交換会「明日からの活力にパワーアップ! 介護支援専門員としての抱負と苦悩」
司会 (社)日本介護福祉士会副会長・研修委員長 大橋佳子
 - ・11月20日(木)
 - 9:00~ 講義と演習「利用者にわかりやすく説明しやすいケアプランの立て方」
 - 13:00~ 講義と演習「生活を見る介護福祉士が行うモニタリングとは」
ともに、岡山県介護支援専門員協会会長・岡山県実務研修指導者・
岡山県ケアマネジメントリーダー 堀部徹氏
4. 定員 50名程度
5. 申込方法 申し込み用紙に必要事項を記入の上、日本介護福祉士会事務局にお申込ください。
6. 締切日 11月10日(月)(厳守)
7. 参加費 会員5,000円 一般20,000円(資料及び食事代含む)
宿泊 京都第2タワーホテル・ツイン 9,500円(1泊朝食付き)
8. 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎の門ビル3階
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

第一回日本介護学会の 論文募集について

平成十六年三月二十七日(土)東京で開催する、第一回「日本介護学会」で発表いただく研究事例を広く皆様より募ります。

日本介護学会は、実践・教育・研究を結びつけ「介護」の専門性と科学性を追究する「介護福祉学」の構築を目的として実施いたします。日頃の実践結果をぜひ発表してください。

なお、採用された論文については、この秋に創刊された「介護の学術専門誌」「介護福祉士」にも掲載させていただきます。

◇投稿内容:論文、調査報告、実践報告
◇投稿枚数:四〇〇字×二四枚(九六〇〇字)(図表含む)以内

◇論文締め切り:十二月末
◇その他:詳細につきましては、「介護の学術専門誌」局(日本介護学会担当まで)お問い合わせください。

◇投稿・問合せ先:社団法人 日本介護福祉士会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎の門ビル3階
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

支部のイベント(順不同)

- 岡山県介護福祉士会
 - ▽日時 十二月三日(水)
 - ▽会場 旭川研修センター
 - ▽内容・講師 記念講演「介護福祉士の現状と課題」江草安彦氏(社) 日本介護福祉士養成施設協会会長)・介護実践研究発表助言者 森繁樹氏(特別養護老人ホーム旭川敬老園施設長) 松本好生氏(旭川市厚生専門学校学長代理)・調査・研究部報告「介護福祉士のケアに対する意識調査について」大島
 - ▽申し込み先 岡山県介護福祉士会事務局(Tel 086-2333-7000)
 - ▽日時 十一月八日(土)
 - ▽日時 十一月八日(土)の九日(日)一五日(土)の三日間
 - ▽会場 諫早市健康福祉センター
 - ▽講師 消防署救命救急士
 - ▽定員 三十名
 - ▽参加費 会員 無料・一般 千円
 - ▽申込締切 十月二十四日
- 長崎県介護福祉士会
 - ▽日時 十一月八日(土)
 - ▽日時 十一月八日(土)の九日(日)一五日(土)の三日間
 - ▽会場 諫早市健康福祉センター
 - ▽講師 消防署救命救急士
 - ▽定員 三十名
 - ▽参加費 会員 無料・一般 千円
 - ▽申込締切 十月二十四日
- 大阪府介護福祉士会
 - ▽申し込み先 大阪府介護福祉士会事務局(Tel 06-6766-3683)
 - ▽日時 十一月二十五日
 - ▽日時 十一月二十五日
 - ▽会場 大阪社会福祉指導センター
 - ▽講師 笠原幸子氏(四天王寺国際仏教大学助教授)
 - ▽定員 五十名
 - ▽参加費 会員 千円・一般 三千円・学生 無料
 - ▽申込締切 十月二十四日
- 鳥取県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 鳥取県介護福祉士会交流会
 - ▽日時 十一月二十一日
 - ▽日時 十一月二十一日
 - ▽会場 鳥取県立農業大学校
 - ▽定員 二十名
 - ▽参加費 会員 無料・一般 二千円
 - ▽申込締切 十二月十九日
- 千葉県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 千葉県介護福祉士会事務局(Tel 043-248-1451)
 - ▽日時 十二月二十一日
 - ▽日時 十二月二十一日
 - ▽会場 千葉県社会福祉センター
 - ▽内容・講師 「障害者への関わり方」身体・知的・精神障害者の事例を通して
 - ▽参加費 会員 無料・一般 二千円
 - ▽申込締切 十二月十九日
- 静岡県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局(Tel 06-6766-3683)
 - ▽日時 十一月十六日(日)
 - ▽日時 十一月十六日(日)
 - ▽会場 静岡市中央福祉センター
 - ▽定員 五十名
 - ▽参加費 会員 一万円・一般 二万五千円
 - ▽申込締切 十月二十四日
- 静岡県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 静岡県介護福祉士会事務局(Tel 054-854-485)
 - ▽日時 十月二十七日
 - ▽日時 十月二十七日
 - ▽会場 静岡県社会福祉指導センター
 - ▽講師 笠原幸子氏(四天王寺国際仏教大学助教授)
 - ▽定員 五十名
 - ▽参加費 会員 千円・一般 三千円・学生 無料
 - ▽申込締切 十月二十四日
- 鳥取県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 鳥取県介護福祉士会交流会
 - ▽日時 十一月二十一日
 - ▽日時 十一月二十一日
 - ▽会場 鳥取県立農業大学校
 - ▽定員 二十名
 - ▽参加費 会員 無料・一般 二千円
 - ▽申込締切 十二月十九日
- 千葉県介護福祉士会
 - ▽申し込み先 千葉県介護福祉士会事務局(Tel 043-248-1451)
 - ▽日時 十二月二十一日
 - ▽日時 十二月二十一日
 - ▽会場 千葉県社会福祉センター
 - ▽内容・講師 「障害者への関わり方」身体・知的・精神障害者の事例を通して
 - ▽参加費 会員 無料・一般 二千円
 - ▽申込締切 十二月十九日

介護福祉士向け専門情報誌

季刊 介護福祉

発行回数(年4回/春・夏・秋・冬号)
購読料(年) 3,440円(送料含む)

財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号
SEMPOSビル Tel(03)3486-7511

専門性が支える介護福祉の充実のために

この資格に対する社会の期待も日増しに大きくなり、介護福祉士は、この期待に応えるべく、理念と資質の向上に努力することが責務であると考えます。この季刊介護福祉は介護について徹底した解説と具体的な介護行為を解説するほか、介護に関する最新情報をお届けしております。冬号のテーマ(感染症)

購読申込みは、日本介護福祉士会事務局又は、各県介護福祉士会へお申込み下さい。

社団法人 日本介護福祉士会

日本介護学会 設立趣意書決まる

論文応募は1月まで延長

日本介護福祉士会は、来年三月の設立を目指して準備を進めている。学会の名称は「日本介護学会」とし、このほか、その設立趣意書が決まった。【別掲】

日本介護学会は、介護福祉士制度発足十五周年目にあたる事業として、日本介護福祉士会平成十五年総会において設立が決議された。

三十五万人余の介護福祉士は、日々の実践を通して介護福祉の向上に取り組んでいる。しかし、介護に対する社会の要請は「2015年の高齢者介護」に現れているように、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて急速に変化してきており、介護福祉士の専門的知識・技術という資質の向上に努力することが一層大切

日本介護学会は、介護福祉士制度発足十五周年目にあたる事業として、日本介護福祉士会平成十五年総会において設立が決議された。

三十五万人余の介護福祉士は、日々の実践を通して介護福祉の向上に取り組んでいる。しかし、介護に対する社会の要請は「2015年の高齢者介護」に現れているように、高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて急速に変化してきており、介護福祉士の専門的知識・技術という資質の向上に努力することが一層大切

備が進められることにな

なわ、十一月末までとなっていた論文募集期間は来年一月末まで延長されたので、より多くの方の日頃の実践成果の発表が期待される。

日本介護学会設立趣意書

平成15年12月吉日

介護福祉士制度が創設されて、すでに15年が経過し、介護福祉士資格取得者は35万人を超えました。しかしながら、介護福祉の裏付けとなる科学としての介護福祉学の構築は今だ未熟と言わざるを得ないのが現状です。

介護福祉学の確立のためには実践・教育・研究の3分野での共同研究と発展が重要となります。社団法人日本介護福祉士会は平成6年設立以来、職能団体の使命として介護福祉士の資質の向上及び社会的評価の向上を目指し、さまざまな活動に取り組んできました。

なかでも、私たちは自らが専門的知識・技術の向上に努め、実践的研究により資質の向上を図ることが重要であるということから「介護福祉士と自立支援」をテーマに、実践現場の事例研究発表、活動報告から介護福祉の専門性の確立と介護福祉学の構築を目指してきました。

今後さらに、介護福祉の第一線における実践を踏まえつつ、介護福祉にかかわる幅広い人材の英知を結集し、介護福祉を理論化、体系化していくことが重要であると考えます。

私たちは介護福祉にかかわる学際的な研究を推進し、介護福祉の専門的な技術、知識の向上を図り、介護を必要とするすべての人々の尊厳ある人生を支え、豊かな福祉社会の構築に寄与するとともに、実践に根ざした介護福祉研究の支援を通して、介護福祉の学術研究の振興に努めることを目的とする「日本介護学会」を設立します。

「日本介護学会」は介護福祉の実践分野において援助に携わる介護福祉士をはじめ、介護福祉教育及び、福祉・保健・医療領域において介護福祉研究に携わる方、また介護福祉士を目指す学生等多くの皆様のご参加をいただきながらともに介護福祉学の構築を目指すものです。

すべての介護福祉士および介護福祉にかかわる関係者・関係機関の皆様が、この趣旨に賛同されますとともに、深いご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

社団法人日本介護福祉士会 常任理事一同

厚生労働大臣より感謝状 法制定15周年記念事業を開催

雨模様の中、十一月二十九日(土)、東京都江東区有明の東京ビッグサイトにおいて、社会福祉士及び介護福祉士法制定十五周年記念事業が開催され、両士会には

厚生労働大臣より感謝状が贈られた。

また、十五周年を記念して、「新しい潮流の中での社会福祉士・介護福祉士の果たす役割」をテーマに、記念講演 シンポジウムが行われた。

開会式では、日本社会福祉士会土師寿三会長、本会田中雅子会長が挨拶を述べ、坂口力厚生労働大臣(代読・大家義治厚生労働事務次官)をはじめ、多く

の関係団体から祝辞を頂戴した。

記念講演は、「母の介護に携わって今後の福祉に望むこと」と題して、女優の大沢逸美氏が、「自身の十数年にわたる母の介護の体験を語り、介護や医療に対する期待を話され、共感を呼んだ。

シンポジウムは「その人らしい生活を支えるために」をテーマに、シンポジストとして船矢寛朗氏(北海道厚生年金会館館長)、村田幸子氏(ジャーナリスト)、土師、田中両士会会長、コーディネーターとして京極高直氏(日本社会事業大学学長)が、今後の社会福祉士・介護福祉士の役割等について討論した。

本記念事業には、多くの関係者が集まり、法制定当時を振り返るとともに、これからの介護の質の向上などを誓った。

役員改選 全国選出理事候補14名、ブロック推薦も出揃う

今回初めて「役員(理事および監事)選出規則」に則って進められている役員改選は、現在、以下のよう

に正会員理事のブロック選出理事予定者推薦、および全国選出理事立候補があり、選挙管理委員会より公示されました。

この後、ブロック選出理事予定者については、来年五月に予定されている平成十六年度通常総会において承認を受けた後、正式に理事に就任する予定になっています。

全国選出理事については、全

国選出理事候補14名、ブロック推薦も出揃う

五日から一月三十日にかけて行われます。代議員は都道府県支部から百四十四人が選出されています(立候補者の詳細および代議員名簿は、別紙選挙広報参照。今回の選挙は、この代議員の皆さんに選挙管理委員会から郵送により投票用紙が送られ、投票も郵送にて行われます。

開票は二月上旬に選挙管理委員会により実施し、得票上位者十三人

役員候補選出に関する公示

ブロック選出理事予定者

ブロック名	氏名	所属支部名	現支部役職
北海道・東北	羽山 政弘	北海道	事務局長
関東甲信越	野上 薫子	神奈川県	会長
東海・北陸	大木 英巨	静岡県	会長
近畿	木村 晴恵	京都府	会長
中国・四国	三橋 一久	鳥取県	会長
九州	因 利恵	福岡県	会長

全国選出理事立候補者(届出順)

氏名	所属支部名	現支部役職
野口 沙子	千葉県	会長
井原 慶子	大阪府	会長
内田千恵子	東京都	副会長
岡田 史	新潟県	会長
清水 恒貴	岐阜県	会長
松隈 直美	佐賀県	会長
山路喜代子	兵庫県	理事
石橋 真一	香川県	会長
神宝 誠子	岡山県	会長
米澤 洋子	北海道	会長
上村 富江	長野県	会長
白田敏史	長崎県	会長
田中 雅子	富山県	会長
藤花由美子	大分県	会長



開会式の様子。田中雅子会長が挨拶を述べ、坂口力厚生労働大臣(代読・大家義治厚生労働事務次官)をはじめ、多くの関係団体から祝辞を頂戴した。

第10回全国大会開く

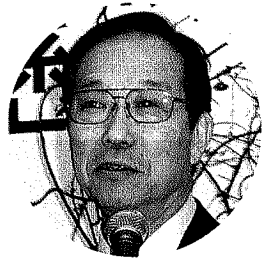
第十回全国大会が十月二十四、二十五日の二日間、香川県高松市にて開催された。テーマは「介護福祉士と自立支援」

と自立支援「介護福祉士の専門性の確立と介護福祉士の役割等について」をテーマに、シンポジウムが行われた。

記念講演は、日本国民民主党東尾会による地元民踊りや讃岐うどんの屋台が出るなど、交流が行われた。二日目の午前中は四つの分科会に別れて各分野における専門性を研修し【6面】、お昼のミニセミナーでは、中邑賢龍香川大学教育学部助教授が「介護に役立つ小さなハイテク支援技術」をお話いただいた。



記念講演は、大田仁定茨城県立医療大学教授が「介護福祉士の医療知識」について話された。【2面】



茨城県立医療大学付属病院 院長 大田 仁史氏

私は当地、高松市の生まれです。昭和二十年七月四日に空襲に遭い、火の中を逃げ回った思い出のあることです。

皆さん方の仕事は、人の最後にかかわる機会が多いだろうと思います。レジュメに「有終の美を飾るために臨終儀を整えられるか」と書かされていたまました。臨終にお行儀があるのだという。現代風と言え

ば「へん」って人々を上手に送るためのマニュアルです。心臓が止まって呼吸しなくなると、体は温かいです。爪はまた生えてきます。死んだのか死んでいないのか分からないというふうな領域です。

境がつかないものは、境をつけない方がいいのです。包み込んで面倒を見られるような考え方を、我々は持つべきだというのが私の思想なのです。

ある時、東京監察医務院の院長をやっておられる先生が、法医学者ですから死んだ人、しかも異常死ばかり扱っている。その先生は、バラバラの手足になっ

た人がいる。なぜバラバラになったのかということをかきとて究明して差し上げるのはその人の人権問題

教育講演

ポータブルでいけるという... 2005年の高齢者介護の目標は何かという、高齢者の尊厳を支えるケアの確立です。尊厳の中でも、それを傷つけられることがないのが、オムツの中で排泄をするということです。ここに大きいほう。試みに皆さん方やってみればよいのです。

味をしっかり考えていたみたい。寝ているときは座らせればよいのです。あとは、立てばよいです。骨盤が上に少し上がってきた。こうなれば腰掛けることができます。次は、立って座す。寝ている骨盤を立てるときに起こることを防ぐ。大事なこと整理すると... 大事なのは、守るも攻めるもこの一線。図の臥床と座位の間の線なのです。

人間の姿勢は複雑なものです。寝ても、寝ているか座っているか、立てばか起立か、こればかりではないです。寝ている中で仰向け、うつ伏せ、横向きがある。座っている中で腰掛けている、あるいはあぐら、正座、横座りといろいろあります。が、「寝ている」と「座っている」の違いは、寝ている骨盤が立つことです。立てば、起立した骨盤が上に上がっているだけの違いなのです。日常生活は基本姿勢、四つの姿勢で全部影響を受けています。排泄を考えると、寝ているオムツが便器になりません。座るとなれば、トイレに連れて行くことが可能になってきます。最悪

りができないといけない。少しの間背もたれなし座位。長い人はちょっと長くなくてはならない。座力をつけるのは背もたれがあっても構わないのです。長時間というものは目的によって変わってきます。

なるような拘縮は、呼吸は最後まで楽にしてあげましょう。口腔内ケアも大事だけれども、咳を出す、痰を出すような体操は普段からしておきましょう。シェーキングやタッピングなどは、やってもいいではないですか。それから経口摂取。一口でも食べたい、一口でも飲みたいというのが大事。そうでない、パンツの上げ下ろしができなくなっています。外ではトイレの中でそれをあてがってあげない。だから最低限守るべきことです。それに、守るも攻めるもこの一線を確保してあげてください。

「次は寝たきりにならぬ生活、あるいは仕事は楽しいことばかりではない。けれども、百回のうち一回でも、あるいはひと月のうち一回でも自分が作った状況や場面や関係性の中で、自分の心を動かすという感性を持つ必要がある。自分の心を動かせる状況を自分で作り出せるかどうか、が問われたのではないかと思いました。

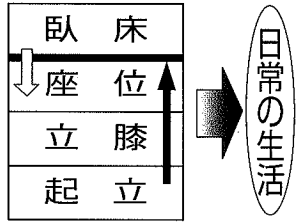
そのような存在になろうとしたら、連長さんごとのお年寄りを誘導された。ヨロヨロと立ち上がった。子供の声で「あー、寝たきりが立ち上がった」という声援が飛んだ。「おじいちゃん頑張れ! おばあちゃん頑張れ!」という声援が上がって場内がどよよと沸きました。

ボランティアを押しつけて、ボランティヤの子が涙ぼろぼろ流しながら「インタービューに答えていました。「ああそうか、子供でも入るために何かしてみんなに認めてもらおう、泣くほどうれしかった。そう思っています。」

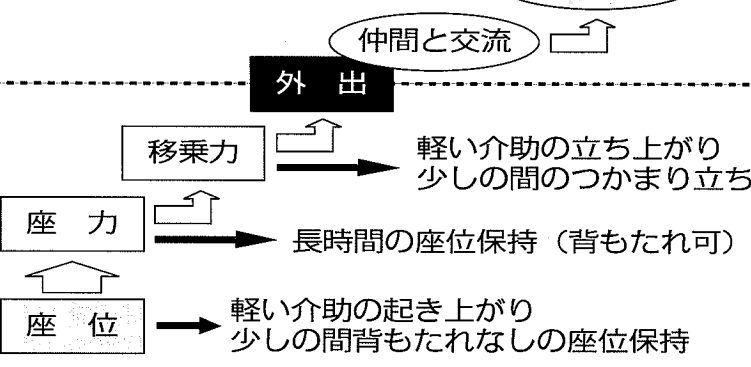
介護よければ、終わりよし 終わりよければ、すべてよし

座っているか、立てばか起立か、こればかりではないです。寝ている中で仰向け、うつ伏せ、横向きがある。座っている中で腰掛けている、あるいはあぐら、正座、横座りといろいろあります。が、「寝ている」と「座っている」の違いは、寝ている骨盤が立つことです。立てば、起立した骨盤が上に上がっているだけの違いなのです。日常生活は基本姿勢、四つの姿勢で全部影響を受けています。排泄を考えると、寝ているオムツが便器になりません。座るとなれば、トイレに連れて行くことが可能になってきます。最悪

守るも攻めるもこの一線



越えねばならぬこの一線



小ねあいち 介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報や、先駆的な実践事例も紹介。

1月号 特集 痴呆性高齢者の権利擁護 介護保険制度の基本理念は「自立支援」と「自己決定」の2本柱です。そして、「自己決定」の支援が「自立支援」を進める前提条件とも言えます。判断能力が不十分な高齢者や障害者などの「自己決定」を支援するための成年後見制度や地域福祉権利擁護発行予定

12月号 11/20発行 特集 ケアの質を継続させる取り組み ~情報の発信と共有の視点から~ 施設や在宅での介護においては、1人の利用者に複数のスタッフが関わり、複数のサービスが提供されているのが一般的です。そこで、利用者のQOLを高める適切で継続的なケアを提供するために、施設、在宅介護でのケア提供者間の連携、家族との連絡や情報の共有方法について、実践事例を通して考えます。

11月号 10/20発行 特集 高齢者虐待の防止と在宅介護者への支援 在宅高齢者が家族などの身近な介護者から受ける虐待などの不適切な対応は、福祉サービスなどの社会資源不足や地域社会からの孤立など、社会的要因による介護者の行き詰まりから生じる場合も少なくありません。本特集では「虐待」の意味や定義もふまえ、その発見と予防に向けて、介護職員に求められる対応方法や役割について考えます。

全国社会福祉協議会 出版部 本社協 全国社会福祉協議会 出版部 <注文用> FAX 03-3581-4666 E-mail: zenshakyos@msc.biglobe.ne.jp 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL: 03-3581-9511

シンポジウム

介護福祉士の将来像について

榎本 今日、介護福祉士の将来像について議論していきたくて考えています。皆さんは介護福祉士に大変関心のある方です。

最初に皆さんから、自己紹介をお願いしますか。

私、厚生労働省保険局長をさせていただいておられます。六十二年当時は社会局におりました。この資格制度の法律を出してから施行までを担当しました。社会局老人福祉課というのがあります。私はソールサービス振興指導室長をやっていました。それから老人福祉課長をやり、そこで担当いたしました。榎本、まさに生みの親、省内で介護福祉士制度をつくる法律の作業の責任者であ

た。今日は、介護福祉士の将来像について議論していきたくて考えています。皆さんは介護福祉士に大変関心のある方です。

最初に皆さんから、自己紹介をお願いしますか。

私、厚生労働省保険局長をさせていただいておられます。六十二年当時は社会局におりました。この資格制度の法律を出してから施行までを担当しました。社会局老人福祉課というのがあります。私はソールサービス振興指導室長をやっていました。それから老人福祉課長をやり、そこで担当いたしました。榎本、まさに生みの親、省内で介護福祉士制度をつくる法律の作業の責任者であ

た。今日は、介護福祉士の将来像について議論していきたくて考えています。皆さんは介護福祉士に大変関心のある方です。

最初に皆さんから、自己紹介をお願いしますか。

私、厚生労働省保険局長をさせていただいておられます。六十二年当時は社会局におりました。この資格制度の法律を出してから施行までを担当しました。社会局老人福祉課というのがあります。私はソールサービス振興指導室長をやっていました。それから老人福祉課長をやり、そこで担当いたしました。榎本、まさに生みの親、省内で介護福祉士制度をつくる法律の作業の責任者であ



「榎本」からの介護と介護福祉士から介護福祉士へ
コトバネイ 榎本 三郎

専門家が榎本さんだったのです。そうこうするうちに介護福祉士会が発足する。田中さんが会長になられ、この十年余りは、お互いに励まし合ったり、助け合ったりしながらやってまいりました。

榎本 介護福祉士の方々は、試験で資格を取られた方、そして養成施設を卒業された方という二つの混成チームですね。それを統合するのが卒後教育や、介護福祉士会で行うさまざまな研修です。

田中、まさに局長は介護福祉士の親の思いをしておりました。そして、江草先生と江草先生というところで、福祉分野における専門職制度は、昭和四十年代から非常に大きな懸案で、関係者の一つの悲願だといわれていました。当時、そのような専門職があったのは、ソーシャルワーカー系の福祉事務所の専門職。もう一つはケアワーカー系です。これは福祉施設で指導をいただきました。日本介護福祉士会の準備にかりましたのは平成五

年でした。介護福祉士は三万数千人だったのです。それが十年間に三十五万人になった。年間毎年五万人の介護福祉士を目指したいという人々がこの日本の社会にいらっしゃるということですね。国民の期待にこたえるためにどのようにしたらいいのか、まだまだ私たちの課題だと思っております。

榎本、日本では福祉の領域で独立した職能団体がなかったのです。その意味では、初めての福祉領域の職能団体が生まれる。

田中、それが自由である。けれども、本当に大丈夫か

まわっているのです。そのようなものは職能団体として、医師、保健師、看護師のような行政から離れた独自の国家資格を定める必要はないではないかというところで、何度トライアルしてもできなかったのです。

ところが、必要性が出てきたのです。昭和六十年代に入ると、株式会社福祉に参入してくるのが予想されていきました。介護はご家庭でも家庭でやっている行為ですから、この分野はそれが自由である。けれども、本当に大丈夫か

まわっているのです。そのようなものは職能団体として、医師、保健師、看護師のような行政から離れた独自の国家資格を定める必要はないではないかというところで、何度トライアルしてもできなかったのです。

ところが、必要性が出てきたのです。昭和六十年代に入ると、株式会社福祉に参入してくるのが予想されていきました。介護はご家庭でも家庭でやっている行為ですから、この分野はそれが自由である。けれども、本当に大丈夫か

まわっているのです。そのようなものは職能団体として、医師、保健師、看護師のような行政から離れた独自の国家資格を定める必要はないではないかというところで、何度トライアルしてもできなかったのです。

ところが、必要性が出てきたのです。昭和六十年代に入ると、株式会社福祉に参入してくるのが予想されていきました。介護はご家庭でも家庭でやっている行為ですから、この分野はそれが自由である。けれども、本当に大丈夫か

まわっているのです。そのようなものは職能団体として、医師、保健師、看護師のような行政から離れた独自の国家資格を定める必要はないではないかというところで、何度トライアルしてもできなかったのです。

ところが、必要性が出てきたのです。昭和六十年代に入ると、株式会社福祉に参入してくるのが予想されていきました。介護はご家庭でも家庭でやっている行為ですから、この分野はそれが自由である。けれども、本当に大丈夫か

初の福祉職能資格を作る…辻氏 大雪の設立総会に感激…江草氏

辻 福祉分野における専門職制度は、昭和四十年代から非常に大きな懸案で、関係者の一つの悲願だといわれていました。当時、そのような専門職があったのは、ソーシャルワーカー系の福祉事務所の専門職。もう一つはケアワーカー系です。これは福祉施設で指導をいただきました。日本介護福祉士会の準備にかりましたのは平成五

年でした。介護福祉士は三万数千人だったのです。それが十年間に三十五万人になった。年間毎年五万人の介護福祉士を目指したいという人々がこの日本の社会にいらっしゃるということですね。国民の期待にこたえるためにどのようにしたらいいのか、まだまだ私たちの課題だと思っております。

榎本、日本では福祉の領域で独立した職能団体がなかったのです。その意味では、初めての福祉領域の職能団体が生まれる。

田中、それが自由である。けれども、本当に大丈夫か

まわっているのです。そのようなものは職能団体として、医師、保健師、看護師のような行政から離れた独自の国家資格を定める必要はないではないかというところで、何度トライアルしてもできなかったのです。

ところが、必要性が出てきたのです。昭和六十年代に入ると、株式会社福祉に参入してくるのが予想されていきました。介護はご家庭でも家庭でやっている行為ですから、この分野はそれが自由である。けれども、本当に大丈夫か

立法できない。つまり、政府提案できない慣行がありました。けれども、政府として国民のために必要な資格だ、政府として提案したいと考えました。

介護はものすごく大きな需要になる。それに対して、質を保障するのは専門職である。倫理を持った職種を育てなければならぬ。これが一番の担保の方法だということですね。法務局を通ったのです。法案を出そうとした関係者の中の非常に強い反対がありました。なかなか国会に出せないので、それは苦しかったです。

その日は、ものすごく豪雪が東京で降りました。でも、皆全国から集まり、そのときのうれしさはまだまだ忘れません。そして、この十年たつてなんと三万人から三十五万人に増えたという、すごいことです。

これはある意味では予想どおりのことですね。当時、介護の問題は非常に大きな問題になりました。当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

超えても、独自の主体として、国民のために生きていくという職能団体のいるのですね。それで初めて一人前の職能団体です。

私も、これが生まれたいのを待ち続けるわけですね。資格を持った方が出てきたところがある。東京海上火災が会場でした。私は、岡山から新幹線に乗って出かけたのですけれども、豪雪で掛川で止まってしまったのです。着いたら、ちょうど閉会する直前でした。でも、私もお祝いの言葉を申し述べた。そのときの感動といまもいまだに覚えています。

榎本、各地で介護福祉士の国家試験が行われたあと、合格者の人たちが集って自分たちで勉強会をしようとか、前々からヘルパーの方々はいろいろ集まられていて、各地でいろいろな動きがありました。

当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

超えても、独自の主体として、国民のために生きていくという職能団体のいるのですね。それで初めて一人前の職能団体です。

私も、これが生まれたいのを待ち続けるわけですね。資格を持った方が出てきたところがある。東京海上火災が会場でした。私は、岡山から新幹線に乗って出かけたのですけれども、豪雪で掛川で止まってしまったのです。着いたら、ちょうど閉会する直前でした。でも、私もお祝いの言葉を申し述べた。そのときの感動といまもいまだに覚えています。

榎本、各地で介護福祉士の国家試験が行われたあと、合格者の人たちが集って自分たちで勉強会をしようとか、前々からヘルパーの方々はいろいろ集まられていて、各地でいろいろな動きがありました。

当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

超えても、独自の主体として、国民のために生きていくという職能団体のいるのですね。それで初めて一人前の職能団体です。

私も、これが生まれたいのを待ち続けるわけですね。資格を持った方が出てきたところがある。東京海上火災が会場でした。私は、岡山から新幹線に乗って出かけたのですけれども、豪雪で掛川で止まってしまったのです。着いたら、ちょうど閉会する直前でした。でも、私もお祝いの言葉を申し述べた。そのときの感動といまもいまだに覚えています。

榎本、各地で介護福祉士の国家試験が行われたあと、合格者の人たちが集って自分たちで勉強会をしようとか、前々からヘルパーの方々はいろいろ集まられていて、各地でいろいろな動きがありました。

当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

超えても、独自の主体として、国民のために生きていくという職能団体のいるのですね。それで初めて一人前の職能団体です。

私も、これが生まれたいのを待ち続けるわけですね。資格を持った方が出てきたところがある。東京海上火災が会場でした。私は、岡山から新幹線に乗って出かけたのですけれども、豪雪で掛川で止まってしまったのです。着いたら、ちょうど閉会する直前でした。でも、私もお祝いの言葉を申し述べた。そのときの感動といまもいまだに覚えています。

榎本、各地で介護福祉士の国家試験が行われたあと、合格者の人たちが集って自分たちで勉強会をしようとか、前々からヘルパーの方々はいろいろ集まられていて、各地でいろいろな動きがありました。

当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

超えても、独自の主体として、国民のために生きていくという職能団体のいるのですね。それで初めて一人前の職能団体です。

私も、これが生まれたいのを待ち続けるわけですね。資格を持った方が出てきたところがある。東京海上火災が会場でした。私は、岡山から新幹線に乗って出かけたのですけれども、豪雪で掛川で止まってしまったのです。着いたら、ちょうど閉会する直前でした。でも、私もお祝いの言葉を申し述べた。そのときの感動といまもいまだに覚えています。

榎本、各地で介護福祉士の国家試験が行われたあと、合格者の人たちが集って自分たちで勉強会をしようとか、前々からヘルパーの方々はいろいろ集まられていて、各地でいろいろな動きがありました。

当時は、施設関係者とか施設の協議会から労働組合でもうけるのかなというふうな感じでした。県や県社協が理解して下さることもあれば、そうではないところもあり、非常に厳しい状況だったのです。

今、一本の介護福祉士会ができていくということは素晴らしいことですね。全日本介護福祉士会、全国介護福祉士会、日本介護福祉士会のようになりました。困るでしょう。

在野の仕事がされている方も、施設の仕事をされている方も、障害とか、いろいろな領域それぞれがバラバラにならないで来たという点も、すごく大切なことです。

田中、あのとき、数千人立

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

■職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

■職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリエーター養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

■加入できる職員

●社会福祉事業に従事する職員その他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

■職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

■地域に密着した事業

- 会員交流事業

■職員の余暇活用のために

- 指定保養所…厚生年金宿泊施設等 全国に273か所
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動支援
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー

■掛金

●掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル
TEL 0120-292-711
FAX 0120-292-722
<http://www.sowel.or.jp/>
 社会福祉法人 福利厚生センター
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル

魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

ち上げたのですけれども、みんなが誇りをもって職能団体をつくらしたという思い

社会福祉の領域でも大きな変化だったと思うのです。そのような意味で、厚生行政

政治にとって介護福祉士の存在感ということについてお話しただけですか。

お話しください。田中 現場における変化といえは、十年間の中で、約三十二万の方々が介護福祉士の資格をとったということ

十年で大変化した福祉：栃本氏 誇りと技術は自己研鑽から：田中



辻 その後の非常に大きな変化は介護保険の導入です。介護福祉士をやっている

障害者の世界もこの十年で大きく変わりましたね。江草 十年の間にやらかわらないことも広がったわけですが、介護福祉士そのもの

介護が看護とどのような関係にあるのか、これが障害者の場合どうかといいますが、健康な方だけを中心に議論すればいいということ

田中 現場における変化といえは、十年間の中で、約三十二万の方々が介護福祉士の資格をとったということ



「あ、そのころが介護保険入れる時期だな」ということを、当時の厚生省の将来を考えた担当者にはほほ思いうようになったのです。

「一番悩んだのは、痴呆についてのケアの教育カリキュラムがきちんできていなかった」といいます。ところが痴呆がどんどん大きなテーマになって、今の特養、老健施設の入所者の八割が痴呆のお年寄りです、ケアの重点が痴呆に移ってきているわけですね。

田中 私は介護する人という言い方はあまり好きではないので、サポートだと思っ



「あ、そのころが介護保険入れる時期だな」ということを、当時の厚生省の将来を考えた担当者にはほほ思いうようになったのです。

田中 私は介護する人という言い方はあまり好きではないので、サポートだと思っ



「あ、そのころが介護保険入れる時期だな」ということを、当時の厚生省の将来を考えた担当者にはほほ思いうようになったのです。

田中 江草先生と十年前に

「あ、そのころが介護保険入れる時期だな」ということを、当時の厚生省の将来を考えた担当者にはほほ思いうようになったのです。

田中 現場における変化といえは、十年間の中で、約三十二万の方々が介護福祉士の資格をとったということ

田中 現場における変化といえは、十年間の中で、約三十二万の方々が介護福祉士の資格をとったということ

田中 現場における変化といえは、十年間の中で、約三十二万の方々が介護福祉士の資格をとったということ

2004年ケアマネジャー試験を目指すあなたに！ <2004.3月開講>

少しでも早めに学習をスタートさせてください

★「年々難しくなるケアマネジャー試験」といわれていますが、極端に難しくなったわけではありません。試験の基本知識と傾向をシッカリ押さえれば大丈夫です。…この講座は、独自のテキストで試験の重要ポイントを学習後、全5回の模擬試験を実施し、合格できる力を確実に養います。毎年、試験勉強に時間が取れずに失敗する人がいます。個人差はありますが、少しでも早い時期に学習をスタートさせてください。わからないところを1つひとつ解決する。…これが合格への第一歩です！

教育訓練給付制度は、受講料の一部が国から支給される制度です。支給額/雇用保険被保険者期間が5年以上→40% 3年以上5年未満→20% ※教育訓練給付金の受給資格については、当事業部またはご住所管轄ハローワークへお尋ねください。

通信教育講座 **介護支援専門員在宅合格講座**

〈すいせん〉 中島 健一 (日本社会事業大学社会福祉学部助教授)

●Aコース(全科目) 60,000円 ●Bコース(介護福祉士) 50,000円 ●Cコース(簡) 40,000円

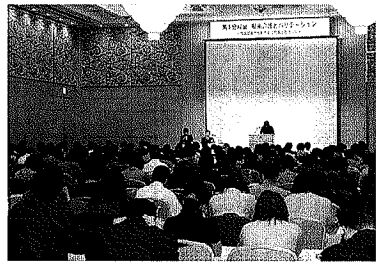
教育訓練給付制度 厚生労働省指定通信教育 <教育訓練講座指定番号> 13609-011001-0

資料請求、お問い合わせは、

TEL ☎0120-989-148 FAX ☎0120-989-149

IGOアイ・ジー・オーケアマネ事業部 〒177-0051 東京都練馬区関町北2-30-6 http://www.i-g-o.com

介護専門職としての痴呆介護とは



第一事例では、在宅支援センターに勤務する介護支援専門員により、痴呆性高齢者及びその家族のケアプラン策定における課題、バリデーションアプローチにおける事業所間の差異と介護支援専門員の役割について考察が発表された。

ケアプラン作成段階で本人より、家族の負担を勘案し、レスパイトを優先させたこと、ケアマネジメントではなくサービスの組み合わせに注目があつたこと、自身に失敗を見出し、今後、ケアプランの中にバリデーションテクニックを落とし込み、本人の生活を介護サービス利用で安定するようにプランニングするべきであると痛切に感じた。

第二事例では、介護療養型医療施設に勤務する発表者から、集団レクレーションに馴染めない痴呆性高齢者に過去の生活体験を取り入れたアクティビティケアを実施する事で、次第に笑顔がみられるようになった。

人よりの、家族の負担を勘案した等の変化が現れ、自発的、自主的な行動に繋がっていったという発表があつた。

二つの事例に対して篠崎氏より、「介護福祉士は上から見下ろす、観察する人ではなく側について欲しい人であつて欲しい。利用者の気持ちを聞く、共感する気持ちを持つことに専念性があり、介護福祉士は人間が相手である。その為の研究、発表が行えるようになる必要がある」との助言を頂いた。

また、「痴呆介護とバリデーション」の講義があり、介護専門職としての痴呆介護の新しいあり方を認識できた分科会であつた。

支援費制度施行後の実践例から



第三分科会では、支援費制度実施半年の実践を踏まえ、「障害者ホームヘルプサービスにおける経営戦略」「心のサポート」について病利用者への自立支援の二事例が報告された。

障害者介護とは生活支援であり、利用者自身が自分の人生を設計し自立生活を

送る。それを支援する幅広い力量が求められている。今後も支援費制度は継続される予定、経営的には介護保険との併用型が地域のニーズを支えるためには適切である。

二事例目の報告では、非常対応が困難なうつ病の利用者への介護実践を通じて、今後は精神的疾病をもったケースが多くなることは明らかであり、ケアの質も高めていかねばならない。

まとめとして助言者より支援費制度の課題として三つの提案がなされた。

①利用者本位、障害者本位であるか。一連の過程で

分科会から

第3分科会

「障害者介護について」
～障害者介護と支援費制度について～

《プレゼンター》 坂本洋一氏 (和洋女子大学家政学部教授)

《事例発表者》 福田育弘 (京都府介護福祉士会)
毛利満則 (福岡県介護福祉士会)

《コーディネーター》 戸来陸雄 (日本介護福祉士会副会長)

《書記》 三井早苗 (香川県介護福祉士会)

第1分科会

痴呆介護とバリデーションについて
～現状認識から新たな方向性を目指して～

《プレゼンター》 篠崎人理氏 (きのこ老人保健施設施設長)

《事例発表者》 高橋幸子 (宮城県介護福祉士会)
切戸貴美子 (神奈川県介護福祉士会)

《コーディネーター》 神宝誠子 (日本介護福祉士会理事)

《書記》 田中美保子 (岡山県介護福祉士会)

第4分科会

「介護福祉学の構築について」
～教育現場及び実践現場から専門性の確立と介護福祉学の構築を目指す～

《プレゼンター》 井上千津子氏 (金城大学副学長)

《事例発表者》 西村洋介 (福岡県介護福祉士会)

《コーディネーター》 因 利恵 (日本介護福祉士会理事)

《書記》 賀戸麻里子 (福岡県介護福祉士会)

第2分科会

「自立支援に向けた介護の取り組みについて」
～QOLの向上及び自立支援に向けた介護事例を通して介護の専門性を考える～

《プレゼンター》 蛭江紀雄氏 (広島文教女子大学教授)

《事例発表者》 松田祥子 (富山県介護福祉士会)
榎木真吉 (大阪府介護福祉士会)

《コーディネーター》 高柴広子 (広島県介護福祉士会理事)

《書記》 前山由里子 (広島県介護福祉士会)

科学的根拠のある介護を意識して



第一事例は、退院後の在宅生活が困難になり介護老人保健施設に入所したが、個室という空間から抜け出せないでいたものの、職員の声かけによって苑生活になじむことができ、個別ケアの大切さを提唱したものであった。

第二事例は介護老人施設の職員がミュージックケアという手法を会得し、地域へ出かけることによって入所者への接し方が変わり、施設が生き生きとなったという報告。

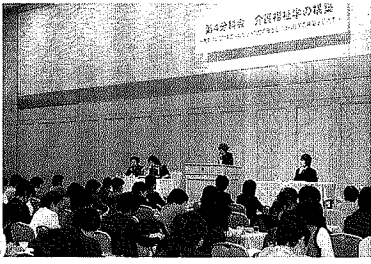
フロアからはアセスメント、ケアプラン、カンファレンスの添付の必要性、状態の改善によっては在宅復帰の目標があるか等の質問があつた。

助言者からは「福祉とは生活の自立を支える援助であり、その援助は過不足があつてはならない。そのためのアセスメントであり、ケアプランであること。足りないところは補い、できるところは支持する。心身の

職員がミュージックケアの安定を確保し、生きる意欲、残存能力をいかに生かすか、福祉の専門性が問われるところである。老人は、今日がよい日だったと思えば明日へのエネルギーとなる科学的根拠のある介護を日々意識して行うことが大切である。共に共感し、喜ばれる仕事。自分が納得し、社会も納得できる仕事のできる介護福祉士を期待している」と結ばれた。

コーディネーターから事例発表時のアセスメント、ケアプランの添付、介護福祉士としてどう関わったか等、他の職能団体に恥じない事例発表であつてほしいとのコメントがあつた。

多事例から法則を導き出す「学」



初めに、井上千津子副学長から次のようなプレゼンテーションがあつた。

介護は看護的知識・技術に近いものと考え、何とかなってきたことから原理・原則の抽出をできなかった、また生活概念を明確にしてこなかった。介護を学問とするためには、①人権

の尊重、②自己実現、③自立性、④潜在的可能性の発見と拡大、⑤社会性の維持(思想)・価値が必要。

介護は「生きていく」主体となるように生活を支えるものである。介護福祉学の構築のためには次の三つのことが重要である。一つは実践(事例)を整理し、データを作り、共通項から原理・原則を導き出すこと。二つ目は、原理・原則を個別化する技術が必要であること。三つ目は、家政学や看護学等の「学」を引き寄せ統合し、独自の学問をつくること。

事例発表は病院勤務の養

学から

終末期リハビリテーションは、「予防的介護手法」として、今後ますます必要とされるリハビリテーション活動である。リハビリテーションが「人間らしく生きる権利の回復」であるならば、最期の最期まで人間らしくあるように、周りの者は手助けをする必要があり、痛みや苦しみを軽減するような技術を提供すべきである。本書は終末期リハビリテーションの考え方と手法の決定版である。

終末期リハビリテーション

リハビリテーション医療と福祉との接点を求めて

●著者/大田仁史 ●A5判/102頁 ●定価¥1,470円(本体1,400円)

第I章 介護保険と介護予防/●介護予防にも終末期リハビリテーションの考え方を支える制度

第II章 リハビリテーション医療の流れ/●リハビリテーション医療の流れ ●どこまでが維持期か ●高齢者とリハビリテーション

第III章 終末期リハビリテーション/●思想としての終末期リハビリテーション ●定義 ●手法はあるか ●評価

実技・終末期リハビリテーション

●監修・著者/大田仁史、伊藤直栄 ●著者/真寿田三葉 ●B5判/104頁 ●定価¥2,520(本体2,400円)

第I章 思想と手法の概略/●リハビリテーション医療・ケアの流れ ●終末期リハビリテーションの定義 ●手法の概略 ●リハビリテーション医療と福祉との接点 ●有終の美を飾るために

第II章 終末期に関わる際の配慮/●心理面 ●身体面

第III章 終末期における目標と実践/●清潔を保つ ●不動による苦痛の解除 ●不作為による廃用症候群の予防 ●関節の著しい変形拘縮の予防 ●呼吸の安楽 ●可能なかぎりの経口摂取 ●尊厳ある排泄方法の確保 ●家族へのケア

第IV章 終末期における住環境/●静かで落ちついた環境 ●部屋の条件 ●寝具の条件

障害受容

意味論からの問い

●監修/大田仁史 ●著者/南雲直二 ●A5判/184頁 ●定価¥1,575(本体1,500円)

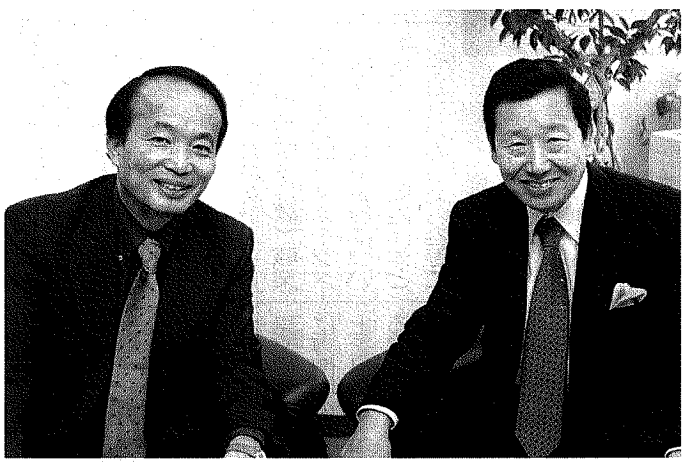
お申し込み・お問い合わせは

株式会社 荘道社

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-7-9
TEL 03-3222-5315
FAX 03-3222-1577
http://www1.odn.ne.jp/cch92600/index.html
●最寄りの書店でもお求めいただけます

対談

日本介護福祉士養成施設協会との連携



日本介護福祉士会副会長 石橋真二 V S 日本介護福祉士養成施設協会副会長 小林光俊氏

●介護福祉士の質の向上と専門教育
石橋 介護福祉士制度ができて十五年がたちました。介護福祉士の質の向上のために、私も職能団体と介護福祉士養成施設協会が、これからの連携をどうしていく必要があるのではないかと考えています。

財団の助成で、まずは三百年間で教育シミュレーションをやってみようというところから始めています。石橋 専門性を高めるためには、生涯研修を受けるだけでなく、何らかの形で認定を受ける制度、将来目標を持ってできるような認定資格が是非必要だということですね。

介護教員講習会を開設：小林氏

石橋：学会設立で専門性を追求

小林 いろいろな角度から介護保険が導入されて、社会福祉の基礎構造改革が行われて、生活支援の中でも特に自立に關しての支援が重要だという打ち出され方をしてきました。これは非常に幅広いわけですね。それを行う介護福祉士は、大変幅広い勉強しなければいけないというところになるわけです。

小林 専門性に基つてそれぞれの研修教育制度も構築する必要があります。その中で、介護が重要なテーマの一つであると思えました。石橋 中間報告の提言もここに、生涯研修を体系化しているところですね。また、専門分野の認定制度も検討しています。

小林 今、痴呆の専門性、在宅福祉の専門性について検討を始めています。石橋 養成期間とカリキュラムの問題を含め、今後十分検討する必要があります。小林 専門職の成り立ちをみれば、例えば医師にしては、今から百数十年前に医師の教育が始まったとき、医学専門学校で始まっています。最初の医学専門学校は、やはり三年コース

です。それが大学制度になり、そして六年になり、来からは研修も含めて八年になる。なぜそのように教育期間が長くなってきたのかと言えれば、それだけ覚えなければならぬ治療や症例、薬や処方箋などという範囲が広がり、いろいろなかことが開発されてきているから、知識として覚えなければならぬものが増えてきている。だから教育期間が長くなるざるを得ないわけです。

石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 新らしい介護福祉士は、養成校から三万五千人、国試組で四万人ということになります。六万五千人も年間に誕生する。けれども、そのように介護福祉士をたくさん養成して、職業としてきちんとその専門性を生かして職場で活躍できる道が確立できているのかどうかというところは重要な問題ですね。

石橋 そうですね。介護福祉士の将来展望を考えると、数はともかく、質の確保に不安があります。早急に養成のあり方を見直し、他の専門職と肩を並べられるように全員の者に国家試験を導入することが望ましいと思います。一定の経過措置は必要と考えますが。

石橋 今日では連携というテーマで、いい話が聞けたと思います。また、後輩育成のために両団体の連携の必要性を強く感じました。今後、実のある連携を行ってまいりたいと思っております。ありがとうございます。(文責：編集部)

科学的検証を学会で

小林 お医者さんとか、科学言われる厳しいところを自分で実体験しながら専門職としての地位を確立されています。現場のことをきちんと踏まえたうえで専門職として活躍されている。だから、社会的な評価も高いということですね。

石橋 現場の人たちは、現場は強いけれども、学問としての研究方法や発表方法などについてはあまり得意とはいえないですね。そのような対応も含めて、介護福祉学を自ら構築していくこと、思っているのです。

石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

小林 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。石橋 介護福祉士の制度は十五年たちましたが、創設された頃と比べ、求められている教育内容が本当に幅広くなっています。

介護福祉士リーダー研修開催要綱

(初任者研修のための講師養成講座)

- 日時 平成16年1月11日(日)13時20分～1月13日(火)12時
- 会場 ホテルJALシティ広島 TEL 082-223-2580
- 研修内容
 - 1日目(1月11日)
 - 13:20～ 開講式・オリエンテーション
 - 13:30～ 【講義1】行政説明
 - 14:40～ 【講義2】介護福祉士としての基本的態度
 - 16:00～ 【講義3】介護福祉士の専門性と職業倫理
 - 18:00～ 交流会
 - 2日目(1月12日)
 - 9:00～ 【講義4】介護技術
 - 10:40～ 【演習1】介護技術の指導案作成
 - 12:30～ 【講義5】介護福祉士の成り立ちと関連法規
 - 14:10～ 【演習2】介護福祉士の成り立ちと関連法規の指導案作成
 - 15:20～ 【講義6】介護福祉士の仕事とコミュニケーション
 - 17:00～ 【演習3】介護福祉士の仕事とコミュニケーションの指導案作成
 - 3日目(1月13日)
 - 9:30～ 【講義7】初任者研修プログラムの組み方
 - 10:40～ 【講義8】教授法
 - 12:00～ 閉講式
- 対象
 - ①今後、各都道府県(支部)において、初任者研修を担当する予定の介護福祉士
 - ②現に各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わっている介護福祉士、及び今後、携わる予定の介護福祉士
 - ③今後、各都道府県(支部)において、介護福祉士等を対象に後継者育成に携わる予定の介護福祉士
 前回参加されなかった支部は、ぜひご参加ください。
- 定員 100名(各都道府県支部2名程度)
- 参加費 3,000円(資料・昼食代含む) 交流会費 5,500円(1日目)
- 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局

日本介護福祉士会

ドイツへ視察団派遣

十月二十九日から十一月四日までの七日間、講師として付き添われた上智大学教授・橋本一三郎氏、田中雅子会長を含め総勢十二名が、日本介護福祉士会として第二回目のドイツ視察研

修を行った。ベルリン市内のDBFK(ドイツ看護(介護)職業連盟)を訪問。マネージャーサービスや評価について講義を受け、職能団体としてお互いの事業内容等に

ついて意見交換を行い、これを機に今後情報交換・意見交換等を通じて、お互いに専門職の社会的評価の向上を目指し、交流を継続する意思を確認した。ソーシャルステーション

を訪問。ドイツ赤十字病院の看護学校のカリキュラム内容、ケアに伴う学習状況などのレクチャーを受けた。この特色は、一つテーマを決めると全学科で関連した授業を行っていることだった。

「MDK(介護金庫)では介護支援・介護保険セミナーで、ドイツの介護保険制度、介護認定、苦情処



DBFKの事務室で



看護学校の看護学教員から老人看護学についてカリキュラムの説明を受ける



フーガクリニックでアニマルセラピーが行われていた

理の流れ、第三者評価などについて現在の状況を学んだ。

フーガクリニック老人福祉施設、デイケアセンター・ソーシャルステーションでは、実際の介護現場を視察して、生活の継続性・個別性を大事にしている施設の方針、自立を促す五感への働きかけ、それに伴う十七領域の介護計画の内容、介護スタンダード等についても学ぶことができた。また、ドイツで生まれた介護技術「キネステティック」のミニコースを体験することができた。



キネステティックセミナーのミニコースを体験

「痴呆の人とともに暮らす町づくり地域活動推進キャンペーン」

△目的 痴呆性高齢者を地域で支える先進的活動を広く全国から募集して「国際アルツハイマー病協会第二十四回国際会議・京都・2004」の場において顕彰し、同時にその活動内容を発表して経験を学びあうことで、痴呆の人の本来の力を生かすとともに暮らす新しい町づくりの活動を全国で育むことを目的とします。

▽課題・応募方法 あなたが町で行っている痴呆性高齢者ケア実践活動の取り組み

●今後の会議の予定

【第二回都道府県介護福祉士会会長会】
▽日時 平成十六年一月二十三日(金)二十四日(土)
▽場所 ウィリング横浜

◁支部のイベント(順不同)

広島県介護福祉士会

【設立十周年記念行事】
介護福祉士の専門性と今後のあり方、
▽日時 平成十六年二月二十一日(土)二十三日(日)十六時三十分
▽会場 広島県健康福祉センター大研修室
▽内容・講師 記念講演「介護福祉士の誕生と資質の向上」 蛭江紀雄氏(広島文教女子大学教授)、基調講演「介護福祉士の専門性」 廣山初江(広島県介護福祉士会会長)
▽定員 三百名
▽参加費 会員千円・一般三千円・学生五百円
▽申し込み方法 氏名・住所・電話番号・会員番号を記入の上お申込みください。
▽申込締切 一月十日(土)
▽申し込み先 広島県介護

イベント

を求めて十周年を迎えた「介護福祉士会」田中雅子(日本介護福祉士会会長)、シンポジウム「介護福祉士の果たす役割について」コディネーター・上原千寿子氏(広島YMCA健康福祉専門学校校長)、シンポジスト・岡崎仁史氏(広島県社会福祉士会会長) 宮本純子氏(広島県看護協合理事) 廣山初江(広島県介護福祉士会会長)

◁他団体のイベント

【痴呆の人とともに暮らす町づくり地域活動推進キャンペーン】
△目的 痴呆性高齢者を地域で支える先進的活動を広く全国から募集して「国際アルツハイマー病協会第二十四回国際会議・京都・2004」の場において顕彰し、同時にその活動内容を発表して経験を学びあうことで、痴呆の人の本来の力を生かすとともに暮らす新しい町づくりの活動を全国で育むことを目的とします。

▽課題・応募方法 あなたが町で行っている痴呆性高齢者ケア実践活動の取り組み

▽申し込み方法 氏名・住所・電話番号・会員番号を記入の上お申込みください。
▽申込締切 一月十日(土)
▽申し込み先 広島県介護

兵庫県介護福祉士会

【ウィンターセミナー】
▽日時 平成十六年一月二十四日(土)九時三十分～十五時
▽会場 神戸市勤労会館
▽内容・講師 「精神障害者の理解と相談援助法」 岩間文雄氏(関西福祉大学社会福祉学部)、「口腔ケアと摂食嚥下障害」 誤嚥性肺炎について 松田西一氏(尾崎市歯科医師会)

専門性が支える介護福祉の充実のために

この『介護福祉』は、介護福祉士の皆様の自己研鑽のため、また、施設等における介護職員の資質向上のための必携の書として大変好評を得ています。本誌は、日常の介護業務において、そこで求められる介護行為・動作等について、論理的根拠を医学・心理学・解剖学・看護学その他の面から、分かりやすく解説するほか、介護福祉士として是非知っておいていただきたい専門知識や技術・福祉機器の活用など、介護に関する最新情報を提供しています。

冬季号(15年12月発行) 特集テーマ「感染症」
春季号(16年3月発行) 特集テーマ「生活活性化」

介護福祉士向け専門情報誌

介護福祉

☆発行回数 年4回/春・夏・秋・冬号
☆購読料(年) 3,440円(4号分・送料含む)
☆申込み先 財団法人社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
TEL 03-3486-7511 FAX 03-3486-7514
インターネットによる申込 <http://www.sssc.or.jp>
郵便振替口座 00120-5-138401

社団法人 日本介護福祉士会

高齢者リハ研

中間報告まとめる

厚生労働省の高齢者リハビリテーション研究会(座長 上田敏・日本障害者リハビリテーション協会顧問)は二月二十九日、「高齢者リハビリテーションのあるべき方向」と題した中間報告書をまとめた。

同報告書は、最近の軽度の要介護者の増加を踏まえ、介護予防・リハビリテーションの確立が急務となつたことを受けてまとめられた。これからの高齢者リハビリテーションの方向性を示したもので、今後、老健局において具体化に向けた研究事業等を実施する。以下、要旨を採録する。

●ポイント1「高齢者リハビリテーションの現状と課題」
「高齢者リハビリテーションの現状」以下の課題があり、満足すべき状況には至っていない。
○もともと重点的に行われるべき急性期リハビリテーション医療が十分である。
○長期間にわたる効果が明らかでないリハビリテーション医療が行われている。
○医療から介護への連続するシステムが機能していない。
○介護保険施行後に見えてきた課題

●ポイント2「要介護状態の原因疾患」
○軽度の要介護者が増加している原因疾患とは異なる。
○死亡の原因と要介護状態の原因疾患との関係について、下の三つのモデルの対策が必要。
①脳卒中モデル
②廃用症候群モデル
③徐々に生活機能が低下するタイプ(骨関節疾患など)

●ポイント3「高齢者リハビリテーションの三つのモデル」
○廃用症候群のように徐々に生活機能が低下するものや痴呆についての対応がこれまで不十分。
○高齢者の状態に応じた、以下の三つのモデルの対策が必要。
①脳卒中モデル
②廃用症候群モデル
③徐々に生活機能が低下するタイプ(骨関節疾患など)

●ポイント4「高齢者リハビリテーションの実施方法」
○疾患の発症直後の急性期に治療と並行して実施。
○必要な時期に短期間に集中して実施。
○必要な時期に期間を限定して計画的に実施。
●ポイント5「高齢者リハビリテーションの基本的な考え方」
1 高齢者の状態に応じた対応
2 廃用症候群対策
3 過度の安静、過剰な介護は、廃用症候群を惹起させる危険。
4 生活を支えるという目標を個別的、総合的なサビシステムで提供
5 評価に基づいた計画的な提案

●ポイント6「現行サビシステムの見直し」
1 介護予防の強化
2 (以下略)
●ポイント7「システムと基盤整備」
○地域リハビリテーションシステム
○予防、医療、介護の多事業者間の情報交換、連携の推進。
○国民ひとりひとりがリハビリテーションについて理解を深めることが重要。
○生活機能低下をいち早く把握して、自ら積極的にリハビリテーションを行う。(専門職)
○予防、医療、介護にかかわる専門職は、リハビリテーションについて、十分に理解することが求められる。
○特に、かかりつけ医、介護支援専門員、保健師等の役割は重要。
○今後の専門職の教育にリハビリテーションの考え方を十分に反映させていくことが必要。

●ポイント8「国民と専門家に求められること」
○国民ひとりひとりがリハビリテーションについて理解を深めることが重要。
○生活機能低下をいち早く把握して、自ら積極的にリハビリテーションを行う。(専門職)
○予防、医療、介護にかかわる専門職は、リハビリテーションについて、十分に理解することが求められる。
○特に、かかりつけ医、介護支援専門員、保健師等の役割は重要。
○今後の専門職の教育にリハビリテーションの考え方を十分に反映させていくことが必要。



全国選出理事選挙の結果に関する公示

1. 代議員総数 144人
2. 投票総数 140票
3. 有効投票総数 122票
4. 無効投票数 18票
5. 得票数および当選者名簿(得票数順・50音順)

当落	氏名	所属支部名	得票数
当選	田中 雅子	富山県	14
当選	内田千恵子	東京都	11
当選	山路喜代子	兵庫県	11
当選	石橋 真二	香川県	10
当選	井原 慶子	大阪府	10
当選	岡田 史	新潟県	10
当選	神宝 誠子	岡山県	10
当選	野口 渉子	千葉県	10
当選	藤花由美子	大分県	9
当選	松隈 直美	佐賀県	9
当選	上村 富江	長野県	8
当選	米澤 洋子	北海道	7
当選	清水 恒貴	岐阜県	3
落選	白仁田敏史	長崎県	0

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

平成16年度 役員改選

平成十六年度役員改選にかかる理事候補者選出は、正会員理事のうち、全国選出理事については、代議員を選挙権者とした投票による選挙が一月十五日から二月三十日にかけて実施されました。二月五日に選挙管理委員会により開票が行われ(写真)、開票結果が公示されました。

ブロック選出理事予定者についてはすでに前号ニュースにおいて公示されていますので、これにて正会員理事予定者が揃いました。ひきつづき、正会員以外の理事(外部理事)予定者の理事(外部理事)予定者

十人と監事が、今年度の理事選出に選出されることになっていきます。その後、これらの理事予定者全員を互選により正副会長を全国選出理事予定者の中から選出します。互選

は「役職者の互選規程」に基づき選挙管理委員会の管理の許に選挙が実施され、会長立候補者については四月十五日のニュースを通じて公示されます。選挙結果は通常総会で報告、承認される予定になっていま

役職者の互選に関する公示

平成16年2月15日

社団法人日本介護福祉士会 選挙管理委員会

以下のとおり、平成16年度役員改選にかかる役職者の互選を行うので公示します。

- 1 選出する役職者
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人以内
- 1 選出する役職者の任期

平成16年5月の通常総会から平成18年の通常総会まで
- 1 選出方法

概ね4月から5月に役職選考会を開催し、無記名投票で理事予定者全員により会長立候補者に対する選挙を実施する。理事定数の過半数得票者を次期会長内定者とする。最多得票者が定数の過半数に満たない場合は2位得票者と決選投票を行い、その最多得票者を会長内定者とする。

副会長は、会長立候補者が立候補の際3人以内の副会長候補者を指名し、会長内定に伴い副会長内定者となる。

- 1 立候補の受付

2月16日から3月15日を立候補届出期間とし、所定の立候補届出を郵送により提出する。届出期間の消印を有効とする。
- 1 立候補者の要件

会長立候補者、副会長候補者はともに全国選出理事予定者でなければならない。

※補足
役職選考会の日程は、次回ニュースおよび本会ホームページを通じて公示します。
役職選考会の選挙結果は、本会ホームページを通じて公示し、平成16年度通常総会において選挙管理委員会より正式に報告します。

第2回都道府県会長会議を開催

一月二十三日(金)・二十四日(土)の二日間、ウイニング横浜(神奈川県横浜市)において平成十五年第二回都道府県介護福祉士会会長会議が開催された。

今回の会議では、平成十七年度から介護福祉士国家試験導入が検討されている介護技術講習会に向けた検討と、今年三月二十七日に開催が予定されている第一回日本介護学会が、本会の組織強化の協議や介護福祉士生涯研修制度とも大きく取り上げられた。

説明が行われた。厚生労働省に設けられた「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」において今まさに検討

が進められている資料を提示しながら、その最新の検討の方向性について説明された。

その後、平成十五年度事業について、組織強化、介護福祉士生涯研修制度、研修、広報・事業、調査研究等それぞれ各委員長から報告を行った。

二日目は全体会を行い、各ブロック協議の報告から始まり、協議されたテーマについての質疑が行われ、今後よりいっそう各支部の組織強化を進めていくことを共通の認識事項として会議を終了した。

介護技術講習会および カリキュラム修正(案)を検討

介護技術講習会の主任指導者及び指導者の養成講習会の開催について(案)

1. 目的

介護技術講習会の主任指導者及び指導者を養成することを目的とする。

2. 受講対象者

(1) 主任指導者(実技試験委員会の資格要件をベースとする)

①指定養成施設において社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則別表第四に定める専門科目を5年以上教授(指導)した経験有する者

②介護福祉士、保健師、助産師または看護師の資格を得た後10年以上実務に従事した経験を有する者

③厚生労働大臣が②に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(2) 指導者(養成施設の介護実習等の教員資格要件をベースとする)

高等学校、旧制高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、かつ、介護福祉士、保健師、助産師又は看護師として、原則として、5年以上実務に従事した経験を有する者。

3. 実施主体

(1) 主任指導者の養成講習会
(社) 日本介護福祉士養成施設協会等

(2) 指導者の養成講習会
(社) 日本介護福祉士養成施設協会等

4. 開催要綱

1) 主任指導者の養成講習会

(1) 開催回数
東京及び大阪各2回開催

(2) 実施場所
介護福祉士養成施設等

(3) カリキュラム(省略)

(4) 講師
主任指導者の養成講習会の講師として必要な知識及び経験があると認められる者

(5) 養成数
延べ 1,764人(受講者70,547÷40)
実人員 600名程度(東京・大阪に振り分ける)

2) 指導者の養成講習会

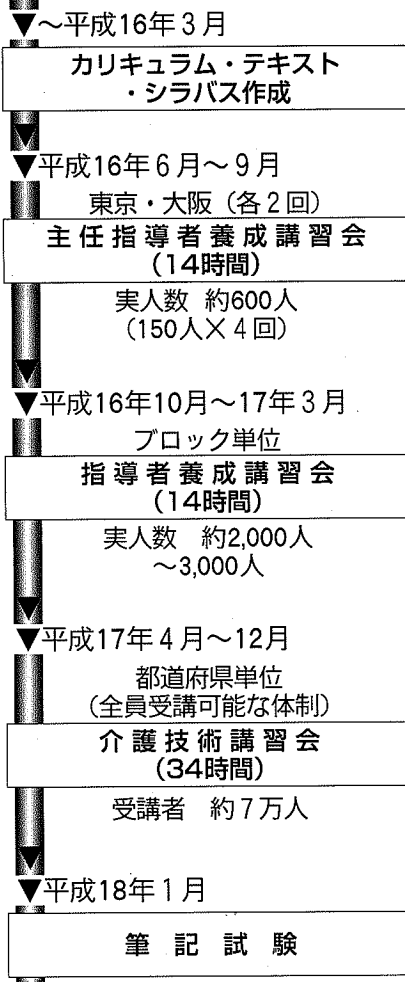
(1) 実施場所
介護福祉士養成施設等

(2) カリキュラム(省略)

(3) 講師
主任指導者

(4) 養成数
延べ 8,820人
(受講者70,547÷40×5)0
実人員 2,000名~3,000名程度

介護技術講習会実施までの流れ(案)



介護技術講習会のカリキュラム(案)

1 介護技術

項目	目標	講習内容	時間
介護過程の展開	事例に基づき介護過程等の講義及び演習を行い、原則を確認する。	①介護における目標等の講義 ②事例に基づく介護過程に関する講義 ③事例検討	6
コミュニケーション技術	コミュニケーションの技法の原則を確認する。	①コミュニケーションの技法に関する講義及び演習	2.5
移動の介助等	移動及び安全・安寧の介助の原則を確認する。	①社会生活維持拡大への技法に関する講義及び演習 ②安楽と安寧の技法に関する講義及び演習	6
排泄の介助	排泄の介助の原則を確認する。	①排泄の介助に関する講義及び演習	5
衣服の着脱の介助	衣服の着脱の介助の原則を確認する。	①衣服の着脱の介助に関する講義及び演習	3
食事の介助	食事の介助の原則を確認する。	①食事の介助に関する講義及び演習	3
入浴の介助等	入浴・身体の清潔の介助の原則を確認する。	①入浴の介助に関する講義及び演習 ②身体の清潔の介助に関する講義及び演習	5
合計			30.5

2 修了認定

項目	目標	内容	時間
総合評価	介護技術の総合評価を行う。	①事例を通して、介護技術の総合評価を実施	3.5
合計			3.5

(総計 34時間)

※(土・日の2日)×2Wで1クールのイメージ(具体的な実施方法は実施主体の判断による。)
※介護技術及び終了認定の開始にあたり、オリエンテーションを各30分程度実施すること。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」第3回資料より抜粋

一月二十九日に第三回「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」が開催された。

この検討会では、介護福祉士試験を受験しようとする者を対象とした介護技術講習会を開催し、同講習会を終了した者には介護福祉士実技試験を免除する制度を導入するとともに、同講習会の導入による介護福祉

士実技試験の負担軽減を通じて介護福祉士実技試験の適正化を図ることにより、介護福祉士の質の向上を図ることを目的として、昨年からの検討が行われていた。今回の検討会では、講習会開催までのタイムスケジュールや介護技術講習会のカリキュラムの一部修正(案)が検討された。

主な改正点は、リーダー指導者養成講習会の講師の養成とリーダー指導者養成講習会を一本化し、主任指導者養成講習会として東京と大阪で各二回を行うことになったこと、介護技術講習会のカリキュラムの時間を三十五時間から三十四時間とし、日程では四日間研修を修了できることなどである。修了認定の方針については、今後、さらに検討される予定である。

なお、同検討会では介護福祉士実技試験の在り方以外においても、介護福祉士の養成の現状や資格取得後の現状と課題など幅広く介護福祉士のあり方についても今後、議論される予定である。

ソウェルクラブ(福利厚生センター)ご加入のおすすめ

■職員の健康管理のために

- 生活習慣病予防健診費用助成
- 健康生活用品給付
- スポーツクラブ
- 電話健康医療相談

■職員の慶事のお祝い

- 結婚お祝品贈呈
- 出産お祝品贈呈
- 入学お祝品贈呈
- 資格取得記念品贈呈
- 永年勤続記念品贈呈

■職員の万が一の際に

- 会員の死亡弔慰金
- 会員の配偶者の死亡弔慰金
- 会員の入院・手術見舞金
- 災害見舞金

■職員の余暇活用のために

- 指定保養所…厚生年金宿泊施設等 全国に273か所
- 海外リフレッシュツアー
- クラブ・サークル活動支援
- テーマパーク
- 国内・海外旅行
- レンタカー

■職員の資質向上のために

- 海外研修
- 広報講習会
- レクリエーター養成講習会
- 接遇講習会
- 情報誌

■職員の生活サポートのために

- 住宅ローン
- 特別資金ローン
- クレジットカード

■地域に密着した事業

- 会員交流事業

加入できる職員

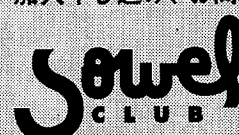
■社会福祉事業に従事する職員の他、常勤の役員や同一法人において社会福祉事業以外の公益事業、収益事業などに従事する職員なども加入できます。

掛金

■掛金は職員一人あたり毎年度1万円です。

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎0120-292-711
FAX ☎0120-292-722
http://www.sowel.or.jp/
社会福祉法人 福利厚生センター
〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル



魅力ある職場づくりに福利厚生センターをご活用ください

中国・四国ブロック研修会開催要項

1. 期日 6月11日(金) 13時30分~12日(土) 13時
2. 会場 高知市文化プラザかるぼーと(高知市九反田2-1)
3. 内容
 - ≪1日目≫6月11日(金)
 - 12:30~ 受付
 - 13:30~ 開会
 - 14:00~ 行政説明
 - 15:30~ 基調講演「今介護福祉士に求められるもの(仮題)」
講師 交渉中
 - 18:30~ 交流会
 - ≪2日目≫6月12日(土)
 - 9:00~ シンポジウム「チームケアの中の「介護」の果たす役割とは」
シンポジスト 医師
理学療法士
看護師
介護支援専門員
介護福祉士
 - 11:30~ 特別講演「これからの福祉に望む(仮題)」
講師 山本一力氏(作家)
4. 参加人数 500名(予定)
5. 問い合わせ先
高知県介護福祉士会
TEL 088-844-3511
FAX 088-844-9443

介護福祉士国家試験受験者数の推移

第12回	第13回	第14回	第15回	第16回
55,853人	58,514人	59,943人	58,485人	81,008人

第16回介護福祉士国家試験が二月二十五日(日)、全国十二都市で行われた。今回、筆記試験の受験者数は八万一千八百人、過去最高となった。今後は、三月七日(日)に実技試験が行われ、合格発表は三月三十一日(水)の予定である。

第16回介護福祉士国家試験 過去最高数の受験者が挑戦



介護福祉士は日本介護福祉士会へ

第16回介護福祉士国家試験が二月二十五日(日)、全国十二都市で行われた。今回、筆記試験の受験者数は八万一千八百人、過去最高となった。今後は、三月七日(日)に実技試験が行われ、合格発表は三月三十一日(水)の予定である。

入会リーフレット一新

本会ではこのたび、入会リーフレットを一新いたしました。このリーフレットは、本会のいろいろな事業を説明する写真を多く取り入れ、見やすく親しみやすいものとなりました。また、各団体より推薦文をいただき、より充実した内容になっていきます。

現在、養成施設の各学校の卒業生に配布していますが、今後の会員獲得にも活用していただけるよう増刷しています。ご希望の方は日本介護福祉士会事務局までご連絡ください。

平成十五年年度年会費の振替について(二月・三月実施分)

本会では、平成十五年年度の年会費納入につきまして、ご指定の口座からの振替を事前にお知らせいたしました日程により、二月二十六日(木)、三月五日(金)に実施させていただきます。ご案内申し上げます。

つきましては、前日までに口座にご入金をお願い申し上げます。

二・三月分の口座振替については、前回までに何らかの事情により振替不可となった方も含め、全ての振替実施支部において行われます。

また、継続会員・新規会員・今年養成施設を卒業された場合の新規会員などで金額が異なりますので、詳しくは日本介護福祉士会事務局までお問い合わせ下さい。



広島で介護福祉士リーダー研修 初任者研修講師44名が誕生

一月十一日から十三日の三日間、「平成十五年度介護福祉士リーダー研修」がホテルJALシティ広島において実施され、全国から四十四名の参加があった。(写真)

この研修会は、都道府県支部において初任者研修会を実施する際の講師を養成することを目的として実施した。

研修の内容は、初任者研修会の講義を行ううえでの重点ポイントについて講義が行われた。

また、実際の講義をどのように組み立てて進めるかという指導案の作成について、グループ討議を活用して演習を行った。

さらに、厚生労働省社会・援護局福祉基礎課マンパワ企画係資格・試験係長寺床慎也氏より「行政説明」があり、最新の福祉情報と今後求められる介護福祉士の役割についてお話をいただいた。

介護福祉士の提供するサービスが利用者本位の質の高いものとなることを目指して後進をいかに育てるかという共通認識のもと、各講師から熱意のこもった講義があり、参加者同士が情報交換も交えて演習で語り合った。密度の濃い研修となった。

修了者は今後、各支部で初任者研修会講師としての活躍が期待される。

アセスメント・ケアプラン機能、給付管理機能を強化!

クイック For Windows ver.3.0

統合版の会員価格 88,000円

日介式のきめ細かさはそのままに、さらに使いやすくなりました。

認定調査アセスメントケアプラン
また、Excel形式での保存が可能となり、履歴の保存、作成後のデータ編集など帳票作成の自由度がアップしました。

帳票に則した入力画面で、PCに不慣れな方でも扱いやすくなっています。

もちろん給付管理初心者のためのバージョンアップは二万八千円

必要機能を選んでいただけます。また、複合台のPCを利用するユーザー向けとして「分散入力版」をご用意しました。

●お申込・お問合せは 株式会社クロスメディア TEL:03-5441-2775

使いやすくなった入力画面

ふれあい旬

介護に携わるプロフェッショナルのための応援誌。毎日の介護実践に役立つ専門知識や技術についての情報を満載。高齢者ケアに関わる施設福祉や在宅福祉の最新情報や、先駆的な実践事例も紹介。

●B5判/80頁・毎月20日発売 ●定価1,020円(本体971円)
●定期購読1年:12,240円(税込・送料サービス)

3月号 特集 夜間の介護を考える
高齢者介護施設では、夜間帯に限られた職員体制の中で、徘徊者への対応、排せつケア、バイタルチェックや体調管理など必要不可欠な業務があり、その対応には工夫を要します。また、在宅介護でも夜間帯の介護は困難な状況があり、そのニーズへの対応も重要な問題です。介護の考え方や留意点、具体的な工夫例などの実践を紹介し、夜間の介護について考えます。

2月号 特集 利用者に合った福祉用具の選び方・使い方
身体機能が低下した高齢者が自立に向けた生活を送るためには、福祉用具を上手に活用することが必要不可欠です。そこで、一人ひとりの利用者に合った福祉用具の選び方や使い方などについて、事例を交えてわかりやすく解説します。

1月号 特集 痴呆性高齢者の権利擁護
判断能力が不十分な高齢者や障害者などの自己決定を支援するための成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を確認しながら、介護現場における痴呆性高齢者などの権利擁護について考えます。

◆お申込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ◆

◆福祉関係図書800点の検索・注文ができるホームページ◆

「福祉の本 出版目録」http://www.fukushinohon.gr.jp

全国社会福祉協議会 出版部
〈注文用〉FAX 03-3581-4666 E-mail: zenshakyos@msc.biglobe.ne.jp
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL:03-3581-9511

★定期購読申込受付中!★
〈FAX、郵送、E-mail いずれかで申込みください〉お申込みの際は「〒住所・氏名・電話番号」のほか、「購読開始月号、冊数、購読期間(1年間、または次年度自動継続)」を忘れずにお書き添えください。バックナンバーをご希望の場合はその月号・冊数もご記入ください。

日本介護学会設立大会へ参加者募集

3月27日上智大学で開催

日本介護学会は三月二十七日(土)、東京の上智大学で設立大会を開催する。

【開催要綱別掲】

同学会は、日本介護福祉士の平成十五年度事業として設立を準備してきたもので、現在の細部について調整が行われており、設立大会では経過報告とともに学会の全体像が示されることとなっている。

記念講演は石井哲夫氏(白梅学園短期大学学長)に決まり、当日発表していただく研究事例の論文も集まり、査読が行われている。

設立大会の参加申し込みは、別添の申込書にて三月十五日までにお申し込みください。多くの方々のご参加をお願いします。

日本介護学会設立記念大会開催要綱

- 日時 3月27日(土) 10:30~17:00
- 会場 上智大学3号館5階521室
(東京都千代田区紀尾井町7-1)
- 内容
 - 10:30~ 設立大会
 - (1) 開会
挨拶 社団法人日本介護福祉士会会長 田中雅子
来賓(予定) 厚生労働省社会・援護局
社団法人日本社会福祉士会
社団法人日本介護福祉士養成施設協会
 - (2) 基調報告
 - (3) 役員等の紹介
 - 13:30~ 記念講演
講師 石井哲夫氏(白梅学園短期大学学長)
演題 (未定)
 - 15:00~ 研究発表
閉会挨拶
 - 17:30~ 懇親会
- 参加費 会員 参加費のみ 3,000円
一般 学会へ入会される方 入会金10,000円と参加費3,000円
学生 1,000円
懇親会 6,000円(主婦会館プラザエフ9Fスズラン)
※交通・宿泊のお手配は各自でお願い致します。
- 申し込み方法 申し込み用紙(別紙)に必要事項を記入の上、日本介護福祉士会事務局にお申し込みください。
- 締切日 3月15日(月)
- 問い合わせ先 社団法人日本介護福祉士会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13 西勘虎の門ビル3階
TEL 03-3507-0784 FAX 03-3507-8810

加をお願いします。す。詳細につきましては、日本介護福祉士会事務局までお問い合わせください。

学術専門誌『介護福祉士』の定期購読を

『介護福祉士』は、介護福祉士が介護の専門職として必要な専門的知識や技術の習得のみならず、介護を科学的に検証し、介護福祉研究の発表の場となることを目的として昨年、創刊された。

日本介護学会の設立にあたり、介護福祉士の資質の向上と専門性の確立のために、『介護福祉士』の定期購読を改めてお願い申し上げます。

【発行】年一回(春、秋) 規出版が行います。

【価格】一冊あたり一千円(税別、送料実費)
※年間契約に限り日本介護福祉士会会員は九百円(税別、送料実費)
【編集・発行】社団法人日本介護福祉士会
【制作・発売】中央法規出版株式会社
(申込先) 社団法人日本介護福祉士会事務局
※なお、本誌の発送及び請求等は販売元である中央法規出版が行います。

●今後の会議の予定

【第2回理事会】

▽日時 三月二十日(土)

▽場所 虎ノ門パストラル

▷支部のイベント(順不同)

大分県介護福祉士会

【医学一般研修会】

▽日時 三月二十一日(日)

▽会場 大分県社会福祉介護研修センター

▽内容 「痴呆者の対応について」講師・わかば台クリニック院長 山内千代氏、「専門の立場から介護

に携わる者へ」高齢者や障害者との上手な関わり方」講師 大分県立芸術文化短期大学講師・臨床心理士・柴田雄介氏

▽参加費 会員 無料 一般 二千元

▽問い合わせ・申し込み先 大分県介護福祉士会(Tel&Fax 097-551-0294)

▽お問い合わせ・申し込み先 東京介護福祉士会

【介護支援専門員のためのアセスメント研修】

▽日時 四月三日(土) 九時三十分~十六時三十分

▽会場 ティアラこうとう大会議室

▽内容・講師 「アセスメントの視点と手法」「ケアプランの立案」等 講師・ケアタウン総合研究所 長・高室成幸氏

▽参加費 会員 三千五百円 一般 五千円

▽定員 百名(先着順)

▽申し込み方法 氏名・住所・電話番号・会員番号を記入の上、FAXで。

▽問い合わせ・申し込み先

東京都介護福祉士会事務局 (TEL&FAX 03-5624-2821)

福岡県介護福祉士会

【レクリエーションをケアに生かそう】

▽日時 三月二十日(土)

▽会場 福岡県福祉プラザ(ふくふくプラザ)五〇一号室

▽内容・講師 「対象者に合わせたアレンジ法」講師・福祉レクリエーションワーカー 松本千英氏、「寝たきりの予防の筋肉トレーニング」講師・健康運動指導士 安部志津代氏

▽参加費 会員 無料 一般 二千元

▽定員 五十名

▽申し込み方法 氏名・住所・電話番号・会員番号を記入の上、FAXで。

▽お問い合わせ・申し込み先 福岡県介護福祉士会事務局 (TEL 092-47015 FAX 092-43365)

▷他団体のイベント

【第14回シルバサービス展】

▽日時 三月三十一日(水) 十三時~十六時三十分

▽場所 ヤマハホール(東京都中央区銀座)

▽お問い合わせ先 国立長寿医療研究センターリハビリテーション研究所(TEL 0562-44-5651)

第11回全国大会のご案内

第十一次全国大会は、三月二十九日(金)三十日(土)の二日間、長崎県で開催されます。

メイン会場となるホテルニュー長崎は、JR長崎駅に隣接して、長崎市内

観光へも路面電車に乗って移動できます。洋館と石畳の教会など異国情緒たっぷりの街並を散策してみませんか。もちろん、佐世保のハウステンボスへもJRハウステンボス号に乗って行くことができます。

「ばっちゃん長崎よかどいばいせったいこんばいせ」浪漫の街長崎へおいでください。みなさんのお越しをお待ちします。

平成16年度 社団法人日本介護福祉士会 通常総会の開催について

- 日時 平成16年5月22日(土)
 - 場所 TFF(東京ファッションタウン) 東京都江東区有明3-1
- ※詳細については、後日、都道府県支部を通じて連絡いたします。

介護福祉士向け専門情報誌

介護福祉

- ☆発行回数 年4回/春・夏・秋・冬号
- ☆購読料(年) 3,440円(4号分・送料含む)
- ☆申込み先 財団法人 社会福祉振興・試験センター
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
TEL 03-3486-7511 FAX 03-3486-7514
インターネットによる申込 <http://www.sssc.or.jp>
郵便振替口座 00120-5-138401

専門性が支える介護福祉の充実のために

この『介護福祉』は、介護福祉士の皆様の自己研鑽のため、また、施設等における介護職員の資質向上のための必携の書として大変好評を得ています。本誌は、日常の介護業務において、そこで求められる介護行為・動作等について、論理的根拠を医学・心理学・解剖学・看護学その他の面から、分かりやすく解説するほか、介護福祉士として是非知っておいていただきたい専門知識や技術・福祉機器の活用など、介護に関する最新情報を提供しています。

- 春季号(16年3月発行)
- 夏季号(16年6月発行)

- 特集テーマ「生活活性化」
- 特集テーマ「痴呆」